

For all the students

福岡工業大学 点検・評価報告書 2022



UNIVERSITY
ACCREDITED
2020.4~2027.3

2023年3月

福岡工業大学
自己点検・評価委員会

目 次

第 1 章 大学の理念・目的	1
(1) 現状説明	1
(2) 長所・特色	6
(3) 問題点	7
(4) 全体のまとめ	7
第 2 章 内部質保証	9
(1) 現状説明	9
(2) 長所・特色	19
(3) 問題点	19
(4) 全体のまとめ	20
第 3 章 教育研究組織	21
(1) 現状説明	21
(2) 長所・特色	24
(3) 問題点	24
(4) 全体のまとめ	24
第 4 章 教育課程・学習成果	26
(1) 現状説明	26
(2) 長所・特色	44
(3) 問題点	45
(4) 全体のまとめ	45
第 5 章 学生の受け入れ	47
(1) 現状説明	47
(2) 長所・特色	52
(3) 問題点	52
(4) 全体のまとめ	53
第 6 章 教員・教員組織	54
(1) 現状説明	54
(2) 長所・特色	60
(3) 問題点	60
(4) 全体のまとめ	61
第 7 章 学生支援	62
(1) 現状説明	62
(2) 長所・特色	70

(3) 問題点	71
(4) 全体のまとめ	72
第 8 章 教育研究等環境	73
(1) 現状説明	73
(2) 長所・特色	88
(3) 問題点	88
(4) 全体のまとめ	89
第 9 章 社会連携・社会貢献	90
(1) 現状説明	90
(2) 長所・特色	95
(3) 問題点	96
(4) 全体のまとめ	96
第 10 章 大学運営・財務	97
第 1 節 大学運営	97
(1) 現状説明	97
(2) 長所・特色	103
(3) 問題点	103
(4) 全体のまとめ	104
第 2 節 財務	105
(1) 現状説明	105
(2) 長所・特色	106
(3) 問題点	106
(4) 全体のまとめ	106
福岡工業大学に対する大学評価（認証評価）結果	107

※『大学基礎データ』については本学ウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.fit.ac.jp/daigaku/disclosure/hyoka/index>)

※本文中の引用資料番号については巻末の「福岡工業大学根拠資料一覧」をご参照下さい。

第1章 大学の理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

- 評価の視点
- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
 - 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、福岡市東区和白（最寄駅：JR 福工大前駅）の約8万㎡のキャンパス内に、附属城東高校、短期大学部から大学・大学院までの3校を設置している。本学の歴史は、1954（昭和29）年設立の福岡高等無線電信学校を源流とする。本学の理念を検証するにあたっては、学園設立当時の社会動向を振り返らなければならない。すなわち、科学技術の発達は、人工衛星を完成させるとともに、宇宙世紀の始まりを告げ、さらに、人工衛星の打ち上げ成功は、科学への飽くなき探求と洞察がもたらしたものであり、歴史的成果であると評されていた。

そのような時代背景下、本学園の創始者である桑原玉市は、科学、特に理工科系科学探究の振興がいよいよ急務であること、また、人工衛星の完成を裏付けるものは電波科学の発達であること、さらに、打ち上げの成功の蔭には膨大な数値計算が最も正確になされたはずであり、精密比類ない電子計算機の働きがあったこと等に想いを巡らし、将来的には、「電波科学」の振興が一国の興亡にかかるといふことさえ可能であると考えていた。

このことに着眼し、その後、「電子工学、電波科学に関する一大総合学園」を実現するため、1958（昭和33）年に福岡電波高等学校、1960（昭和35）年に福岡電子工業短期大学、そして、1963（昭和38）年に福岡電波学園電子工業大学を設立したものである。その後、大学については、1966（昭和41）年に「福岡工業大学」に名称変更するとともに、発展的に組織改編を継続することで、現在の姿に至っている。

大学の理念・目的の設定については、福岡工業大学の建学の精神である「建学の綱領」が、上記のように創始者の思いを凝縮した社会に対する宣言であることから、大学の理念として適切に設定されたものである。

【建学の綱領】

- 一、学徒の品性を陶冶し真の国民としての教養を啓培する
- 一、宇宙の真理を探求しこれを実生活に応用して社会に貢献する
- 一、人類至高の精神、自由平和信愛を基調として世界に雄飛する人材を育成する

この綱領に従って、本学園は、堅固であって、しかも穏健な精神、人類の目標を過らない確乎不拔の信念に燃えつつ社会に奉仕する、また、そうすることによって自己の生活を物心ともにいよいよ豊かにしてゆく、ということを高き目標とした教育を実施する、いわゆる心技一体の実践道義の教育を徹底するという教育目標を定めた。

建学当時の言葉を借りれば、「①熱誠溢れる教育を実施する、②若き学徒を十分に鍛えて、

その期待に応える、③技術の錬磨のためには実験実習の徹底的教育を実施する」ことに主眼を置いた教育を行い、その成果として、本学園の卒業生は、実社会において最も信頼され、その職務に邁進する人材となることが期待されていた。

大学の理念を踏まえ、大学の目的については大学学則において、次のように定めている(資料 1-1 第 1 条)。

【大学の目的】

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の綱領及び教育理念に基づき、工業及び環境に関する専門の学術を研究、教授し、もって科学の進歩向上に寄与することを目的とする。

なお、大学院の目的については大学院学則において、次のように定めている(資料 1-2 第 1 条の 2)。

(大学院) 大学院は、本学の建学の綱領に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、科学や社会の進歩向上に寄与する人材を養成することを目的とする。

以上の大学の理念および目的の下で、本学は、半世紀にわたり教育研究活動を推進してきたところである。その過程において、本学の理念である「建学の綱領」は、科学技術の著しい進歩や社会の変化に応じて、適宜その精神が省みられるとともに、常に発展的に継承されてきている。殊に、1994(平成 6)年度の自己点検・評価においては、「学問」、「個人」、「社会」という切り口から、建学の綱領の新たな解釈を試みた(資料 1-3)。その結果、本学の教育理念として、次のように設定し、この下で教育研究に取り組んできた。

【教育理念】

一、学問(学問の追究・創造・発展)

宇宙の真理を探究し、人類の福祉と環境との調和を指向して、科学技術の創造と発展に貢献する。

一、個人(個人としての人間性の涵養)

自由と平和を愛する心と信愛の情を養い、豊かな人間性と自発的精神に充ちた人間を育成する。

一、社会(社会への主体的な対応)

多様な価値観と創造力をもって、国際化及び情報化社会の進展に主体的に対応できる技術者を育成する。

しかし、昨今の「国際化・情報化社会の進展」はさらに進んでおり、現代の Society5.0 や持続可能性に対応した再解釈の必要性について、2018 年度に実施した外部評価委員会において指摘を受けたこともあり、改善すべき課題として認識し、2019 年度に全学的な視点から具体的見直しの検討を重ねた結果、2020 年 4 月から以下のとおり改訂を行った。見直しの視点は時代に即した表現であり、本学の育成する人材像を適切に示す表現とすることであった。今後は、この教育理念を具現化すべく教育研究に取り組んでいく。

【教育理念】

一、学問（学問の追究・創造・発展）

宇宙の真理を探究し、人類の福祉と環境との調和を指向して、科学技術の創造と発展に貢献する。

一、個人（個人としての人間性の涵養）

自由と平和を愛する心と信愛の情を養い、豊かな人間性と主体性・自律性に充ちた人間を育成する。

一、社会（社会への主体的な対応）

多様な価値観と創造力をもって、グローバル化及び持続型社会の進展に主体的に対応できる実践型人材を育成する

学部・研究科の目的の設定については、上記の建学の綱領および教育理念に基づき、本学の育成すべき人材像を「自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できるような実践型人材を育成する」と定めた上で（資料 1-4 p2）、これらの理念・目的を踏まえ、学部ごとに育成すべき人材像を次のとおり定めている。

（資料 1-5 <https://www.fit.ac.jp/daigaku/syokai/kyoiku>）

【育成すべき人材像】

（工学部）21 世紀の「モノづくり」を担う、創造力豊かな技術者を育てる。

（情報工学部）高度情報化社会を担う、問題解決力に優れた技術者を育てる。

（社会環境学部）「環境問題」の解決に貢献できる実践型の人材を育成する。

さらにこれまで学科単位で設定していた「教育研究上の目的」について、学士の専攻分野（工学、情報工学、社会環境学）としての設定と明示が必要であるという課題認識を踏まえ、2019 年度中に策定の議論を行い、以下のとおり学部ごとの「教育研究上の目的」を設定した（資料 1-1 第 2 条の 2 別表 1）。

【教育研究上の目的】

（工学部）

工学分野の基盤となる知識と技術ならびにグローバルな視点を有し、かつそれらを社会の安全・安心な発展のために用いる倫理観と問題解決能力、主体性を備えた実践型人材の育成を目的とする。

（情報工学部）

情報工学およびコンピュータ利用技術に関して、数理系の専門基礎から情報工学の幅広い応用に関する専門分野までを教授研究し、グローバル化・高度情報化が進展する社会において、修得した知識や技術を活用し、主体的に課題解決ができる実践型人材の育成を目的とする。

（社会環境学部）

環境に関わる諸問題に関して主として社会科学の立場からアプローチし、社会の仕組みを理解した上で、グローバルな視点から持続可能な社会実現に主体的・自律的に貢献することのできる実践型人材の育成を目的とする。

大学院については研究科ごとに、また、工学研究科は修士課程と博士後期課程があることから、それぞれの教育課程ごとに人材の養成に関する目的を学則に定めている（資料1-2 第1条の3）。

【人材の養成に関する目的】

（工学研究科）

- ・修士課程：工学又は情報工学に関する理論的及び技術的知識と研究能力、開発能力を修得した高度な職業人を養成する。
- ・博士後期課程：工学又は情報工学に関する高度の研究能力、開発能力を育成して、専門分野における研究に従事する職業人を養成する。

（社会環境学研究科）

環境問題に関する理論的知識と問題解決能力を修得した高度な職業人を育成する。

以上から明らかのように、本学は、理念・目的を適切に設定し、また、それを踏まえ、学部・研究科ごとの人材養成および教育研究上の目的を明確かつ適切に設定するとともに、学部の学科ごと、研究科の専攻ごとの教育研究上の目的についても、明確かつ適切に設定しており、大学の理念・目的と連関していると判断できる。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

- 評価の視点**
- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
 - 教職員、学生、社会に対する刊行物、Web サイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的の明示については、「建学の綱領」、「大学の目的」および「大学院の目的」として、学部・研究科の目的の明示については、学部が「育成すべき人材像」、研究科が「人材の養成に関する目的」として、それぞれ大学学則（一部 Web サイト）および大学院学則に適切に明示している。「教育理念」については、学生便覧および Web サイトに明示している。また、学部の学科および研究科の専攻ごとに設定している「教育研究上の目的」についても、大学学則および大学院学則に適切に明示している。

その上で、大学の理念・目的、学部・研究科の目的については、Web サイト等を通じて学生や教職員はじめ学内外に広く公表している。また、全学生に配布する学生便覧にも掲載するとともに、学生便覧は Web サイトでも閲覧することができることから、十分な周知がなされている（資料1-6 <https://www.fit.ac.jp/gakusei/seika/binran>）。

特に学生に対しては、新入生全員を対象にした学科オリエンテーションや各学科の導入科目、大学院入学時のガイダンス等を通じて、本学の建学の綱領に基づく教育研究上の目的等について、周知・理解に努めている。また、新採用の専任教職員に対しては入職時研

修にて、非常勤講師には学期毎のオリエンテーションにて、建学の綱領および教育理念の浸透を図っている。受験生や社会に対しては、Web サイトや大学案内、大学院案内などにより、広く公表している（資料 1-7、1-8）。このように、理念・目的等は、対象に応じて最適な媒体を選ぶとともに、分かり易い表現と理解が進むように配慮している。

以上から、大学の理念・目的および学部・学科、研究科・専攻の目的は、学則、学生便覧に適切に明示し、教職員および学生に周知するとともに、Web サイト等を通じて社会に対し広く公表していると判断できる。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的を実現していくための将来を見据えた中・長期の計画について、本学では、1998（平成 10）年より「中期経営計画」（以下、マスタープラン）を設定し運営を行っている。そのマスタープランの内容に関しては、経営理念、経営目標および経営戦略の三層の構造となっている。すなわち、経営戦略は「For all the students～すべての学生生徒のために」、経営目標は「情報・環境・モノづくり領域で教育研究力を発揮し、広く社会に貢献する。」と定めている。この目標を達成するために、第 9 次マスタープランでは、次に記述する 6 つの経営戦略を定め、各戦略項目について、現状認識と課題、目標や指標を設定している（資料 1-9）。

〔戦略Ⅰ〕 広報および募集活動の質的転換によるステイタス向上

〔戦略Ⅱ〕 学修者本位の教育による付加価値向上

〔戦略Ⅲ〕 特色ある研究によるプレゼンスアップ

〔戦略Ⅳ〕 キャリア教育と就職支援・進学支援による満足度向上

〔戦略Ⅴ〕 グローバル化と地域連携の推進

〔戦略Ⅵ〕 財政基盤の安定と組織ガバナンスの強化

また、マスタープランを踏まえた「部門別中期運営計画」を策定しており、各学部・研究科における各課題について方針、方策・具体策、指標を設定している（資料 1-10）。さらに、年度ごとに「重点推進課題」および単年度行動計画である「アクションプログラム」を策定し、マスタープランの具現化を図っている（資料 1-11、1-12）。これらの計画は、中期財政計画の中で、予算の裏付けを行っている。

上記のマスタープランの策定および進捗管理等については、毎年進捗状況に関してレビューを行う他、5 年計画の 3 年時点で見直すこととしており、第 8 次マスタープランの 3 年目にあたる 2021（令和 3）年に行われた第 9 次マスタープランの策定に際しては、学部長はじめ部長職および学部選出教員ならびに事務職員が策定委員として参画し、第 8 次マスタープランのレビューを踏まえつつ、将来に向けた諸施策を設定した（資料 1-9）。

なおこれまでの成果であるが、2010（平成 22）年の第 5 次マスタープランにおいては、18 歳人口減少期対策として学部等の改編に向けた基盤形成を図ることが示された。これを

受け、2010（平成 22）年に将来計画評議会が設置され、学部・学科等の組織・体制に関する事項および大学の運営に関する事項の 2 点について、2 つの検討部会および将来計画評議会において、2 期計 4 年にわたり計 32 名の委員による検討が行われた。2012（平成 24）年 3 月に中間報告を、2014（平成 26）年 3 月に最終答申が行われた。これに対し、2015（平成 27）年 3 月、学長より理事長に対して実現可能性を検討した結果が報告され、将来的課題を残すものの、学科名称変更およびコース制導入については具体化が進められた。その結果、社会環境学部社会環境学科において 2019（令和元）年度より経営コースと地域コースの 2 コース制を導入している。

また、2018（平成 30）年の第 8 次マスタープランにおいては、「新たなステージに向けた価値の創出」を目指し、学部・学科等の改組の検討を本格化させることが示され、これを受け、2019（令和元）年 11 月 1 日に「新学部設置に関する検討準備委員会」が設置され、2020（令和 2）年 3 月に検討結果の報告が行われた。それを受けて、2020（令和 2）年 7 月より新たに「新学部等設置検討委員会」が設置され、新学部等の設置の必要性および改組の方向性について検討が進められた。

なお、2021（令和 3）年度は、第 9 次中期経営計画 [マスタープラン] の策定年度であり、学校法人福岡工業大学のブランド力の確立と強化をテーマに 6 月から 12 月にかけて全学的な議論が展開され、2022（令和 4）年 3 月の理事会にて審議・承認された。

以上のように、本学においては、中期の計画であるマスタープランの下で、大学経営・運営を推進しており、常に PDCA サイクルを回すことによって、計画の実現可能性を高めるとともに、時代の要請に適合した中期の計画となるように見直していることから、本学のマスタープランおよびその他の施策については、適切に設定されていると判断できる。

（2）長所・特色

大学の理念・目的に基づく経営目標である「情報・環境・モノづくり領域で教育研究力を発揮し、広く社会に貢献する」の実現を図るため、本学では 5 年計画 3 年時点で見直しのマスタープランを核に、予算的な裏付けとなる中期財政計画、単年度行動計画であるアクションプログラムを相互に関連させつつ PDCA サイクルにより改革を進めていく体制を構築している。アクションプログラムについては、部署ごとに自主自律的に計画を立案・推進・評価する過程を、計画立案時・中間評価・最終評価それぞれで全学の管理部門で確認する体制をとっている。教学部門、事務部門で合計 50 程のセクションが存在し、それぞれが立案するアクションプログラムの総数は、多い年では年間 400 程となり、本学の教育理念及び目的等の実現に必要な諸施策の推進に寄与している。

このような活動の中で、特筆すべきは、本学の育成すべき人材像で示す「自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できるような人材（実践型人材）」の育成を達成するため、教授方法の質的転換を図っており、その具体的方策としてのアクティブ・ラーニング（以下、AL）全学的水平展開の取り組みが、大学教育再生加速プログラム（テーマ I : AL）に採択されたことである。

本事業を通じて、育成すべき人材像に欠かせない「能動的な学習態度の涵養」と「知識の定着」の実現に取り組んでいる。また、育成すべき人材像のための従来の制度的枠組み

の構築に留まらず、教育現場での具体的、実地的な教授方法の改善・実践をもって実践型人材育成の加速を図るものであり、ともすれば導入そのものが目的となりがちな AL の在り方を示すモデルとして期待できる。その成果として、2017（平成 29）年度からは AL 型授業の学習成果を可視化するため、ディプロマ・ポリシーの非認知的能力に対応するルーブリック作成、教員同士による相互評価のためのツール開発、学生の自己評価を示す学習ポートフォリオ開発を行っている（資料 1-13 <https://www.fit.ac.jp/ap/>）。

これら一連の PDCA 活動としての本学の取組みは、全学的、組織的かつ機能的な教育改革の事例として、全国の大学にとっても有用なモデルになるものと評価することができる。

（3）問題点

点検・評価活動の結果によって示された 3 つの課題について、検討のうえ対応を行った。まず、「教育理念」について、建学の綱領を社会の変化に対応して解釈を加えたものであるが、1995（平成 7）年に策定以来、一時改訂の検討はされつつも見直しはなされていなかった。「国際化・情報化社会の進展」はさらに進んでいることから、現代の Society5.0 や持続可能性に対応した再解釈の必要性が全学内部質保証推進会議において議論された（資料 1-14）。この課題に基づいて、2020 年度は教育理念の見直しを行った。

次に、「教育研究上の目的」について、大学院は修士課程及び博士後期課程としての設定があるが、大学においては、学科単位での設定に留まり、学部としての目的を学則に規定していなかった。学士課程教育のカリキュラムマネジメントが問われる昨今において、少なくとも学士の専攻分野（工学、情報工学、社会環境学）としての設定と明示の必要性が増しているとの認識から検討を進め、先に述べた教育理念の見直し内容とも整合する形で、学部ごとの教育研究上の目的の策定にいたった（資料 1-15）。

あわせて、大学の理念・目的の学則への反映について、大学院の学則には「建学の綱領に基づき」としているが、大学学則には「教育基本法及び学校教育法に基づき」とされていたため、「建学の綱領および教育理念に基づき」との文言を追加、学則への反映についても対応が完了した（資料 1-15）。

したがって、現時点では問題点は見られない。

（4）全体のまとめ

本学は、1963（昭和 38）年の設立以来、建学の綱領を基に、実践型人材の育成を行ってきた。大学の理念・目的、学部研究科の目的等については、引き続き 大学 Web サイトや各種対外的報告書等を通じて、内外に発信し周知することに注力している。加えて本年度は、「令和 3 年度教育研究活動報告書」の巻頭ページを使って、「学修者本位の教育拠点を目指して～教育 DX for Society5.0、SDGs へのアプローチ～」と題して、外部環境に照らした上での本学の基本的な考え方、取り組み状況について、ステークホルダーに向けて発信を行った。

また、本学では、マスタープランによる大学運営を行っており、5 年先の将来を見据えた大学運営が定着している。現在は、第 9 次マスタープランの 1 年目にあたり、その中で、本学の計画として、6 つの戦略を掲げ、戦略毎に重点目標と戦略項目を設定し、年度ごと

のアクションプログラムを通して具現化している。

このように、本学の理念・目的に基づき、学部・研究科における人材育成の目的等を適切に設定・公表するとともに、それらを実現するために将来を見据えた中期計画および諸施策を明確にし、大学運営を行っている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 ○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

学則第1条の2において、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」ことが明示され、それに基づき、内部質保証の方針を定め、公表している。

まず、内部質保証の基本的な考え方は、「組織的、継続的及び系統的に、自己評価・点検項目並びに方法を設定し、点検及び評価を実施することで質を保証し、改善・向上に取り組むとともに、その成果を公表することで社会に対する説明責任を果たしていく」とする（資料2-1）。

また、内部質保証を担う組織および機関等に関しては、次の組織体制を敷いている。

(1) 内部質保証の組織

① 全学内部質保証推進会議

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とし、学部長、研究科長及び教務部長、学生部長、教養力育成センター長を構成員とする全学内部質保証推進会議を置く。この推進会議において、各学部・研究科・その他の組織における点検・評価内容について、全学的観点から検証、支援、助言を行う。全学共通の教育目標の設定、全学共通の自己評価項目の設定及び点検、全学的観点からの自己評価の実施、全学的観点からの教育研究活動等の改善に関することを審議する。

全学内部質保証推進会議の事務は経営企画室が担当する。

(2) 定期的な自己点検・評価活動

① 自己点検・評価委員会

部門別の自己点検・評価を推進するための組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置く。この委員会において、教育目標の設定、自己評価項目の設定及び点検、自己評価の実施、教育研究活動等の改善について審議し、教授会に報告する。

自己点検・評価委員会の事務は、経営企画室が担当する。

② 外部評価委員会

本学の実施する自己点検・評価活動の実質化、及び客観性・適切性を確保するために学外有識者により組織される外部評価委員会を置く。外部評価委員会では、本学の自己点検・評価に関する検証を行う。

外部評価委員会の事務は、経営企画室が担当する。

(3) 教育の質保証に向けた活動

① FD 推進機構

教育改善活動を推進するための組織として、学長を機構長とする FD 推進機構を置く。FD 推進機構では、本学における教育内容及び方法を改善し向上させるための組織的な諸取組を推進する。FD 推進機構運営委員会では、FD に関する企画、開発、実施及び支援に関し全学的見地から審議、調整を行い、効果的な運営を図る。また、FD 推進機構の下に、学部長・研究科長を部会長とし、各学科・専攻から選出された者により組織される部会を設置し、教育改善の企画、開発、実施、支援、効果の検証といった PDCA サイクルを回していく。

特に、教育の質保証に向けた PDCA サイクルとして、アセスメントプラン（2021（令和3）年度より本導入）に基づき、FD 部会にて学期毎に授業科目毎、カリキュラム毎、及び学部毎のレベルでの学修成果を検証し、評価を行い、さらに FD 推進機構運営委員会にて全学的な状況を集約し大学としての組織的対応を検討、全学内部質保証推進会議での議論を経て、自己点検・評価委員会および教授会に報告する。

FD 推進機構運営委員会及び各部会については FD 推進機構 FD 推進室がその活動を補助し、事務を所掌する。

これを踏まえ、本学の内部質保証システムは次の通りである。

(4) 内部質保証システム

ア) 内部質保証に責任を負う組織は、全学内部質保証推進会議である。

定期的な自己点検・評価活動および教育の質保証に向けた活動から得られた課題や改善点等は、全学内部質保証推進会議で審議し、方針や改善策等を決定、学長から各部局への要請を経て、方針や改善策等を共有・実行する。その後、その結果を検証し、全学内部質保証推進会議にフィードバックすることにより、内部質保証の PDCA サイクルが機能する。

イ) 外部評価委員会の評価を受ける。

教育の質保証に向けた活動を含む定期的な自己点検・評価活動の評価結果について、定期的に外部評価委員会の評価を受ける。外部評価委員会で指摘を受けた事項については、全学内部質保証推進会議で、必要な事項について協議し、改善の方針を決定する。

ウ) 自己点検・評価結果については学外に公表する。

本学では、大学においては学科、大学院においては専攻を単位として、教育研究上の目的及び3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）を設定し、行動指針とする。また、大学における学修成果の評価・改善の方針を定め、大学全体、カリキュラム（学部・学科）、授業科目の3つのレベルにおいて、ディプロマ・ポリシーを満たす人材が育成できているか、カリキュラム・ポリシーに即した学修が進められているかの視点で評価・改善を行う。なお、教育研究および学生実態等に関する情報は、一元化して管理するとともに、必要な指標データを作成・分析し、改善に活用する。

以上の内部質保証の方針および手続きは、2018（平成30）年10月に全学内部質保証推進会議および自己点検・評価委員会にて策定し、部科長会および教授会にて確認され学内で共有するとともに、明示した（資料 2-2 http://www.fit.ac.jp/daigaku/disclosure/quality_

assurance)。これについて、第Ⅲ期認証評価受審の際の実地調査時の質疑等において、質保証システムの組織体制や役割がやや不明確であるとの意見を受けたことから、2020（令和2）年3月に全学内部質保証推進会議において、再整理を行い、内容の見直しと修正を行った（2020（令和2）年4月公表）。

このように、PDCA サイクルにもとづく改善活動を恒常的に実施することを通じて、内部質保証を推進している。なお、本学の内部質保証システムを図2-1に示す。

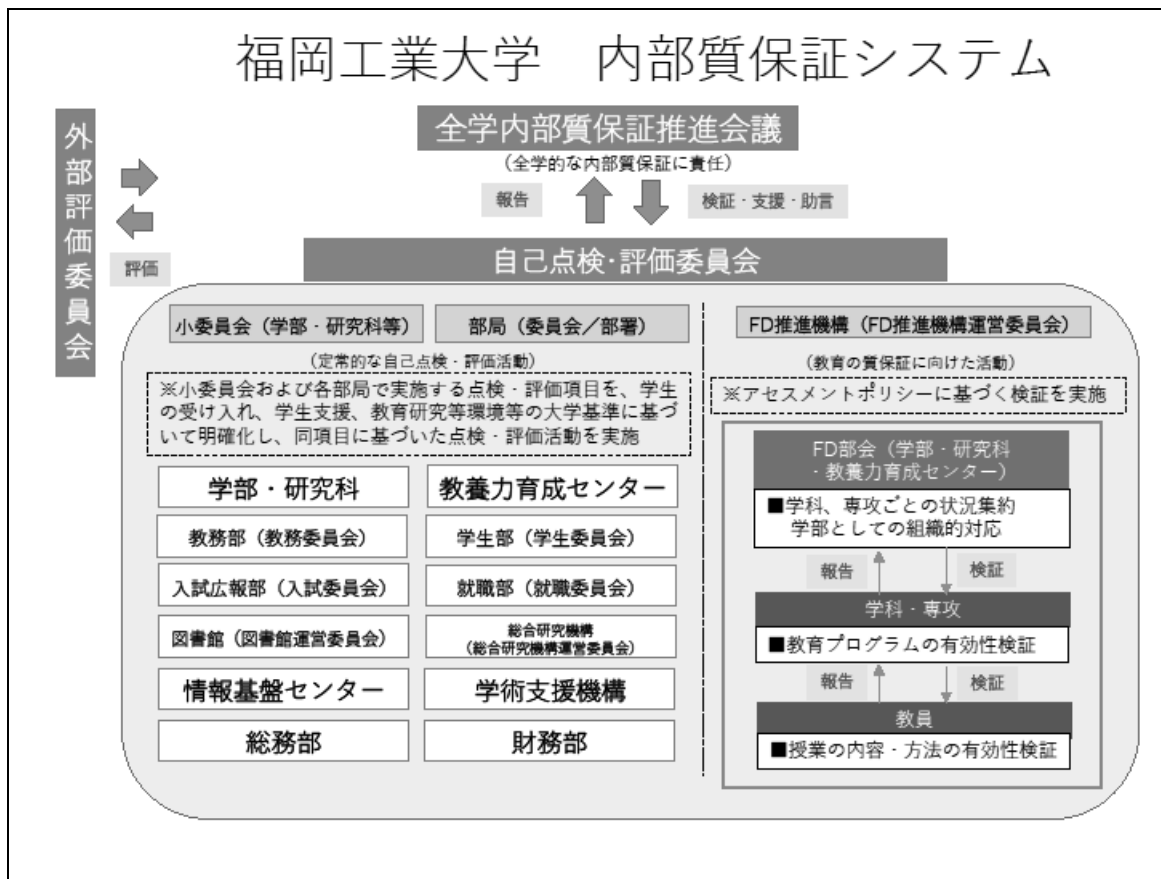


図2-1 福岡工業大学 内部質保証システム

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

- 評価の視点
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
 - 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の内部質保証に関する全学的な方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として前述のとおり「全学内部質保証推進会議」を設置している。全学内部質保証推進会議は、2017（平成29）年5月の自己点検・評価委員会において、各学部・研究科・その他の組織における点検・評価内容について、全学的観点から検証、支援、助言を行うことを目的とする組織として設置することが決定された（資料2-3）。その後、2017（平成29）年9月の教授会において、「全学内部質保証推進会議規程」の制定が決議され、2017

(平成 29) 年 10 月に全学内部質保証推進会議が発足し、全学共通の方針の設定、外部評価委員会の進行内容の打合せ等、活動を開始した。

自己点検・評価体制と教育の質保証に向けた活動は、各学部・研究科やその他の部局におけるチェック機能と、その中でも主となる教育活動の推進を担う機能と区分して実施している。まず、自己点検・評価体制については、自己点検・評価委員会の構成員は、学長はじめ各学部長・研究科長、教務部長、学生部長、就職部長、入試広報部長、図書館長、総合研究機構長、情報基盤センター長、教養力育成センター長、および各学科長に加え、法人事務局長はじめ事務部長職をもって組織している(資料 2-4)。さらに、全学内部質保証推進会議は、自己点検・評価委員会構成員のうち、学長、学部長・研究科長、および教務部長、学生部長、教養力育成センター長からなり、全学的な質保証に責任をもつ役割を担う(資料 2-5)。

一方で、教育の質保証に向けた活動については、FD 推進機構の各部会の部会長は各学部長・研究科長であり、さらに FD 推進機構運営委員会の構成員は、機構長の学長はじめ各部会長、教務部長、および学生部長である。また、FD 各部会において部会長である学部長・研究科長が PDCA サイクルを機能させる責任を担い、学部・研究科での活動に落とし込む体制を整備している(資料 2-6)。

点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点
- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
 - 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
 - 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
 - 点検・評価における客観性、妥当性の確保

3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方の設定

3つのポリシーの策定については、本学の理念・目的に基づき、学部毎の育成すべき人材像を踏まえて、学科・専攻単位で策定し、公表することとしている。3つのポリシーは、それらが体系性・整合性・適切性あるものとなっていることを基本的な考え方とする。

まず、ディプロマ・ポリシーについては、教育研究上の目的および修得する知識・能力(学習・教育到達目標)として次の A~I の内容について、各学科において具体的に設定している。

- | |
|---------------------------------------------|
| A : 地球的観点から多面的に物事を考える能力とその素養 |
| B : 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び社会に対して負っている責任に対する理解 |
| C : 数学及び自然科学(人文社会科学)に関する知識とそれらを応用する能力 |
| D : 当該分野において必要とされる専門知識とそれらを応用する能力 |

E：種々の科学技術、情報及び知識を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
F：論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
G：自主的、継続的に学習する能力
H：与えられた制約の中で計画的に仕事を進め、まとめる能力
I：チームで仕事をするための能力

なお、2014（平成26）年度中にディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて、身につけるべき能力の具体的表示、論理的整合性（体系性）の確認、表現様式の統一等を目的に見直しを行い、カリキュラム・マップを作成した。具体的には、カリキュラム・ポリシーとして、「学習領域（教育分野）」にて専門分野のキーワードを記し、ディプロマ・ポリシーで示した知識・能力などを学生にどのように修得させるか「カリキュラムの基本方針」を定め、学年進行や専門科目別に「年次別科目の配当方針」を説明し、コースを設定している学科は、コースの特徴についても明らかにした。

さらに、各授業科目について「修得する知識・能力」（A～I）および年次別配当との関係を示したカリキュラム・マップを策定。これについては、まず「各授業科目のディプロマ・ポリシーに対する関与度一覧表」を作成して、個々の授業科目が「修得する知識・能力」（A～I）で示したどの能力の養成を担うかを明らかにするとともに、いずれかの能力を養成する授業科目が過度に関わっていないかどうかについてチェックが可能となるようにした。このため、学科専門科目のカリキュラム改訂の際は、3つのポリシーの点検・見直しとあわせ、これらの内容一式について検討することとなっている。

アドミッション・ポリシーについては、「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定及び運用に関するガイドライン」（2016（平成28）年3月31日中央教育審議会大学分科会）の発出を受け、2016（平成28）年度中に再度ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しや確認を行うとともに、その上で一体性のあるアドミッション・ポリシーの策定を行うこととした。同ガイドラインでは、3つのポリシーの一体性、整合性が求められるとともに、特にDP、CPは教育を実施するための目標や評価基準として機能することが要請されていることから、それらを統合的に検討した。まず、ディプロマ・ポリシーの見直しにあたっては学位の特徴に基づき学習・教育目標がアセスメント可能な表現で盛り込まれているかの再確認を行った。また、カリキュラム・ポリシーの見直しにあたっては学習・教育目標との関連を照合するとともに、アセスメントが可能になるよう、教育内容についての実施状況と効果に関する検証方法を盛り込んだ。アドミッション・ポリシーの策定にあたってはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を検討するとともに、「学力の3要素」について求める内容やレベルなどをできるだけ具体的に記載することとしている。

研究科においては、2019（令和元）年9月26日付けの学校教育法施行規則および大学院設置基準の一部を改訂する省令に対応し、2019年に3つのポリシーの見直しを実施し、2020（令和2）年4月に施行した。その際、基本的見直し方針として、求める学修成果をディプロマ・ポリシーに定めること、学修成果をどのような教育課程で実現するかをカリキュラム・ポリシーに定めること、教育課程を経て学修成果が上がると想定される資質をアドミッション・ポリシーに定めること、3つのポリシーが専攻毎に定めた教育研究上の目的と整合性が取れているかを確認することとして設定した。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

本学の内部質保証システムは、学部・研究科等における諸活動について、各部署の自主・自律的な点検・評価活動を相互に確認する自己点検・評価委員会を基盤としつつ、それら委員会単位の自己点検・評価活動を統括する全学内部質保証推進会議を設置することで、全学的な自己点検・評価活動を支える仕組みを構築している。

具体的に、全学内部質保証推進会議がどのように各部署と関わっているか、各部署での自己点検・評価、さらにはその結果を改善に結びつける支援に全学内部質保証推進会議がどう関わっているかをPDCAの段階に沿って説明すると次の通りである。

まず、Pとして、全学内部質保証推進会議にて内部質保証に関する方針の明確化を行っている。2019（令和元）年度より導入した「自己点検・評価シート【課題対応】」を活用し、前年度の自己点検・評価活動で得られた課題（外部評価委員会の指摘を含む）をもとにした改善計画を作成し、その運用に着手することを主な活動としている。なお、課題については、全学内部質保証推進会議にて、全学的視点から審議を行い、どの部署がどのように対応するか、また対応の期間の目安を明確化し、自己点検・評価委員会において、議長である学長が該当部署に対応を指示する形式をとっている。

次に、Dの段階では、担当部署で昨年度の課題を踏まえながら、その後の取組で成果が上がっている事項、改善すべき事項を再整理し、今後、課題にどのように取り組むかを取りまとめたうえで、改善活動に着手することになる。ここでのいわゆる点検・評価活動では、2019（令和元）年度より「自己点検・評価シート【部門別】」を導入し、各部署の点検範囲及び評価基準を明示し、課題の明確化を図り、部署ごとの点検・評価活動の推進を支援している。

また、Cの段階では、質保証に向けた取組みの客観性・妥当性を担保するために、学外有識者で構成される「外部評価委員会」による点検・評価を実施している。内部的にも部署ごとの自己点検・評価結果に対する個別検証を行う。

その後、Aの段階として、全学内部質保証推進会議を中心に、自己点検・評価委員会と、特に教育に関するものについてはFD推進機構が連携を図りながら、「点検・評価シート【部門別】」および「点検評価シート【課題対応】」への形成的フィードバックを行い、次期への課題対応方針の明示を行うなど、評価結果を改善に結びつける支援を行っている。一方、全学および学部・研究科の教育改善活動のPDCAサイクルは、FD推進機構が設置するFD推進機構運営委員会において、半期・通期のレビューが実施され、部門単位のPDCAサイクルのチェックに留まらず、好事例や改善点の共有を図ることで更なる質保証に寄与している。本学の内部質保証システムを支える各種委員会が確認するPDCAサイクルは、教学部門長が構成員となる部科長会、自己点検・評価委員会において確認され、さらに全学内部質保証推進会議へと報告される。つまり、各部署の活動報告は、担当委員会から、自己点検・評価委員会と同じ構成員で組織する部科長会を経て、教授会に報告されるが、部署ごとの責任者である部科長会メンバーが、自己点検・評価を担っている。例えば、FD各部会において授業科目、カリキュラム、及び学部レベルでの取り組みを検証し、評価した内容をFD推進機構運営委員会にて集約し、大学としての組織的な対応を検討している。その内容を、自己点検・評価委員会および全学内部質保証推進会議に報告し検証

を行い、FD推進機構における運営や活動の支援を行う。

このように、部科長会、自己点検・評価委員会、および全学内部質保証推進会議の議長は全て学長が務め、構成員も教学部門長が兼任することで、各階層のPDCAサイクルの分断を防ぐとともにブラッシュアップを企図している。

また、全学内部質保証推進会議を頂点とした本学の内部質保証システムについて、第三者の客観的な評価を受けるため、外部有識者で構成される外部評価委員会を定期的に開催し、更なる質保証の推進に努めている（資料2-7）。

認証評価機関、行政機関等からの指摘事項に対する適切な対応

認証評価機関である大学基準協会および行政機関である文部科学省からの指摘事項等については、原則として当該委員会が策定した改善案を、前者が自己点検・評価委員会、後者が部科長会において検討した上で、教授会の審議を経て、学長が決定する体制および仕組みを構築している。自己点検・評価活動においては、指摘内容に応じて、大学基準協会からの指摘事項は入試委員会、文部科学省からの履行状況調査の指摘はFD推進機構運営委員会、教務委員会および入試委員会で改善案を策定し、適切な対応を行った。個別の指摘事項等への対応については、次のとおりである。

認証評価機関からの指摘事項に対する対応

2019（令和元）年度大学評価の結果では、情報工学部情報システム工学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均（2014～2018年度）及び収容定員に対する在籍者数比率（2018年度）が、それぞれ1.23、1.27と高いこと、工学部電子情報工学科で収容定員に対する在籍学生数比率が1.23と高いことから、学部の定員管理を徹底するよう、是正勧告が付された（資料2-8）。

現在の充足率は以下の通りである。

○過去5年間の入学定員充足率

学部・学科	2018～2022年度入試	(2017～2021年度入試)
工学部	1.15	(1.16)
電子情報工学科	1.14	(1.14)
生命環境化学科	1.12	(1.15)
知能機械工学科	1.15	(1.17)
電気工学科	1.17	(1.18)
情報工学部	1.12	(1.13)
情報工学科	1.13	(1.14)
情報通信工学科	1.12	(1.13)
情報システム工学科	1.14	(1.13)
システムマネジメント学科	1.10	(1.12)
社会環境学部		
社会環境学科	1.12	(1.15)

○収容定員充足率

学部・学科	2022年度	(2021年度)
工学部	1.14	(1.16)
電子情報工学科	1.13	(1.20)
生命環境化学科	1.12	(1.14)
知能機械工学科	1.16	(1.14)
電気工学科	1.15	(1.17)
情報工学部	1.14	(1.15)
情報工学科	1.14	(1.17)
情報通信工学科	1.16	(1.17)
情報システム工学科	1.12	(1.13)
システムマネジメント学科	1.16	(1.13)
社会環境学部		
社会環境学科	1.02	(1.04)

入学定員に対する充足率については、軒並み大幅に改善している。これは入試判定マニュアルの改善や他大学の合否状況を含む様々なデータを活用してより精緻な定員コントロールができるようになった結果である。

また、収容定員充足率についても、昨年比で改善している学科が大半である。今後も、入学定員管理のみならず、教務部との連携によるリテンションレートの追跡等を行いながら改善に努めていく。

行政機関からの指摘事項に対する対応

2015（平成 27）年度に実施した収容定員増の認可申請に対し、2015（平成 27）年 12 月および 2016（平成 28）年 9 月に設置計画履行状況調査（面接調査）を、2017（平成 29）年 11 月に設置計画履行状況調査（実地調査）を受けた。2015（平成 27）年 12 月の面接調査は情報工学部情報通信工学科が対象であり、2016（平成 28）年 2 月の調査結果の通知では、是正意見 1 件、改善意見 4 件が付された（資料 2-9）。

このうち、是正意見は「指摘の科目をはじめ各科目について、大学教育として適切な内容となるよう再度精査し、シラバスもあわせて修正すること。科目の履修に当たっては必要に応じて正課教育外のリメディアル教育で補完すること。」というものであった。これに対し、指摘の科目をはじめ当該学科の科目について、内容が大学教育として適切であるかを当該学科、担当教員及び教務課により再度精査を行い、対応が必要な科目についてシラバスもあわせて修正等を行った。また、当該学科が属する FD 推進機構情報工学部会においても内容を精査、他学科によるチェックを実施している。あわせて他学部の FD 部会においても同様に内容の精査及びチェック体制強化等について検討を行うなど、全学的体制に向けての準備を進めた。なお、正課科目の履修において基礎学力を補う必要がある学生については、正課外の学習支援センターや当該学部設置の学習相談コーナーで対応している。科目内容については、今後も引き続き確認体制を維持し精査すると共に、FD 推進室、教務課及び FD 推進機構運営委員会、教務委員会を中心に、シラバスもあわせて適切な内容と

なるよう対応を全学的に完了させ、2017（平成 29）年度以降の教育内容に影響を及ぼさないよう対処した。このため、2016（平成 28）年度中に科目内容やシラバス等に対する常時チェック体制の強化を図るための仕組みづくりを行った（資料 2-10）。

これらの改善活動について 2016（平成 28）年 9 月の面接調査で改善状況を報告したところ、一定の評価を得ることができた。その結果、2017（平成 29）年 2 月の調査結果の通知では、是正意見および改善意見はなくなり、その他意見 1 件が追加された（資料 2-11）。その他意見についても、通知された 2016（平成 28）年度末から即座に対応し、改善したところである。

この改善意見に対し、入学試験委員会で作成する合否判定用マニュアルも内容を前年度の課題を基に恒常的に見直すことはもちろんのこと、歩留り予測の具となるデータの充実を行っている。新入試においては、出願時に得られる限られた情報と他の入試制度の情報も活用することで予測の精度を上げている。今後も評価軸の設定を見直していく予定である。

一方、2017（平成 29）年 11 月に実施された実地調査では、工学部電気工学科が対象となり、2018（平成 30）年 2 月の調査結果の通知では、意見が付されなかった（資料 2-12）。

点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学における教育研究活動等の自己点検・評価についての客観性・妥当性を確保するために、外部評価委員会を組織している。外部評価委員は、自治体から古賀市副市長、産業界から福岡銀行新宮支店長、他大学から中村学園大学教育学部教授に委嘱している。また、教育コンサルタント 1 名をアドバイザーとしている。2017（平成 29）年度から毎年実施し、外部評価委員に事前配付した当該年度の「自己点検・評価シート（課題対応・部門別）」の中間レビューについて、当日は意見聴取および学長はじめ全学内部質保証推進会議委員との質疑応答や意見交換を行っている（資料 2-13）。また、外部評価委員のコメント等については、全学内部質保証推進会議で対応を検討の上、自己点検・評価委員会において各部署に対応すべき課題として学長から対応を指示し、今後の改善に活かしている。

また、大学基準協会による大学評価の他に、教育・研究および経営・財務に関する第三者評価の一環として、2011（平成 23）年から株式会社格付投資情報センター（R&I）、2014（平成 26）年から株式会社日本格付研究所（JCR）が実施する格付審査を受審し、2 社の格付会社による異なる視点からの評価を受けることで、学園運営のさらなる改革・改善に努めている。R&I 格付は 2010（平成 22）年より 9 年連続「A」であったが、2020（令和 2）年に「A（ポジティブ）」から「A+」に上昇、JCR 格付は 2013（平成 25）年より 6 年連続「A+」（安定的）、2020（令和 2）年に見通しが「安定的」から「ポジティブ」に、2021（令和 3）年には、「AA-」に上昇するなど格付符号の上昇があった。また、最新の 2023（令和 5）年においても、引き続き R&I 格付「A+」、JCR 格付「AA-」と高い評価を得ている（資料 2-14 <http://www.fit.ac.jp/daigaku/hyoka/index>）。

その他、JABEE 認定を受けている工学部知能機械工学科においては、独自の外部評価委員会を設けて教育活動を公開し、学外有識者など第三者からの視点からの教育改善に取り組んでいる（資料 2-15 <https://www.fit.ac.jp/daigaku/hyoka/jabee>）。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると

判断できる。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

- 評価の視点**
- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
 - 公表する情報の正確性、信頼性
 - 公表する情報の適切な更新

私立学校法の定めに従い、「事業報告書」を毎年発行し、Web で公開している（資料 2-16 <http://www.fit.ac.jp/daigaku/disclosure/reports/index>）。更に、学園の諸活動の状況について、ステークホルダーに向けた「教育・研究活動報告書」を作成・配布し、Web 上で公表している（資料 2-17 https://www.fit.ac.jp/daigaku/kouhou/digital_panf）。また、大学の自己点検・評価活動の成果を社会に公表するため、「点検・評価報告書」を毎年発行し、Web で公表している（資料 2-18 <http://www.fit.ac.jp/daigaku/disclosure/hyoka/index>）。

上記の公表資料については、公表前に組織的に何度も校正されており、過去に信頼性を毀損するような重大な誤りがあったことは皆無である。また、教育・研究活動報告書については、冊子の構成や課題、学外からのアンケート結果共有、次年度に向けた課題と方策などを議論し、情報公開の適切性を高める活動を実施している。なお、これらの公表資料については、年 1 回作成の度に必ず Web サイトも更新することになっており、その通り実施されている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 評価の視点**
- 全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性
 - 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
 - 点検・評価結果に基づく改善・向上

新たな内部質保証システムの構築にあたっては、これまでの自己点検・評価委員会を中心とした部門別の自己点検・評価活動に加え、2017（平成 29）年度に全学内部質保証推進会議を設けることで、全学的な内部質保証の推進に向けた体制の改善を図った（資料 2-19）。

また、内部質保証システムの適切性の点検・評価については、全学内部質保証推進会議がその役割を担っており、外部評価委員会後に作成される「福岡工業大学自己点検・評価活動に関する外部評価報告書」を踏まえ、内部質保証システムにおける課題の抽出を行っている。さらに抽出した課題への対応として、年度始めに全学的課題の対応方針の策定と対応部局の明確化、各部局の点検・評価活動における点検範囲と評価基準の見直しを行う

など、全学内部質保証推進会議のマネジメント機能を高めながら内部質保証システムの充実に向けた取組みを実施している（資料 2-20）。

なお、点検・評価は、可能な限り客観的なデータを用いて実施することが重要であり、「大学基礎データ」および「大学データ集」で取りまとめられた数値を根拠として点検・評価を実施している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると判断できる。

（2）長所・特色

本学では、自己点検・評価活動を恒常的に行うことが学則に定められ、自己点検・評価が、本学の理念・目的に基づく教育研究・管理運営等の諸活動を改善・向上していくための中核としての役割を果たすことを目指している。

この方針に基づき、本学におけるすべての諸活動は、毎年、前年度末に各学科・各専攻および各組織等から提出される「年度行動計画（アクションプログラム：AP）」として提出され、予算の必要なものは予算委員会での審査を経て計画される。実施された諸活動の中間・最終実施報告については、AP レビュー報告会および予算実績報告会、および自己点検・評価委員会での 2 通りの評価ルートを有する PDCA サイクルでスパイラル的向上を目指している（資料 1-11、1-12、2-21、2-22、2-23）。

このような全体的な仕組みの中で PDCA サイクルがうまく回っていることが、学生一人一人に対する学園としての PDCA が良好に回っていることにつながり、それが学生の成長を促し、就職状況などの結果に表れている。このことを適切に外部のステークホルダーに伝え評価頂いた結果が、志願者増加につながり、好循環が生まれたといえる。

（3）問題点

内部質保証システムの実質化という点においては、2017（平成 29）年度に設置された全学内部質保証推進会議を中心に、自己点検・評価委員会と FD 推進機構が連携を図りながら各学部・研究科等の改善・向上に向けた取組みを支援しており、内部質保証システムの有効性と適合性について、定期的に検証し確認している。しかしながら、学内に内部質保証の重要性が周知・浸透しているとはいえない部分もあり、今後はそれに向けた取組みを推進していく必要がある。そのうえで、全学内部質保証推進会議の役割が各部門における PDCA サイクルのマネジメントを行うものであることを明示し、自己点検・評価の結果を改善に結び付ける大学全体としての仕組み作りや各部門への支援について、取組の実績を積み重ねていく。

さらに、内部質保証や向上の促進に向け、外部評価を有効に機能させるために改善課題や改善計画の適切性に対する点検・評価を受けることができるよう仕組みの改善を図るとともに、マスタープランと連動させた本学独自の点検・評価項目の追加を検討する。

なお、自己点検・評価を実施するにあたり、指標データを作成・分析することが肝要である。しかしながら、必要な情報は各部門に分散して保存・管理されており、都度、確認する

手間が掛かっている。そのため、2017（平成 29）年度に導入した「学生統合データベース」の十分な活用について取組を進めていく（資料 2-24）。

全学内部質保証推進会議が主導する自己点検・評価システムが効果的に機能し、アセスメントプランの実施など、各学部学科・センター及び関連部門において、内部質保証を目的とした PDCA が定着している。今後はより具体的なデータやエビデンスに基づいて検証できるようにする必要がある。

（４） 全体のまとめ

内部質保証のための仕組みとして、従来の自己点検・評価委員会に加えて、全学内部質保証推進会議および外部評価委員会が設置される等、体制を整備している。主に入学定員充足率について認証評価機関・文部科学省による指摘を受けているが、鋭意対応している。また、点検・評価における客観性、妥当性の確保のため、外部評価委員会の活動をはじめ、格付け会社による第三者評価を受審している。

2019（令和元）年の認証評価（大学評価）結果の「総評」においては、「内部質保証システムは有効に機能し始めており、今後は実績を重ねていくことが期待される」との評価を受けており、今後は、全学内部質保証推進会議を主要なツールとして、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善活動を継続的に取り組み、その成果やエビデンスに基づき社会に対する説明責任を果たしていく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

- 評価の視点
- 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
 - 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
 - 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
 - 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の建学の精神である「建学の綱領」およびその精神を現代的に解釈し規定した「教育理念」については、第1章において詳述したところである。この建学の精神を具現化するために、1963（昭和38）年に福岡電波学園電子工業大学（工学部電子工学科、電子材料工学科）が設置され、1966（昭和41）年に現在の福岡工業大学に名称変更がなされた。それ以降、数次に及ぶ学科および学部の設置がなされ、現在では、大学の理念・目的の基に工学部4学科、情報工学部4学科、社会環境学部1学科、大学院工学研究科修士課程8専攻、博士後期課程2専攻、および社会環境学研究科修士課程1専攻の3学部9学科、2研究科を有する中規模の工業系大学として発展を遂げている（資料3-1、3-2）。

また、2015（平成27）年度に共同教育研究組織として設置された教養力育成センターが2021（令和3）年度から教学組織化し、全学的な見地から本学で必要とされる教養力育成カリキュラムの編成や運営を行っている。なお、教養力育成カリキュラムは、教養力育成科目および教職に関する科目（専門基礎科目および専門教育科目を除く）から構成されている（資料3-3 https://www.fit.ac.jp/gakubu/kyoyo_center/）。

その他の教育研究組織としては、附属図書館、FD推進機構、学内共同教育研究施設である総合研究機構、工作センター、さらに、学習支援センターを設置している。総合研究機構を構成する組織としては、エレクトロニクス研究所、情報科学研究所、環境科学研究所の3研究所、ウェルネス研究センター、地理空間情報研究センターおよび産学連携推進室を置いている（資料3-4 <https://www.fit.ac.jp/shisetsu/kyoiku/>）。

これらの学部、研究科およびその他の教育研究組織に関し、本学の教育理念に照らして、その設置状況について検証する。すなわち、教育理念の一つ（学問の追求・創造・発展）である「人類の福祉と環境との調和を指向して、科学技術の創造と発展に貢献する」の下に、工学部、情報工学部、社会環境学部および大学院工学研究科、社会環境学研究科を基本的な組織として設置している。また、二つ目の（個人としての人間性の涵養）「豊かな人間性と主体性・自律性を備えた人間を育成する」という理念の下に、上記の組織での教育を補完する全学的な独立の組織として、教養力育成センターが設置されており、専門教育と教養教育を有機的に連携させている。さらに、三つ目の理念（社会への主体的な対応）である「グローバル化及び持続型社会の進展に主体的に対応できる実践型人材を育成する」については、各学部、大学院の教育の中で、また、その教育を補完する組織として国際連

携室、情報基盤センターにてグローバル教育および情報教育のための支援体制が構築されている。

一方、教育理念に適合している教育研究組織であっても、常に外部環境に目を向け、その動向に配慮することは、高等教育機関として必定である。本学においても、過去、情報化によるシステムエンジニア等の人材ニーズの高まりと、その養成が社会的ニーズとなった時期に、既存の工学部情報工学科と管理工学科を改組転換し、1997（平成9）年4月に「情報工学部（情報工学科、情報通信工学科、情報システム工学科、管理情報工学科（現在のシステムマネジメント学科（2004（平成16）年4月に名称変更）」を設置したこと、また、公害、地球温暖化等による環境破壊への対策が緊要の課題として浮上した時期には、人文・社会科学分野から環境問題の解決を目指す「社会環境学部（社会環境学科）」を2001（平成13）年4月に設置したこと、同様の問題に工学系分野からアプローチした「生命環境科学科（現在の生命環境化学科（2018（平成30）年4月に名称変更）」を2005（平成17）年4月に設置するなど、学問の動向や社会的要請を踏まえた、教育研究組織の整備を行ってきたものである。

また、2022（令和4）年度からは、自己点検・評価の評価基準と各部門の点検項目として、新たに「教職課程の自己点検・評価実施の義務化に伴う項目」および「オンライン授業の増加に鑑みた項目」の追加を実施している。

以上のように、本学の学部、研究科およびその他の教育研究組織は、理念・目的に照らし、かつ、学問の動向及び社会的要請にも配慮した上で、適切に設置していると判断できる。

点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の設置状況の適切性の検証は、前項目①において、適切であると結論づけた。その上で、過年度の教育研究組織の適切性に関する点検・評価の状況について、以下で検証を行うものとする。

まず、大学全体としての点検・評価活動については、福岡工業大学自己点検・評価委員会において、大学基準3（教育研究組織）に基づき、各学部・研究科等を中心に自ら設定した自己点検・評価項目の一つである上記①の教育研究組織設置の適切性に関し、自己評価を実施し、改善活動を行った後に、その成果を公表するというPDCAのサイクルを自律的に回している。具体的には、7年毎に認証評価（大学評価）受審、およびその中間期に認証評価時と同等の自己点検・評価活動を実施、その経過期間中の年度は簡易の点検評価活動を実施している。2019（令和元）年の認証評価（大学評価）受審以降の活動としては、「点検・評価報告書（改訂版）」を毎年度作成し、その中で教育研究組織の妥当性について検証することによって、全体としては、適切であることが確認されている（資料2-18）。

次に、この点検・評価活動での活動結果は、定常的な意思決定ルートにおいても審議・

報告の上、承認されている。すなわち、大学においては各学科会議を経て各学部教授会ならびに全学教授会で、大学院においては各専攻会議を経て各研究科委員会および合同研究科委員会で、審議・報告が行われ、広義の点検・評価体制が構築されている。

一方で、大学、短大、高校を含む学校法人による教育研究組織の点検・評価ルートにおいても並行して検証を行っている。すなわち、1998（平成 10）年度から中期経営計画（以下マスタープラン）による経営管理がスタートし、その策定案を議論し、理事長への答申を行うマスタープラン策定委員会において、全学園的視点から学部・学科等の教育研究組織の在り方についても審議を行い、必要な事項はマスタープランに取組の方向性を定めることとしている（資料 1-9）。

第 6 次マスタープラン（2013（平成 25）年度以降の 5 ヶ年計画）における学部学科等の改編は、学長、各学部長、各研究科長等からなる改組検討委員会を設置し、理事長に対して「将来計画評議会《答申》における学部学科再編案の実現可能性について（報告）」と題する報告書を提出した。この報告書の基本的考え方は、募集および就職状況が好調な学部学科は改編の対象とせず、システムマネジメント学科および社会環境学科を検討対象とするものであった（資料 3-5）。

第 7 次マスタープラン（2016（平成 28）年度以降の 5 ヶ年計画）では、「教養力育成センターの本格的運営」、「学科横断的コースの検討」、「総合研究機構の高度化」などが重要施策として挙げられている（資料 3-6）。具体化された施策としては、2015（平成 27）年に「教養力育成センター」設置、2016（平成 28）年 4 月に大学院工学研究科管理工学専攻の改組転換により、「情報システム工学専攻（修士課程）およびシステムマネジメント専攻（修士課程）」を設置、さらに、2018（平成 30）年 4 月には、社会環境学部社会環境学科に「経営コース」と「地域コース」を設置した。

第 8 次マスタープラン（2019（令和元）年度以降の 5 ヶ年計画）では、第 7 次の戦略の骨格を維持しつつ、「新たなステージに向けた価値の創出」を図るために、情報共有および教職協働の一層の高度化や、部門の垣根を越えた組織的な改革・改善を進めてきた。具体的化された施策としては、「AL 型授業の全学展開」により、学生のコミュニケーション能力や人間関係構築力に伸長が見られ、AL 型授業が本学の中核的取組みとして全学に定着するに至った。また、2019（令和元）年度に文部科学省補助事業が終了した後の事後評価では、最高の「S 評価」を得た。2021（令和 3）年度には、アセスメントプランを正式導入、実施体制や各種エビデンスは充実し、科目や学科（カリキュラム）レベルでの活動が大きく進展、特に科目レベルでは継続的な改善・見直しが行われた。コロナ禍においては、緊急的に遠隔授業の対応を強め、コンテンツの蓄積やオンラインを活用した内容、双方向性を重視した授業方法の開発進展、ハード面の充実にあわせて、教育 DX 化の基盤が形成された。

さらに、現行の第 9 次マスタープラン（2022（令和 4）年度以降 5 ヶ年計画）では、「教養力育成センターの自立化」、「大学院の 6 年一貫教育プログラムの検討」などを重点施策としている。教養力育成センターに関しては、教養教育における実践型人材育成に向けた質の向上を目標に掲げ、その機能向上を図るために組織的位置づけを変更し、2021（令和 3）年 4 月より、本学の教養教育を主管する組織として独立し、運営マネジメント体制の整備を行った（資料 1-9）。

以上のように、本学では、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

（２）長所・特色

本学の特色ある取組としては、上述した1998（平成10）年4月にスタートしたマスタープランによる経営管理システムを挙げることができる。このシステムは、5年計画を3年サイクルで見直しを行い、次期のマスタープランに反映させ、継続させていくというPDCAサイクルの考え方を採用している。その下で、大学の各部門は、年度行動計画（アクションプログラム）を策定し、マスタープランを実行に移していく責任を担っている。つまり、年度単位のPDCAであり、点検・評価活動そのものである（資料3-7）。このように本学では、経営管理に基づく自己点検・評価活動と上述の認証評価（大学評価）を指向する自己点検・評価活動に基づく2つのPDCAサイクルが回っており、相互に有機的に連動し、教育研究組織の適切性について、継続的かつ定期的な検証体制を実現していることから、理念・目的の実現に資する本学独自の取組であると評価できる。

（３）問題点

2019（令和元）年の認証評価（大学評価）結果の「総評」においては、「学部・研究科、附置研究所及びその他の研究組織の設置状況は、建学の精神及び教育理念に沿ったものであり適切である。また、これらの教育研究組織の適切性については、「全学内部質保証推進会議」で全学的視点からの点検・評価の実施及び改善・向上に向けた取組みの検討を行い、組織の新設や改組につなげている」旨の評価を受けており、現時点において特段の問題点はないものと結論づけることができる。今後も他大学の動きや産業界等の社会的情勢を引き続き注視しながら、本学の学部学科等の適切性を定期的に検証し、より柔軟なカリキュラムを構築できるような仕組みを継続的に検討していく。

（４）全体のまとめ

本学は、理念・目的である「建学の綱領」および「教育理念」を具現化するために、現在、工学部4学科（電子情報工学科、生命環境化学科、知能機械工学科、電気工学科）、情報工学部4学科（情報工学科、情報通信工学科、情報システム工学科、システムマネジメント学科）、社会環境学部1学科（社会環境学科）、大学院2研究科（工学研究科、社会環境学研究科）等を設置し、適切に運営している。今後も、学部学科等の教育研究組織の編成については、本学の特徴である「情報・環境・モノづくり」の三つの領域を中核に、充実、発展させるという基本方針（経営目標）を踏まえた上で、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く環境等に適切に対応するために、継続的に検証を行う必要がある。

これらの教育研究組織の適切性については、自己点検・評価委員会および教授会等において継続的に検証を行い、改善・向上へ結び付ける。また、3年に1回開催されるマスタープラン策定委員会においても、将来の学部学科等の再編について、問題提起が行われて

おり、それを受け、2019（令和元）年11月1日に「新学部設置に関する検討準備委員会」が設置され、2020（令和2）年3月に検討結果の報告が行われた。2020（令和2）年7月には、新たに「新学部等設置検討委員会」が設置され、情報工学部システムマネジメント学科を廃止し、新学部を設置する改組案を答申した。さらに、答申に基づき新学部設置計画を策定するため、2021（令和3）年度に「新学部設置委員会」が設置された。

このような学内議論の結果を踏まえ、2021（令和3）年の全学教授会ならびに理事会において、情報工学部システムマネジメント学科を改組した新たな学部設置の方向性が承認された。なお、2023（令和5）年2月には情報工学部情報マネジメント学科を新たに設置することが理事会・教授会で承認された。現在、2024（令和6）年4月の開設に向け、文部科学省への手続き等を進めている。

また、社会環境学部の将来構想に関する研究会も発足し、2022（令和4）年度内での答申に向けて議論が開始された。

このように、建学の精神及び時代のニーズに呼応するべく、教育研究組織のあり方やその活動に適した組織的な仕組みの維持・向上に必要な改善・改革を実施している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 ○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、建学の綱領および育成すべき人材像（自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できるような実践型人材を育成する）を踏まえ、各学部・研究科において、育成すべき人材像などの教育目標を設定している。その上で、学部は学科、研究科は専攻をそれぞれ単位として、3つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）を設定し、卒業要件を満たす学生に学位を授与している。2017（平成29）年4月から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を受け、2016（平成28）年度より全学統一の方針に基づき、従来の学位授与方針（以下DP）、教育課程編成・実施の方針（以下CP）の見直しを行うとともに、新たに入学者受け入れの方針（以下AP）を策定した（資料4-1）。

また、研究科においては、2019（令和元）年9月26日付けの「学校教育法施行規則および大学院設置基準の一部を改訂する省令」に対応し、2019（令和元）年に3つのポリシーの見直しを実施した。その際、基本的見直し方針として、求める学修成果をディプロマ・ポリシーに定めること、学修成果をどのような教育課程で実現するかをカリキュラム・ポリシーに定めること、教育課程を経て学修成果が上がると想定される資質をアドミッション・ポリシーに定めること、3つのポリシーが専攻毎に定めた教育研究上の目的と整合性が取れているかを確認することとして設定し見直し作業を実施した。新たなポリシーは2020（令和2）年4月に大学Webサイトおよび大学院便覧で公表している（資料4-2、4-3、4-4、4-5）。

例えば、電子情報工学専攻のディプロマ・ポリシーでは学修成果を以下のとおり明示している。

電子情報工学専攻の修了生には、現代社会における様々な電子情報分野の課題を解決できる技術的人材として活躍が期待されます。そのため本専攻では、電子情報工学技術面における基礎的な知識や技能を修得し、それを応用して課題を解決する能力、さらにはそれら知識・技能を発展させ新たな創造的な分野へ挑戦することができる能力の修得を求めています。また、現代社会に電子情報技術を還元し、より協業的に専門技術分野を発展させるという点において、研究により得られた知識や技術を分かり易く伝え、更に新たな課題と解決法を提案できる能力のある人材の育成を目標としています。これらのことから修了には以下の学習成果を修得していることを求めます。

1. 電子デバイス、電子計測・制御、コンピュータのハード及びソフト、各種の電子工学の応用に関する幅広い知識と技術を身につけている
2. 研究を進める中で、研究課題の問題解決のために必要な手段を計画し着実に実施する能力、また、研究結果を論理的に考察・精査できる能力を身につけている

3. 大学院における研究課題と実社会における具体的な課題や問題に対して関連付けて考えるグローバルな視点を身につけている
4. 研究成果を総合的にまとめ、分かり易く伝える能力を身につけている
5. 情報社会において的確な価値判断ができる正しい倫理観を身につけている

学部・学科の DP については、人材の養成の方向を定めた「教育研究上の目的」を起点とし、卒業までにどのような知識や能力、技術を身につけているのかを「修得する知識・能力（A～I の項目）」として学科毎に具体的に表し、学習・教育到達目標として明示している。例えば「A：地球的観点から多面的に物事を考える能力とその素養」の項目について、工学部電子情報工学科では、次のように具体的に設定・明示している。

1. 地球及び人類の歴史に対する認識のもとに、技術の発展の歴史を理解している。
2. 世界の経済システム及び地球環境問題、エネルギー問題、安全問題等を理解しており、技術の将来を展望する能力を身につけている。

これらは、大学 Web サイトおよび学生便覧で公表しているほか、学科毎に掲示して周知している（資料 1-4 p58、4-6 http://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/diploma_policy/index）。

以上のことから、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

- 評価の視点**
- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
 - 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では学部の各学科、研究科の各専攻が、大学および各学部の教育目標に基づき、カリキュラム・ポリシー（以下 CP）を定め、学生便覧および大学 Web サイトに公表している（資料 1-4、4-7 http://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/curriculum_policy/index）。CP についても DP 同様、2016（平成 28）年度より全学統一基準に基づいて見直しを行い、教育課程における学生の学修方法あるいは教育方法について確認し、記載がないものや十分でないものは明確にした。また、これまで記載のなかった「学修成果の評価の在り方」を新たに記載し、DP との一貫性を意識した。また同じく従来記載がなかった学部共通である教養教育科目及びスキル教育科目については、カリキュラム全体の改訂に伴い教養力育成センターにて検討、策定され、2018（平成 30）年 4 月より公表されている。

CP の構成は「学修領域（教育分野）」にて専門分野のキーワードを記し、DP で示した知識・能力などを学生にどのように修得させるか「カリキュラム編成の基本方針」を定めている。例えば情報工学部情報工学科では、①情報科学、②プログラミング、③人工知能、④コンピュータ技術の 4 つの学修領域を示した上で、カリキュラム編成の基本方針として、「技術革新が急速に進む高度情報化社会をハードウェアとソフトウェアの両面から支える

専門的職業人及び教育研究者の人材の育成を目的としている。そのため、専門科目の理解に必要な数学や物理学の素養、電気・電子回路やコンピュータアーキテクチャなどのハードウェアの基礎知識を修得した上で、プログラミングやアルゴリズムといったソフトウェアの基礎から、人工知能やヴァーチャルリアリティなどの応用技術まで、講義や実験・演習を通じて、幅広い知識や技能を身につける。」としている。これらは DP 同様、大学 Web サイトおよび学生便覧で公表しているほか、学科毎に掲示して周知している（資料 1-4 p101、4-7 https://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/curriculum_policy/）。

また、教養力育成科目は全学共通、専門科目は各学科がカリキュラムを構築し、授業科目は必修科目、選択科目、コア科目、認定科目に分かれている。授業の形態は講義の他、演習、実験、実習、実技、ゼミナールと卒業研究、遠隔授業に大別されている。それぞれの授業科目の内容と授業の方針はシラバスに明記されている。

以上のことから、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

- ・初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
- <修士課程、博士課程>
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

適切な教育課程を編成するための措置

CP と教育課程の整合性を図り、教育課程の編成にあたっての順次性、体系性に配慮するため、各学科において「年次別科目の配当方針」を設定するとともに、「修得する知識・能力」(A~I) に対する各授業科目の「関与度一覧表」および年次別配当との関係を示した「カリキュラム・マップ」を作成している。例えば工学部電子情報工学科では、初年次教育について、専門科目の学習に必要な基礎数学や物理学を少人数クラスで徹底的に学習し、ロボットなどの作成を通じて電子回路やプログラムといった電子情報工学の基礎を学ぶ。実験と講義の連携強化において、講義・演習と実験を同じ教員が担当し、講義と直結した

実験テーマを設定することで、学生の学習意欲を高めるとともに、専門科目の理解度が向上するよう講義と実験の連携を強化している。また、質保証教育として、3年次に「電子工学総合」と「情報工学総合」科目を配置し、電子情報工学科の卒業生として当然身につけておくべき電子回路設計技術やプログラミングスキルなどの再定着を行う。これらについて、CPの中でもカリキュラム編成の基本方針、年次別科目の配当方針、及び学修成果の評価の在り方において説明するとともに、「年次別授業科目表」、「関与度一覧表」及び「カリキュラム・マップ」において、各々の科目の開講時期、必修・選択及びDPとの関係性を明らかにしている（資料1-4 p59）。

授業科目毎の関与度については、専任教員、非常勤講師を含め全ての科目担当教員に周知される。科目担当教員は、学科からの科目に対する要求事項に基づき、学生たちに身につけさせなければならない能力に対する当該授業科目の達成目標を決定する。この達成目標はシラバスに記載され学生への周知が図られる。

また、単位制度に関しては、大学設置基準に基づき、学則および履修要項においてそれぞれ次の通り定めている。「授業科目の単位の算出は、1単位の学修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。①講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。②実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。（資料1-1 第29条）」また、授業外学習時間とあわせ、2単位の授業科目を履修するためには、授業内外で合計90時間の学修が求められる旨、学生便覧において説明している（資料1-1、1-4 p18）。

なお、学部共通である教養教育（従来の教養教育科目・スキル教育科目）のカリキュラムは、大綱化以降、教養教育の重要性を見直す動きの中で一部改訂は行われてきたものの、1994（平成6）年以降、大幅な改訂は実施されていない状況にあった。したがって、社会人としての倫理観や社会的責任の自覚、グローバル化の要請に伴う英語力の育成や異文化への理解、大学で学ぶスキルとして日本語表現力や科学的思考の育成、健康・体力の維持増進、キャリア教育のさらなる充実等、現行カリキュラムが抱える課題は山積していた。

そこで、これらの課題に対応すべく2015（平成27）年度に教養力育成センターを設置、これに伴い本学を卒業する学生がどの学部学科に属していようと身につけておくべき能力（教養力）を明らかにし、各学部学科の専門教育カリキュラムとの有機的連携を図るとともに、人材育成目標である「実践型人材の育成」の実現に寄与することを目的として、教養教育のカリキュラム改訂を行い、2018（平成30）年度から全学共通の教養力育成科目（基礎科目、キャリア科目、外国語科目、ウェルネス科目）が設定された（資料3-3）。教養力育成科目は学科の専門教育カリキュラムのDPとの相補性を重視し、互いのカリキュラムが持つ特性に応じて統合的に作用し、大学のDP達成を目指して編成されているものであり、各科目の学修成果の集合体が育成すべき人材像（実践型人材）が持つべきアウトカムであると理解される。具体的には、各学科専門教育科目の大学DPに対応する科目配置を年次別に関連度の高さに応じて図式化した場合（図4-1）、1年次～2年次ではC「数学・自然科学・人文社会科学の知識と応用力」・D「専門知識と応用力」の配当が高く、それ以外の要素の配当が少ないこと、3年次ではD「専門知識と応用力」・E「課題解決のためのデザイン能力」の配当が高く、G「自主的・継続的な学習能力」・H

「計画的な仕事遂行能力」・I「チームワーク」の配当が比較的少ないことが概ね明らかとなった。このため、専門教育科目の状況を鑑みると、教養力育科目においては、1・2年次におけるC・D以外の要素、特にA・F・Iの要素に一層注力することで相補性が担保されると考えている。各科目の取り扱いや設定については、専門教育カリキュラムの編成と同様に、科目表、関与度一覧表及びカリキュラム・マップを作成し、非常勤講師も含めた担当教員との連携を密接に行い、本学が求めている事項との整合性等を確認している。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	地球的観点から多面的に物事を考える能力とその素養	技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び社会に対して負っている責任に対する理解	数学及び自然科学(人文社会科学)に関する知識とそれらに応用する能力	当該分野において必要とされる専門知識とそれらに応用する能力	種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力	論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力	自主的、継続的に学習する能力	与えられた制約の中で計画的に仕事を進め、まとめる能力	チームで仕事をするための能力
4年									
3年									
2年									
1年									
	353	357	961	1425	552	375	388	383	300

図 4-1 全学部専門教育科目の大学 DP との関与度

また、教育課程の編成は当該学部の学科や当該研究科の専攻が立案するが、学部においては教務委員会を経て他学科の意見聴取を行った後、部科長会、学部教授会の議を経て理事会で審議され、研究科においては、専攻主任会を経て各専攻の意見聴取を行った後、研究科委員会の議を経て理事会で審議される。

初年次教育として、各学部学科において入学前教育、情報教育、基礎教育、動機付教育などを行っている。入学前教育では、学部により内容は異なるものの、全学でeラーニング方式によりリメディアル教育を実施している。情報教育では、教養力育成科目において「コンピュータ入門」(工学部・社会環境学部)、情報工学部の専門教育科目において「コンピュータリテラシー」や「情報リテラシー」の科目を設置し、実験・実習科目等のレポート作成やプログラミングに必要な基礎知識の習得を図っている。また、2022(令和4)年度から教養力育成科目として、デジタル社会の基礎知識(「読み・書き・そろばん」)である数理・データサイエンス・AIの基礎的素養を身につける「AIデータサイエンス基礎」を開講した。

基礎教育では、各学部学科の専門基礎科目の重要科目を必修科目や進級条件の一部となるコア科目に設定すると共に、少人数や習熟度別にクラス分けを行うなどして教育効果の向上を図っているほか、動機付教育として、モノづくりを取り入れた演習や実習等により、工学への興味喚起や他者とのコミュニケーション能力向上を図っている。

高大接続の取り組みとして、1年次生対象の学習支援組織であるフレッシュマンスクールを改組し、2022(令和4)年度から学習支援センターを開設、特に数学科目について、入学前教育から1年次前期につながる正課科目の支援を行うこととした。また、同センターでは、各学科の専門教育科目およびレポート作成等についても全学年の学生を対象にした先輩学生による学習相談(FIT-inサポート)を実施し、大学の学習への定着と学びのコ

コミュニティの醸成を図っている。また、学生の学習を活性化するうえで、高校までの学びから大学への学びへの移行を円滑に図ることは極めて重要である。本学では後述のキャリア科目を通じて、大学に入学した目的を明確にし、大学で学ぶ意義を理解させた上で主体的な学びを促進している。単に、キャリア教育の一環にとどめることなく、専門科目を含めて大学での学びには主体性が必要であることを強く認識する働きかけを行うことにより、学びの基本作りを担っている。

その他、高大接続の取り組みとして、高校からの要望により模擬講義を実施している。また、附属城東高校との高大連携では、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) 教育に Information (情報) を加えた、本学独自の i-STEM 教育も実施している (資料 4-8 <https://www.fit.ac.jp/news/archives/4189>)。

大学院では、特別研究が主であるが、必要とされる専門知識のレベルが高いことから、院生は必要な知識習得に多くの時間を要し、十分な研究時間を確保できないことがある。このため、効率的に大学院レベルの専門知識を習得できるように、各専攻において特論と演習に加えて特別研究を開講し、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っている。

学生の社会的・職業的自立のための能力育成

本学では、実践型人材にとって必要な「就業力」の構成要素である、「志向する力」、「共働する力」、「解決する力」および「実践する力」の4つの力を身につけるため、図 4-2 で示したように、就業力育成プログラムを設けている。

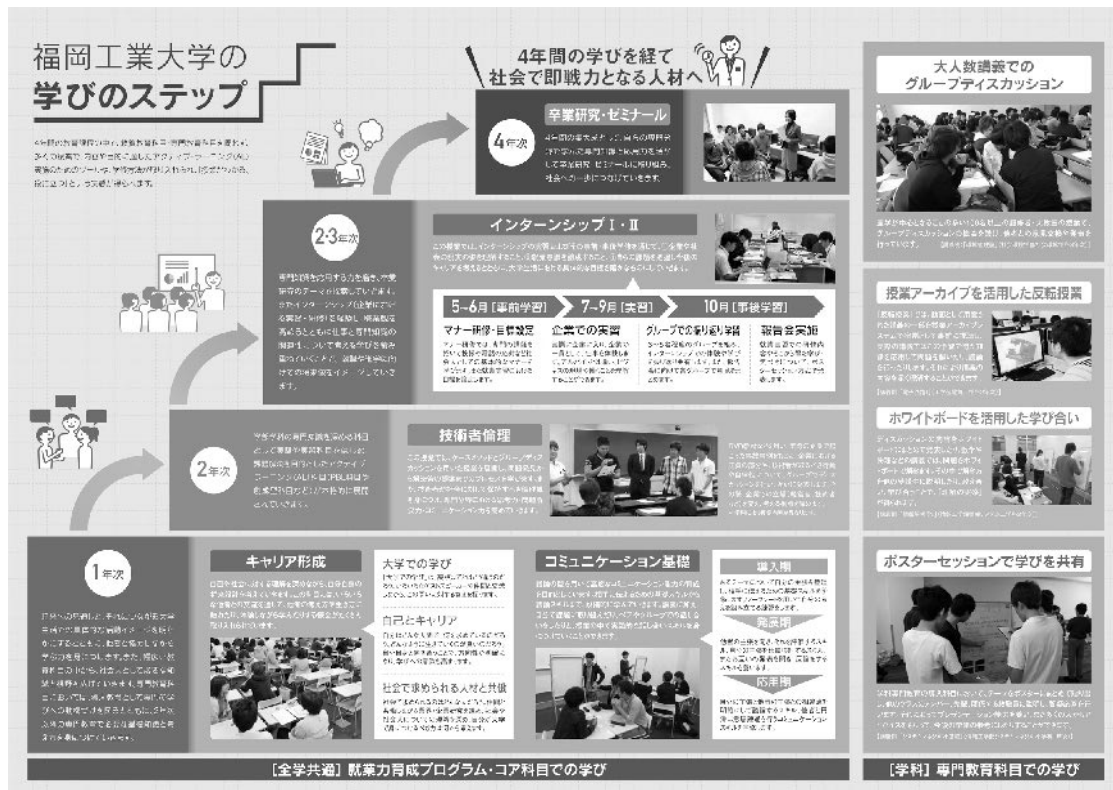


図 4-2 就業力育成プログラム

「志向する力」は、将来の職業や生き方について自ら考え、目的とする方向を目指して行動していく力であり、この力の育成のために、入学前には、自分の将来についての作文課題が課され、入学後の個人面談では、提出された作文の内容に基づいたアドバイスが行われる。また、授業科目「キャリア形成」(1年次前期)では、基礎的なスタディ・スキルのほか、目標設定、計画立案、自己管理等の具体的手法を学び、卒業後のキャリアを睨みながら、社会理解を深めていく一方、そのために大学に入学した目的を明確にし、大学で学ぶ意義を理解させた上で主体的な学びを促進している。さらに、2022(令和4)年度からは、アントレプレナーシップ教育の要素を加え、不確実な時代に自分の人生のオーナーシップを持ち、自分らしさを探求しながら社会と共創する生き方を考える働きかけを行うこととしている。

「共働する力」は、共に考えを伝え合い、協力しながら活動する力であり、この力の育成のために、「コミュニケーション基礎」(1年次後期)では、グループワークを通じて、論理的思考や基本的な議論・プレゼンテーションの方法を実践的に修得する。また、「日本語表現法」(2年次後期)では、大学生活で目的に応じて文章を書くために必要な日本語の基礎知識や書き言葉の表現法を身につける。

「解決する力」は、問題を発見し、適切な方法でその解決を図る力であり、この力の育成のために、1~3年次には、各学科における「技術者倫理」およびそれに相当する科目で、ケースメソッドとグループディスカッションの手法を用いた授業が展開され、問題発見から解決策の提案までのプロセスを学んでいる。またそれと同時に、技術者が社会に対して保持すべき倫理観を身につけ、専門分野における思考力、問題解決力、コミュニケーション力を高めている。

「実践する力」は、学んだ知識を応用し、実際の仕事の中で活用していく力であり、この力の育成のために、「インターンシップⅠ」(2年次前期)、「インターンシップⅡ」(3年次前期)では、インターンシップを実施し、就業体験(企業において実習・研修を経験すること)を通じて、実際の職業観や実践力を高めている。また、より高度な実践力を身につけるために、他学部他学科で開講される「特定専門科目群」を受講できる制度を設けている。

以上のことから、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

- 評価の視点**
- 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
 - ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
 - ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び

- 基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
 - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
 - ・学習の進捗と学生の理解度の確認
 - ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)
- <学士課程>
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
 - ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
 - ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- <修士課程、博士課程>
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施

各学部において授業内外の学修を活性化し効果的に教育を行うための措置として、予習・復習を含む授業外の十分な学修時間を確保するために、年間に履修登録できる単位数の上限を定めており、工学部及び情報工学部では49単位、社会環境学部では44単位としている。成績優秀者への取り扱い等、教育的配慮から例外を認める場合がある。

また、シラバスを全学統一様式で作成している。全教員に配布する「シラバス作成の手引き」では、シラバスを「学生が授業内容(学修計画、達成目標、評価方法等)を理解、確認すると共に主体的学修習慣を促すための役割」を持つものと明記し、学習への意欲や主体的な参加を促すために、教育課程における科目の位置付けや必要性等を示し、学修目標達成に必要なポイントを具体的且つ分かり易い表現で記載することを求めている。あわせて後述するように、本学では学生の知識の定着及び能動的な学習態度の涵養を目的として全学的にアクティブ・ラーニング(以下、AL)型授業を展開しているが、シラバスにもAL型授業について明示し、事前準備や心構えを促している(資料4-9)。なお、シラバスについては、教育内容の適切性を担保するため、FD推進機構の各部会(工学部会、情報工学部会、社会環境学部会、教養力育成センター部会)において、学部単位で学科間相互に、主に教育内容の適切性についてシラバスの内容を確認し、その改善を促している。また、授業内容とシラバスの整合性については、学期末の授業アンケートにおいて学生により評価される。その結果は、FD推進機構の各部会において検討し、その内容が各学科・専攻に伝えられ、必要に応じて改善がなされる仕組みになっている(資料4-10)。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、AL型授業の全学展開を行っている。本学では、2014(平成26)年度大学教育再生加速プログラムの採択を受け、図4-3で示すとおり、本学の人材育成目標「自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できるような人材(実践型人材)の育成」を達成するため、本学の教育改革の

フレームに「教授方法の質的転換」を加え、その具体的方策としてAL型授業の全学的展開を推進、学生の「知識定着」と「能動的な学習態度の涵養」の実現を図っている。6年間の事業期間を通じて、ALを導入した授業科目数や実施教員の割合を80%にまで引き上げることを目標としているが、2017（平成29）年度にはAL型授業数・受講学生数・実施教員すべての割合が目標値である80%を達成、全学展開の具体的かつ実質的進展が図られた（資料4-11 <https://www.fit.ac.jp/ap/about/>）。



図 4-3 AL型授業推進プログラム

AL型授業の進展にあたっては、AL授業対応教室を10室まで増やすとともに、授業アーカイブシステムやクラスサポーター（以下CS）の活用を通して、グループワークやディスカッションの活性化を図っている。CSには対象科目の受講歴のある学生のうち優秀な者から、教員を補助し、授業内外における少人数によるグループ学習のファシリテートやピア・ラーニングを促す知識・技能を一定程度有し、さらにはICT機器にも習熟した学生を育成、配置するもので、対象科目の受講学生はもちろん、CS自身の学修深化にも繋げることを目的としている。2021（令和3）年度には84名の先輩学生をCSとして登用し、事前のファシリテーション研修を経て授業でのピア・ラーニングのファシリテートを中心に活動を行った。なお、2022（令和4）年度から、CSはTA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデントアシスタント）の制度と合わせて「ピア・ラーニング」として統合運用することとし、制度の活性化と効率化を促すとともに、これまでの補助事業の実績を活かしながら授業サポートに携わる際に求められるスキルを明確化し、心構え等に関する基礎研修から、ファシリテーションスキル・ICT活用等に関わる発展的研修まで、各役割に応じた研修を体系的に実施することにより、学生スタッフの育成と教育効果の最大化につなげていく。

学士課程において、必修科目については、各学科の学生定員に基づき2クラスでの実施を基本とし、50名程度となるが、実験科目や習熟度別のクラス編成を行う科目はさらに少

ない人数で編成している。選択科目の場合は、履修登録の学生の多寡に応じて、合同クラスや複数クラス開講を実施している。また、再履修者が多くなった科目については、教務委員会および教授会の審議を経て、再履修クラスを別途開講し、クラス規模の適正に努めている。また、TAやSAのほか、一部のAL型授業では授業補助者としてCSを配置することで、履修者数に応じた授業実施の工夫を行っている。これらにより、1授業あたりの学生数は概ね40～80名としている。

2018（平成30）年度より、従来のキャリア・ポートフォリオに代わり、学習ポートフォリオ（双方向学修支援システム、以下FIT-AIM）を導入している。FIT-AIMでは履修全科目について授業での取組み（理解度・取組姿勢）、授業外学習（計画・実績）について定量的に評価・記録ができるとともに、それぞれに「振り返り」をコメントとして記入することができる。これを用いて、教員からのフィードバックを行い、履修指導に活かすこととしている。本学では前述のAL型授業の全学展開を通じて、特に「能動的学習態度の涵養」を図っているが、FIT-AIMへの入力、記載により学生の「自己調整学習」を支援し、全体として授業の活性化に努めている。特に理解度や取組姿勢はルーブリック形式で学生がチェックできる機能としており、授業実施の形成的評価として活用し、学生の理解度に合わせて授業進度を調整するなどの改善を行っている（資料4-12）。

また学修支援の取組みの一つとして、授業ごとの課題提出状況を確認することができる機能を統合データベース上に開発し、課題の提出に問題を抱えている学生の早期の抽出を行い、学科教員の指導に繋げている。

また、社会環境学部では各学期の始めに、その前の学期までに習得した各科目の成績・出欠データ・各学期の修得単位数・未修得単位数・半期GPA・通期GPA・累積GPAなどが整理された「学修状況表」を用いて、クラス担当も兼務しているゼミナール担当教員から履修指導を行っている。

なお、修士課程・博士課程において、研究指導計画については、特別研究において年間計画の提出や中間発表の実施により研究指導を行っている。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

- 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
 - ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
 - ・既修得単位の適切な認定
 - ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
 - ・卒業・修了要件の明示
- 学位授与を適切に行うための措置
 - ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
 - ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
 - ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
 - ・適切な学位授与

成績評価及び単位認定の適切性

授業科目の成績評価については、シラバスに記載された習得する知識・能力に対する到達目標について、成績評価方法に記載した評価基準に従って評価する。成績評価方法は授業形態や習得する知識・能力によって違いはあるが、主に筆記試験、課題・レポート、成果発表などの審査にて行い、合格した科目にはその科目の単位が授与される。なお、学期末試験の受験資格として、授業への出席回数が講義回数の 2/3 以上であることを原則としている。

従来は評点が 100 点から 80 点までを「優」としていたが、成績評価と GPA 評点を整合させるため、2018（平成 30）年度に 100 点から 90 点までを「秀」とする区分を設け、学部・大学院ともに 2019（平成 31）年度入学生より適用することとした（資料 4-13、4-14）。

	合格				認定	不合格
評点	100～90	89～80	79～70	69～60	—	59～0
評価	秀	優	良	可	認定	不可
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	-	0

GPA は WEB 学生情報ポータルサイトから、学期毎の GPA を確認することができる。また、学業成績確認表にも当該年度の各学期と累積 GPA が表示される。なお、厳格な成績評価や修了認定のために GPA の活用が求められている。現在、検討を進めている成績評価の基準策定や標準化にあたり、GPA による進級要件（社会環境学部は導入済み）や卒業要件等の運用方法についても見直しを行うと共に全学展開を推進する。

GPA の運用に関しては、その実質化を目的に、2022（令和 4）年度から上書き制度および履修中止制度を採用することとした。上書き制度については、現行制度では不合格科目の GP 値が累積 GPA の計算対象となっていることで、単位を落とした学生の累積 GPA の上昇が見込みづらくなっており、GPA を、学修到達度を図る指標として考える際、達成目標をどのレベルで達成する能力が身についたのかを履歴として残すことができる上書き制度に移行することが適切であるとの結論を得た。

履修中止制度については、これまで、履修登録はしたものの早期に履修意欲をなくした選択科目についても累積 GPA の算定対象となっていたことから、それらの科目について、授業週 3～5 週目の間は履修中止の申請ができる制度への変更を行った。

成績評価は学生情報ポータルサイトで発表するが、内容に関して質問がある場合は、成績発表日から 1 週間以内に成績確認申請を申し出ることが出来る制度を設けている。これにより、科目担当教員には評価内容を説明する必要が生じるため、常に客観性、厳格性が求められている。また、成績発表後に成績変更が生じた場合は、教務部長、教務委員会等の承認が必要となる。

教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目及び修得した単位（既修得単位）について、卒業の要件単位として認定することができる。また、他大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができるほか、修得した授業科目の単位について、教務委員会及び教授会の議を経て、30 単位を上限として卒業の要件となる単位として認めることができる。なお、大学院においては、他の大学院において修得した単位について、専攻主任会及び研究科委員会の議を経て、10 単位を上限として認めることができる。

全学部において進級要件を定めているが、工学部及び社会環境学部は1年次から進級要件を定めている。また、社会環境学部では進級時にGPA1.0以上を要件にしている。さらに、必修科目のうち、所定の進級時までには単位取得を義務付けるコア科目を工学部及び社会環境学部にて設定している（資料1-4 p29）。

また、工学部知能機械工学科では学科としてJABEE受審しており、「知能機械創生実験」にて総合評価試験を実施し、卒業要件としている。その他、情報工学部情報通信工学科では、実践的な技術者育成のために7つの技術者教育プログラムを設け、1つ以上のプログラム修了を卒業要件に定めている（資料1-4 p79,p118）。

学位授与の適切性

大学の学位授与については、学科が定めるカリキュラムの所定の授業科目を履修し、学科のDPに基づく科目の達成評価により、担当教員による成績評価と単位認定を行った結果、卒業に必要な単位を修得した学生について、教務委員会及び学部教授会の議を経て、学長が卒業認定及び学位授与を行っている（資料1-1 第38条）。大学院の学位授与については、「福岡工業大学大学院学位規程」、「修士課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領」、「博士後期課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領」に示しており、博士の学位授与は「学位・課程博士（工学）の審査申請基準」に具体的数値基準を示し、修士の学位には、学会発表等を義務付けている申し合わせに学位申請基準を示している。なお、いずれも学生便覧、および大学院便覧で公開している（資料4-5）。

修了認定は、学則で定める課程修了要件に基づき、研究科委員会において審議、決定される。また、学位授与は、福岡工業大学大学院学位規程の定めに基づき、修士課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領、博士後期課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領に従い行っており、各学位論文の審査過程において、剽窃防止ソフトによるチェックを義務化し、審査における客観性、厳格性を担保している。

学位授与に関する責任体制及び手続きは、福岡工業大学大学院学位規程の定めにより、学位審査委員会を組織し、修士課程の学位審査では主査（指導教員）と副査2名の計3名で、また、博士後期課程の学位審査では主査（指導教員）1名と副査3名の計4名を配して、研究業績、口頭試問、最終試験の結果を精査し、基準を満たしているか慎重に審査し、結果を専攻主任会、研究科委員会で審議・決定された後、学長が授与する。特に博士後期課程では、研究科委員会での投票により、規定で示す条件をクリアすることが必要である。

さらに、2019（令和元）年9月26日付け学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改訂する省令において学位論文に関わる評価にあたっての基準の公表の義務化に対応して、学位論文の評価基準として修士論文および論文公聴会の評価ルーブリックを作成し、2020（令和2）年4月に公表を行った。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の

適切な設定

○学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメントテスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

学修成果の適切な測定のための指標の設定

学修成果とは、各学部が学位授与方針に定めている教育目標の達成であり、学部が定める教育目標が達成されたか否かは、端的には、卒業（学位取得）の認定によって判断される。本学では、すべての学部が、教育目標を達成した者に学士の学位を与えることを DP において明記し、この方針に基づいて適切に学位の授与を行っている。

DP を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を CP に具体的に示すこととしており、アセスメントが可能になるよう、教育内容についての実施状況と効果に関する検証方法を盛り込んでいる。CP において、学科ごとに「学修成果の評価の在り方」について記載を加えた。とりわけ卒業要件として DP に定めている教育目標各項目の修得度、達成度に照らして評価する旨、明記されている（資料 1-5）。

さらに、3つのポリシーに基づいて、大学教育の質保証に向けた PDCA サイクルをより適切に機能させるためには、個々の学生の学修成果および教育プログラム全体の教育成果を可視化し、全学共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー：2021（令和 3）年 4 月に名称をアセスメントプランに変更）によって評価し、その結果を改善につなげる必要がある。そこで、成績評価を含む個々の学生の学修成果を測るものから教育プログラム単位で DP の達成を測るものまでの全学共通の評価の考え方を、本学のアセスメント・ポリシーとして明確化するため、2018（平成 30）年度にかけて全学的な検討を行い、2019（平成 31）年 4 月にアセスメント・ポリシーを制定、公表するとともに、それに照らしたアセスメントを試行的に実施することとなった（資料 4-15）。

約 2 年間の試行期間を経て、対象範囲に AP（アドミッションポリシー）を加え、3つのポリシーの内容に即したものに修正した。それに伴い、アセスメントの項目と指標についても、図 4-4 に示したとおり見直しを行い、名称をアセスメントプランに変更して、2021（令和 3）年 4 月より、本運用することとなった（資料 4-16）。

アセスメント対象	時期	CPに基づき設計されたカリキュラムの適切性			DPで示した資質能力の適切性	3つのポリシーの整合性	
		APで示した資質能力の適切性	設計の適切性 (b)	実行の適切性 (c)(d)			学修成果 (a)
指標	全学レベル	前期 (12月) 後期・通期 (6月)				③3ポリシーの整合性点検 (卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率)	
	カリキュラムレベル	前期 (10月) 後期・通期 (4月)	①入学時基礎学力テスト ②選抜機能評価 (各種入試とそれ後のGPA/単位修得状況/留年・中退状況との関係)	③シラバスチェック (DPと授業内容/順序/レベルの整合性) ④学生調査 (IRコンソーシアム) ⑭卒業時調査	⑤授業アンケート (期末) (平均ポイント/授業外学習時間/成長実感/学生コメント) ⑥授業アンケート (中間) ⑮進学率 ⑯就職率、進路先調査 (就職先状況データ) ⑰企業調査	⑦成績評価 (合格率/平均点/成績分布) ⑧取得単位数、平均GPA ⑨卒業率、休退学率、留年数 ⑩DPポイント集計 ⑪主体性ルーブリック (集計) ⑫資格取得	⑭卒業後調査 (IRコンソーシアム) ③3ポリシーの整合性点検 (卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率)
	科目レベル	前期 (9月) 後期 (3月)	③シラバスチェック (DPと到達目標/評価方法の整合性/授業手法)	⑤授業アンケート (期末) (平均ポイント/授業外学習時間/成長実感/学生コメント) ⑥授業アンケート (中間) ⑧授業振り返り (全体確認) (取組姿勢/講義理解)	⑦成績評価 (合格率/平均点/成績分布) ⑮進学率 ⑯就職率、進路先調査 (就職先状況データ) ⑰企業調査	⑩卒業研究・卒業論文の評価	③3ポリシーの整合性点検 (卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率)
	学生レベル	前期 (10月) 後期 (4月)		⑤授業アンケート (期末) (集計結果) ⑥授業アンケート (中間) ⑧授業振り返り	⑦成績評価 (GPA、単位数) ⑩社会人基礎力テスト ⑪DPポイント集計 ⑫主体性ルーブリック ⑬今期の振り返りと次期の目標 ⑭卒業研究・卒業論文の評価	⑩卒業研究・卒業論文の評価	③3ポリシーの整合性点検 (卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率)

○：検討中

図 4-4 アセスメントの項目と指標

これによって、全学、学部学科カリキュラム、授業科目、学生の各レベルでの教育成果および学修成果を評価し、教育・授業改善ならびに学生自身の成長につなげることで、本学の教育の質保証と付加価値向上を果たすこととしている。

学部学科の所定のカリキュラムにおける卒業要件達成状況 (単位取得状況・GPA) から、カリキュラム全体を通じた DP 達成度の評価を行う。学生のアセスメントの実施と教育点検への反映方法については、学生の自律的な学修をどのように支援していくか、また学生の学修状況を把握し、カリキュラムおよび教育改善に反映させる機会の整備については、引き続き検討が求められる。

さらに、前述の AL 型授業推進プログラムでは、取組みの目標として「知識の定着」と「能動的学習態度の涵養」を掲げているが、その成果評価には、図 4-5 で示すように、多様な指標を用いている。

項目	調査実施時期
イ) 知識の定着の程度	
・学業成績: 学科・学年・学期ごとにGPAを層別、その第3四分位値の変化を測定。	H26年度～毎年度
・資格取得: 学科推奨の各資格の取得者数、取得資格数等の経年変化を調査。	H26年度～毎年度
ロ) 能動的な学習態度の涵養	
・授業外学習時間: AL型科目から調査対象科目を指定、学生へのアンケート調査を実施(授業アンケートシステムに項目追加)。	H27年度～毎年度
・自己成長感と学習への内発的動機付け: 本学のキャリア教育の基本である「就業力育成プログラム」に掲げる要素(志向力、共働力、解決力、実践力)に対応したルーブリックを作成、学生による自己評価とその結果に基づく聴取り(サンプリング)調査を実施。	ジェネリックスキ ル測定テストの結果 =(ハ)を分析
・授業アーカイブ利用数と視聴時間: 振り返りのために活用した学生数と視聴時間を調査。	H27年度～毎年度
・社会的活動へのコミット: ボランティア活動等積極的な社会的活動への参加状況について、学生へのアンケート調査を実施。	H27年度～毎年度 3年次生対象
・就職活動の状況: 目的的就職活動を展開できていたかについて、学生への聴取り(サンプリング)調査⇒卒業式時にアンケート実施。	平成27年度～毎年度 4年次生対象
・卒業後の生涯学習姿勢: 卒業後3年以内のOB・OGへの聴取り(サンプリング)調査。	平成30年度
ハ) 総合評価	
・ジェネリックスキル: 1年次と3年次に既存のテストを用いてコンピテンシー、リテラシーを測定、学年進行による変化を調査。	H27年度: 1年次生 H29年度: 3年次生

図 4-5 大学教育再生加速プログラムの成果指標

本プログラムの定量的な数値目標の達成状況は、必須指標の目標値を達成しており、AL型授業全学展開の具体的進展を実質的に示しているといえる。うち、「知識の定着」を示すものでは、学業成績(GPA 第3四分位値)を追跡して確認したところ、全学平均で毎年度上昇、学業成績の底上げに一定の成果が見られている。

また、「能動的な学習態度の涵養」を示すものは、「学生一人当たりの AL に対する授業外学修時間」については、実績値が目標値に届いていないものの、2015(平成27)年度から2017(平成29)年度にかけて AL 型授業科目数の割合に比例して毎年度伸びを示している。今後も引き続きシラバスにおける授業外学修内容および時間の指示の明確化を行うとともに、2018(平成30)年度から導入した学習ポートフォリオにおいて授業外学修の計画と実施を確認できる機能を活用し、必要な授業外学修が行われているか学生自らが振り返り、自己調整学習を行っていくことができるよう支援する取組を推進していく。「授業アーカイブシステム」については、利用授業数と振り返り学習を行った学生数の増加などにより成果が確認される他、「卒業生アンケート」では就職活動への満足度の上昇が確認されており、さらに同調査では学生生活を通じて最も積極的に取り組んだことに正課(授業、卒研・ゼミ)を挙げる比率が上昇し、正課に最も積極的に取り組んだ学生ほど自ら準備活

動を行い、就職先企業が目標に適ったものである傾向が認められる。

さらに、総合評価として、2015（平成 27）年度にジェネリック（PROG）テストを実施した 3 学部（工学部、情報工学部、経済学部）の学生に 2017（平成 29）年度再度実施した結果、1 年生からの成長分析では 3 学部ともリテラシー総合に伸長が見られたものの、コンピテンシー総合については学部別に異なる結果となった。これについて、前者の結果からは「知識の定着」について本事業による一定の成果が確認できる一方、後者の結果からは「能動的な学修態度の涵養」について各学部の専門分野における授業方法の差異が影響していることが分かった。PROG テスト実施と同時に行った学生アンケートの中で、「入学時からこれまでを振り返り、主体性の向上に最も役立った授業形態は何か」という設問に対して工学部の回答では「実験」が 4 割、情報工学部の回答では「グループワーク」が 5 割を超える結果となっており、コンピテンシー総合の伸びは情報工学部で顕著であったことから、「実験」も「グループワーク」もどちらも AL の形態ではあるものの、結果として伸びる力が異なることから、学部の DP に基づいて育成したい力と授業形態が合致しているかについて今後の分析のヒントを得ることができた（資料 4-17 p36）。

学修成果を把握及び評価するための方法の開発

学修成果の測定として、学期末に授業アンケートを実施している。このアンケートは、学生自身が受講科目により身につけた力（科目の達成目標）を自己評価するものであり、各科目の達成目標は、シラバスや DP 関与度一覧表に示している。具体的には、設問 4（この授業で成長したいと考えていた「力」は何ですか。）で成長期待を、設問 5（この授業を通じて実際に伸ばすことができた実感している「力」は何ですか。）で成長実感を測ることとしている。この 2 つの設問については、各学科の DP に全学で共通している「修得する知識・能力」（A～I）との関与度を各授業でシラバスに示すこととしたため、学生がこれらの知識・能力についてどのように感じたのかを測るためのものである。学生が自ら身につけたと思える力とシラバスで定めた達成目標が適正な関係にあるかを検証することにより、各々の教員による授業改善のツールとして活用している。設問 4、5 共に回答数、回答率が最も大きいものは D（当該分野において必要とされる専門知識とそれらを応用する能力）で、学生たちが各授業を通じて専門知識や能力の獲得を期待しており、実際に身につけたことと考えていることが分かる（資料 4-18）。

さらに、アセスメントプランの導入検討において、成績ガイドラインの制定、アセスメント実施とフィードバック体制、および指標データの取り扱いについても検討を重ねてきた。うち、成績ガイドラインについては、2021（令和 3）年 4 月の本運用にあたり、DP として設定する「修得する知識・能力 A～I」の観点およびそれぞれに対応する評価方法の見直しを実施した。「習得する知識・能力 A～I」の観点については、「知識・技能」「汎用的能力」「倫理・責任」および「態度・行動」の 4 つにカテゴリ化し、それぞれの評価方法として、「身につけるべき学習内容を問う課題」「パフォーマンス課題」「カリキュラムとして設定した科目の評価基準に基づく課題」として、成績評価の方法を対応づけることとした。なお、観点のうち「態度・行動」については、カリキュラム全体を通じて定期的に点検、総合的に評価するものとし、卒業時点での習得をもって達成したものとみなすとしており、その達成度はカリキュラムとして設定した科目において評価し、その方法と

基準をシラバスに明示している。

また、アセスメント実施とフィードバック体制については、図 4-6 で示すようにアセスメントの項目と指標において、「DP の修得状況」及び「CP に即した学修が進められているか」を大学、学部・学科カリキュラム、授業科目および学生の各レベルで実施し、フィードバックの体制を構築することとした。

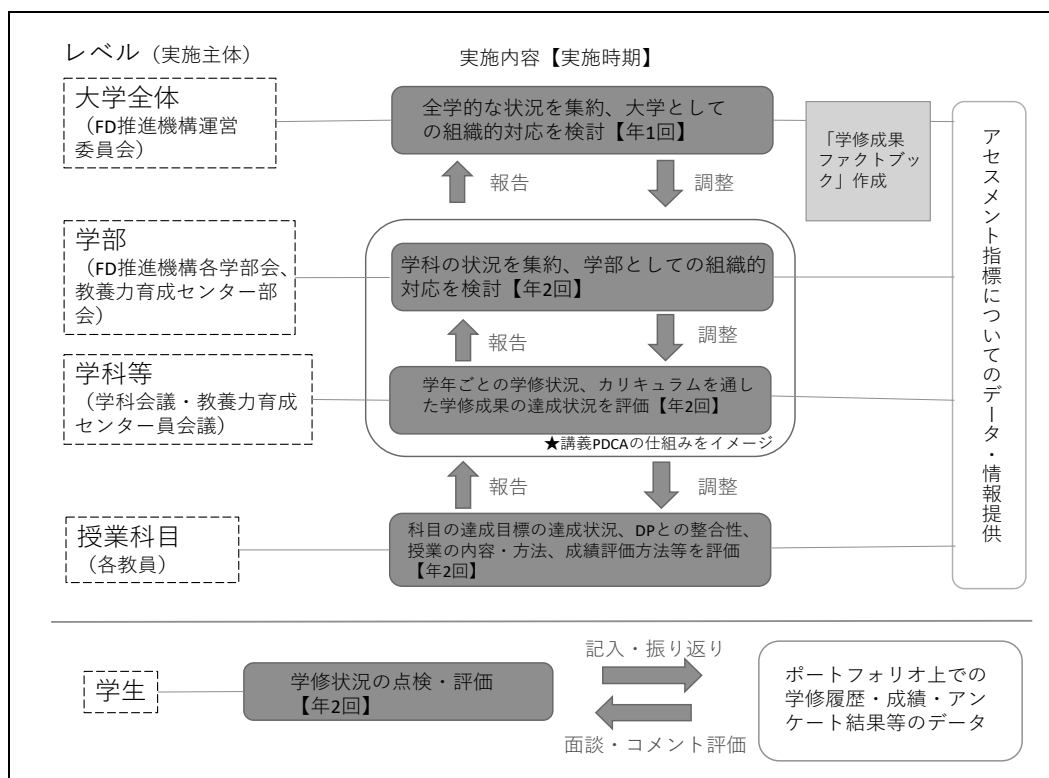


図 4-6 アセスメント実施とフィードバック体制

学習成果の測定を目的とした学生調査については、2018（平成 30）年度から「大学 IR コンソーシアム」に加盟し、教学 IR データを全国共通の調査票で収集・分析することにより、学生調査項目の共有、調査結果の相互比較に加え、認証評価や格付け評価等の内部質保証のエビデンスとして活用することとした。今後は全学部の 1 年次、3 年次および卒業生に対する調査を行うとともに、私立 9 工大（愛知工業大学、大阪工業大学、神奈川工科大学、芝浦工業大学、東北工業大学、広島工業大学、福井工業大学、北海道科学大学、本学）で「工大サミット」を展開し、理工系高等教育の更なる活性化を図る枠組みの中で、共同して学生調査を実施し、調査結果から得られた各大学の教育内容の特徴を評価し合い、教育の質を客観的に保証するとともに、教育改善の方策を見出していく。

なお、これらのアセスメントに係る指標データについては、統合データベースに一元化して管理するとともに、それぞれのレベルに必要な指標データは、FD 推進機構および各学部教員と関連事務局職員との連携により、種々のデータ作成・分析を行い、各学部学科等への提供を行う。

一方、研究科では、ディプロマ・ポリシーに関連付けた学修成果の測定方法として、修得すべき能力および履修モデルと授業科目との関連度一覧表を各専攻で作成し、学修成果

の可視化ツールとして運用を開始するとともに、学位授与の方針で示された教育目標への到達を高めることを企図して、アセスメント・ポリシーを策定した。

2021（令和3）年度は、前年策定された大学院アセスメント・ポリシーに基づき、授業点検、学修成果自己点検、授業評価アンケートを実施した。中間レビュー段階では、授業レベルでのアセスメントを行う仕組みしか構築されていなかったものの、2021（令和3）年度後期からは、授業レベルのみならず、専攻主任レベルならびに研究科長レベルでのアセスメントを実施することができた。このため、2022（令和4）年度後期分からは各階層での検証が可能となり、今後の課題はないといえる。

以上のことから、アセスメントプランの策定、ルーブリック、授業アンケート等を通じて学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 - ・学習成果の測定結果の適切な活用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は、FD 推進機構運営委員会が統括している。FD 推進機構には3学部、大学院、教養力育成センターの部会が設置されており、その中で適切な根拠に基づく点検・評価を実施している。期末での学生による授業アンケートでは、履修科目における総括的評価として、学生自身の成長度を測るとともに、評価やコメントなどを通して次年度の授業改善にも役立てられる。各授業で学生が感じた意義（満足度）、実感できた力（A～I）、時間外学習時間などを集計することにしており、工学部で質保証システムとしての「講義PDCA」の評価指標として活用され、科目合格率とともに、学生の満足度平均点（3.0以上）を満たしていない科目について部会で公表され、当該教員については次年度に向けた改善を進めることになっている。また情報工学部では教育改善PDCAサイクルとして、2015（平成27）年度から各教員が作成した「教育改善計画書」について学科毎に集約した結果をFD部会で報告している。

なお、工学部の「講義PDCA」は2010（平成22）年度より実施している。学部の全教員が参加しており、各学科の学修分野に基づいた部門ごとに行う。教員は、担当科目について学期末に実施報告書を作成し、その報告書に基づき、部門別ワーキンググループで各科目をチェックしあい、講義改善を図っている。講義PDCAは、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけること、授業の内容および方法の改善を図ることを目的としている。

また、工学部知能機械工学科は、JABEE（日本技術者教育認定機構）による教育プログラム認定を受けている。情報工学部情報システム工学科ならびに情報システム工学専攻は教育PDCA（各委員会）組織の活動を継続しており、全学生への学科独自アンケートやDP達成度の可視化を実施している。情報通信工学科は、以前はJABEE認定を受けていたこ

とから、JABEE に準じた運営を行っている。

加えて、教務委員会では、学籍異動等に関する分析・評価を毎年 2 回行っている。1 回目は過去 5 年間の推移も含め、前年度の休学者、退学者、除籍者、留年判定者、過年度学生及び学科別取得単位・GPA に関して、また、2 回目は前期終了時の単位取得状況を含め、単位不足者及び卒業不可者等に関して、各学科の状況について教務委員会に報告されると共に、学科における教育課程や指導法の改善等に活用されている。

「大学教育再生加速プログラム」(テーマ I : アクティブ・ラーニング) では前述のとおり実施成果の可視化、質的充実に向けて各種指標を設定、その向上・改善を図っており、事業期間終了後も取組みを継続してきた。また、推進組織である FD 推進機構教育技術開発ワーキンググループは 2021 (令和 3) 年度から全学教育開発ワーキンググループに改称し、教務部長を責任者とする教職協働組織として、AL の推進のみならず、FD 活動全般の体系化・高度化、教学関連データの収集・分析、横断的な教育プログラム開発等に取り組みを拡大している。WG での議論の内容は FD 推進機構の各部会に報告され、学部・学科・センターでの改善につなげている。

また、本学の人材育成目標である「実践型人材育成」に向けた教育改革の取組(教育課程、学修成果を含む)に関して、外部関係者(産業界、高等学校)との定期的な意見交換を行い、取組の効果的な推進と人材育成目標の達成に資するため、2021 (令和 3) 年度から「福岡工業大学 人材育成協議会」を設置した。「協議会」の主要なテーマとしては、「産業界が求める人材像との整合」として、本学の教育内容および卒業生の評価等をもとに、「人材実需に対する教育の貢献をどう実現するか」について、具体的な議論を深めていくこと、「高等学校との連携教育の模索」として、高等学校教育の変容(学習指導要領の改訂等含む)を踏まえ、高大が連携した教育の具体的な議論を深めていくこととしている。

同会議は年 2 回開催し、高等学校校長、産業界在籍者の 2 者から本学の教育改革の取組みへの定期的な評価、適宜の助言を頂き、改善に活かしている。

なお、2017 (平成 29) 年度から様々な学生情報(入学者・卒業生傾向、学業成績、退学事情等)を捕捉、分析していくためのシステム(統合データベース)の活用を開始し、IR の視点で成果の可視化を図る。また、2015 (平成 27) 年度から卒業時アンケートにて AL 型授業の効果を就職活動の視点で検証している他、2018 (平成 30) 年度卒業生(本事業開始後の 2015 (平成 27) 年度入学者)へのアンケート調査および企業担当者ヒアリングを実施しており、本事業での学びとキャリアとの接続を能動的な学習態度の継続という視点で検証していく。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は、2014 (平成 26) 年度に大学教育再生加速プログラムに採択され、AL 型授業の全学展開についての指標を達成するとともに、FDer の育成と認定、AL 実施のための教授・学修環境の整備、AL 実践事例の調査研究と共有、CS の育成と活動、学生による授業改善活動および学習ポートフォリオ (FIT-AIM) の開発と導入、活用といった取組みを展

開し、教育改革を加速的に進展させてきた。その点は、同事業の事後評価において「S」評価を受けたことから明らかである。

また、これらの教授法の質的転換の取組を大学全体の質保証に繋げていくために、アセスメントプランの明確化と運用の取組を進展させたことは、教学マネジメントの確立という観点からも成果と言えるものであり、その点について、第3期機関別認証評価においても高評価を得た。

さらに、2020（令和2）年度のコロナ禍においては、AL型授業の実践をベースに遠隔授業においても質保証と双方向性の確保に取り組み、ICTを活用した新たな教育手法（反転授業やハイブリッド授業等）について、一定の有用性と教育効果を確認することができた。それを踏まえ、2021（令和3）年度以降は「対面授業」を基本とし、ICTを積極的に活用することで双方向性の確保と学びのコミュニティの形成・維持を図るものとしている。本学の強みであるAL型授業のさらなる充実を図り、協働的な学びを深め、さらにICTを積極的に活用することでさらに個別最適な学びを深めることが期待できる。

（3）問題点

アセスメントプランに基づく教育点検の仕組みは整ったものの、今後はその活動の実質化が課題である。学修成果を意識したカリキュラム設計、授業設計が教員個々の取組みに終わっており、学部や学科・センター全体としての統一的な取組になり得ていないことから、より詳細な学修成果の把握と検証を進めていく必要がある。その際、アセスメントテストの結果や、卒業時調査の結果、大学IRコンソーシアムの学生調査と卒業生調査の結果の活用が十分にできていないことから、教学におけるIRの機能の充実を図る必要がある。

「大学教育再生加速プログラム」を通じて、アクティブ・ラーニングの全学展開は進展しているが、取り組みの目標となる「能動的学習態度の涵養」については、時間外学習時間が目標（20時間）から大きくかい離するなど必ずしも進んでいない。あわせて「能動的学習態度（主体性）の涵養」については、「学びの態度行動ルーブリック」を開発し、学修ポートフォリオ上に整備しているが、その活用に関しての枠組みについては検討途上であり、学生に学びの指標として示し得ていない。特に学生の学修PDCAサイクルの確立に向けた学生アセスメントの取組みに注力する必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では、本学の人材育成目標である「自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できるような人材（実践型人材）」を育成するため、AL型授業の全学展開を行ってきた。この実践型人材の育成には、学生への「知識の定着」と「能動的な学習態度の涵養」が必要であり、大学全体、教職協働の取り組みとして行っている。実践型人材の育成では、学生がこれからの社会において、多様な環境や困難な問題に直面した場合でも、身につけた知識の応用や新たな知識を習得することにより、環境への適合や問題解決ができる人材育成を行う必要がある。このためのAL型授業の導入は、本学の教育における大きな質的転換でもあり、教職協働として組織的、全学的に展開している取り組みである。現時点では幾つかの課題は存在するが、本学の第9次マスタープラン（2022（令和4）年4月～）

においても今後の計画が示されており、大学全体の取り組みとして実行する。

教育の質保証に向けてはすでに3つのポリシーの策定・見直しを完了しており、CPに「成果の評価のあり方」について記載を追加、枠組みは整っている。ポリシーの有効性・妥当性および3つのポリシー間の体系性・整合性・適切性も担保されていると判断している。またCAP制の施行、シラバスの充実に向けた取り組みなどを行った上で、大学教育再生加速事業の採択を得て、アクティブ・ラーニング型授業の全学展開を継続することにより、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

他方、授業外学習時間の伸びの停滞など取り組み成果の創出、実質化に向けては課題も残している。今後枠組みの設定にとどまらない成果の可視化への取り組みを強めるとともに、それらによる点検・評価を経て授業レベルにとどまらない教育課程全体の改善・向上に向けた取り組みがさらに求められる時期を迎えており、さらなる努力が必要となる。アセスメントプランに沿った教育点検活動の実質化に向けた活動の進展が期待される。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

- 評価の視点**
- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
 - 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学のアドミッション・ポリシー（AP：入学者受入れの方針）は、文部科学省や中央教育審議会の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に従い、平成28(2016)年度において、先に運用を行っていた DP および CP との整合性を含め、3 ポリシーの再検討を行い、その的確性及び具体性を図るべく改訂した。

公表に際しては、学部・学科については入試ガイドや本学 Web サイトに AP を明記しているのはもとより、「3 つの方針」と題する冊子を作成し公開している（資料 5-1 <http://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/policy/index>、5-2、4-1）。大学院については、入学試験実施要項及び本学 Web サイトに AP を明記し公表している（資料 5-3、4-2）。

各学部・学科、各研究科・専攻において、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像について AP に定め、養成すべき人材像、求める人材像として明確にするとともに、入学者選抜での観点としてそれぞれ明示している。これらにより、本学での教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか、「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか、高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのか、を示している。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、入試ガイドおよび入試要項に選考方法を明記し公開している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 評価の視点**
- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
 - 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
 - 公正な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
 - 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会

の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

学生募集方法の適切な設定

AP に基づく学生募集方法については、大学案内に学部・学科ごとの特徴を説明して受験生の理解を助けている他、学生募集方法については、オープンキャンパス、高校訪問、本学独自の入試説明会、高校生への模擬講義、高校生による大学見学などを適切に行っている。特に、オープンキャンパスにおいては、学科進学相談で、各学科の受け入れ方針、教育方針、教育内容、就職、および学習サポート体制などを説明し、高校生はもちろんのこと、高校教員や保護者に至るまで本学入学者選抜の詳細事項の周知に努めている。

大学院の学生募集は、年度の初めに開かれる各クラスのオリエンテーションで説明会を実施するとともに、全学的に年数回募集説明会が開催される。また、各学科でサイネージを設置して各研究室の研究内容などの PR を行っている。

入学者選抜制度の適切な設定

大学における入学試験は、総合型選抜（スペシャルスキル選抜）、学校推薦型選抜（専願制推薦選抜・併願制推薦選抜）、一般選抜（3 教科型選抜、共通テスト利用選抜（前期・中期・後期））に大別される。大学院においては一般入試・社会人入試、外国人留学生入試に分けられる。そのほかに、帰国子女・協定校の外国人留学生を対象とした入試が実施されている。

入学者選抜については、通常の学力試験を課す試験では、志願者の学力を判断しており、本学独自の入学試験問題作成については、入試問題作成者会議の下、出題委員および問題検討委員をそれぞれ学内教員に委嘱しており、高校学習指導要領など基礎資料の提供、複数教員による入試問題チェック、採点結果チェックを行っている。3 教科型選抜については、社会環境学部で「エッセイ」を必須の入試科目として取り入れ、AP に明記している思考力や表現力、主体的に学ぶ意欲の測定を行っている。なお、2025（令和 7）年度入学者選抜から新たな学習指導要領に完全移行することを受け、3 教科型選抜、共通テスト利用選抜共に試験科目の見直しを 2022（令和 4）年度中に実施し、年度内の外部公開を目指しているところである。

また、総合型選抜や学校推薦型選抜では、高校における一定の評定値をクリアした、あるいは本学が指定する資格を高校在学中に取得したなどして学力が担保できる志願者には面接試験および小論文、実技試験（SS 選抜のスポーツ有能者入試）を課している。AP の見直し以前に学校推薦型選抜における学力不足による途中退学者を問題視し、それまで面接と評定平均値で評価していた内容に加え、出願要件に近い「高校で履修しておくことが望ましい科目」の設定を行い公開した。AP の見直し後については、学校推薦型選抜に面接試験と基礎学力試験を課すように制度を変更し、受け入れ方針との整合性を意識している。

入試制度上の改善については、数年に亘って実施してきた学校推薦型選抜での基礎学力の測定を加速させ、特に専願制推薦入試のミスマッチ防止に努めてきた。2021（令和 3）年度入学者選抜においては、学科ごとに評価基準を設けることとし、2020（令和 2）年度入試から情報工学科で先行して評価基準の引き上げを行った。入試間での学力格差是正を

さらに加速させることと学力の3要素評価実施で、教育の質改善に向けた高大接続に取り組む本学の評価をこれまで以上に高めたい。

入学試験の実施時期については、文部科学省の指導に従い、総合型選抜に相当するスペシャルスキル選抜（SS選抜）は10月中旬から下旬に、推薦入試においても11月中旬以降の実施とし、文部科学省の提示する大学入学者選抜実施要項に沿った出願期間、入試実施を念頭に置いている。

大学院においては、学内推薦入試（学部3年終了時での成績が、学科内の上位3分の1以内が対象）や一般入試を実施している。受入方針は学生募集要項に明示されている。推薦入試では、面接試験を課している。一般入試では学力試験及び面接試験を実施している。学力試験については専攻ごとに出题科目が指定されており、専攻ごとに試験を実施している。

入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入試の実施にあたっては、大学は入学試験委員会が、大学院は専攻主任会が担っている。大学においては、入学試験成績に基づき、入学試験委員会において合否の原案を作成し、教授会において審議の後、学長決裁の上、合否を決定している。大学院の各入試方式に関しては、専攻において合否の原案を作成し、研究科委員会の審議を経て、学長決裁の上、合否を決定している。

公正な入学者選抜の実施

大学・大学院の各入学試験とも入試要項を大学入学試験委員会又は大学院研究科委員会で審議決定し、それに則って実施されている。そして、大学は「入学試験委員会規程」、「入学試験合格者選考規程」、「入学試験合格者選考細則」、大学院は「大学院 入学者選考規程」「大学院 外国人留学生選考規程」等の諸規程に基づき入学者の選抜を行う（資料5-4、5-5、5-6、5-7、5-8）。

大学においては、具体的な入学試験成績に基づき、入学試験委員会で合否判定案を作成し、教授会の審議を経て学長決裁の上、合格者を決定している。入学試験委員会での合否判定においては、入試広報部長を代表とする入学試験委員に加え、学部長・学科長同席のもと審議を行っている。大学院においては、各専攻が入学試験を実施し、その結果に基づいて作成した合否案を研究科委員会において審議し学長決裁の上、合格者を決定している。

最終的なチェックについては、各学科の入試委員がすべての入試結果と手続き状況および入学者データの突合せを実施し、不正や間違いが起きていないかのチェックを実施している。

合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学試験における特別配慮の依頼については、出願開始1ヵ月前までの申請を受け付けている。申請内容を基に、本学で対応可能な配慮内容について入試委員会で審議を行っている。配慮内容の策定に当たっては、受験生および保護者とやりとりを行い、適切かつ過度な配慮内容にならないよう検討を行っている。また、出身高校に対しても、普段の配慮内容の確認を併せて行っている。

以上のように、AP に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を適切に実施しているといえる。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本学における入学定員、編入学定員及び収容定員は、大学学則第 2 条並びに大学院学則第 3 条に定められており、大学「入試ガイド」及び大学院「学生募集要項」において公表されている。大学においては、入学試験種別ごとの受入人数も示されている。教育研究に相応しい環境を確保するため、入学者数を入学定員に、在籍者数を収容定員に基づき適正に管理するよう努めている。これらの入学定員は文部科学省による認可を経ており、適正に設定したものと判断する。なお、教育研究の充実向上を図るとともに、近年の志願動向に応じるため、2015（平成 27）年度に全学部において入学定員及び収容定員の変更を行った（資料 5-9）。

新定員となった 2015（平成 27）年度に、情報通信工学科において入学者歩留を読み誤り、定員の 1.47 倍と大きく超過し、文科省の指導を受けたが、定員超過に至った原因を全学で共有する研修会を実施し、全学的な入試制度の改革を行った結果、情報工学部としても大学全体としても、適正な定員管理を維持してきた。定員充足率をより厳格にコントロールするため、入学試験委員会における定例の入学者受入目標報告において、各学科とも定員に基づき入学生を確保する計画を確認している。2022（令和 4）年度入学者選抜においては、この計画に基づいて、追加合格などの手段を併用しながら、慎重な合格判定が行われている。その結果、全学的な入学定員充足率が 1.09 倍に抑えることができた。

入学定員に対する充足率については、全ての学部・学科で 1.17 倍以下と順調にコントロールできており大幅に改善していることが言える。競合他大学との併願状況や判定状況などの情報が入手できるようになっており、合格者の入学歩留り予測精度が上がってきていることが入学定員に対する充足率と収容定員に対する在籍学生の充足率改善に繋がっている。

修士課程および博士課程においては、引き続き、大学院入試における募集力の強化が必要である（資料「大学基礎データ表 2、表 3」）。

なお、各学科の定員超過に対しては、先の情報通信工学科の対応を参考に、新入生に不利益が生じないよう教室や実験設備の調整、拡充を大学関係各署と協働で行い、学年進行にも合せた対応を進めている。すなわち、在籍学生数の過剰への対応については、全学的

な観点から、講義室配置や実験設備拡充の必要性の確認と対応、実験設備や実験補助(TA)拡充のための予算措置および学修支援を行っている(資料5-10)。

以上、全体としては入学定員、収容定員共に適切に設定し、在籍者についても適正に管理していると判断できる。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

入学者選抜について、毎年4月の入試委員会と教授会において入試総括を行っている(資料5-11)。また、入学試験の適切性についての検証については、大学入学試験委員会では、毎年6月以降に入学試験検討として、各学科に入試における改善点の検討を求めている(資料5-12)。併せて、入学年度および入試制度ごとの単位取得状況、平均GPA、進級状況、進路状況を確認しており、改善を要する事案がある場合には、委員会での議論を経て、教授会において変更内容について審議承認を行う仕組みが確立されている。大学院においては、専攻主任会にて各入試の実施の度に、主に入学定員確保の観点から入試制度の問題点を検討し、改善に必要な提案を行っている(資料5-13)。

具体的には、入学者の入試種別ごとの修学状況の確認を行っている。学力下位層については学習支援センターで学習状況を確認するとともに、学力上位層については不本意入学による修学意欲不足が顕著に見られることから、改革に着手しているところである。特に退学率の高かった専願制学校推薦型選抜については、2017(平成29)年度より修学上のミスマッチを防ぐ施策として履修科目要件の提示や知識・技能を評価するための基礎能力試験による合否判定を実施している。

また、修学意欲を醸成するという観点から社会環境学部の3教科型選抜において導入したエッセイによる入学者の修学意欲が高水準であることから、その後の経過や他の学生との修学上の差異を確認する予定にしておき、成果が確認できれば他学部での実施についても検討を行っていく。

なお、2022(令和4)年度入試においては、入学者選抜における学力評価について、①学校推薦型選抜および総合型選抜における評価方法の見直し、②新学習指導要領への切り替えに伴う試験科目の見直し、の2点について検討を行ってきた。内容は以下の通り。

①学校推薦型選抜および総合型選抜における評価方法の見直し

- ・第1回入学試験委員会(4月28日開催)において、生命環境化学科に於ける基礎能力試験の科目見直しについて審議。これまでの「数学」から「化学」「生物」の選択式に変更することが提案され、より学科の学びに必要な学力を図る上で必要と判断し、2023(令和5)年度入学者選抜から実施することとなった。
- ・第9回入学試験委員会(12月16日開催)において、総合型選抜ならびに学校推薦型選抜の面接評価見直しについて審議。志望動機、学びへの意欲関心、人物人柄、口頭試問を評価軸としたルーブリックを用意し、より学科の学びとの親和性を測定できる

内容とした。2023年度入学者選抜からの実施となるが、試験的に2022年度の「専願制総合型選抜【後期】」で面接評価に用い、課題等の集約を行った。

②新学習指導要領への切り替えに伴う試験科目の見直し

・2025（令和7）年度入学者選抜受験生より適用される新学習指導要領に対応した新課程入試について、本学においても2022（令和4）年度末までの公表に向けて審議していく必要があることから、検討スケジュール等について第7回入学試験委員会（10月18日実施）において現状について共有を行っている。

- ・新教育課程のスケジュール概観
- ・新教育課程の教科、科目編成
- ・新教育課程における再編、新設による一般選抜への影響、など
- ・情報Ⅰの学習指導要領について
- ・令和7年度大学入学共通テスト「情報」サンプル問題について
- ・高等学校教員用指導要領について
- ・推奨言語：MicroPython、Mu、など

「情報」科目の取り扱いについては、国立大学が入学者選抜で使用する方針を示したため、情報系学科での導入について今後検討を行っていく。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜など学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、またその結果を基に改善・向上に向けた取り組みは適正に実施されていると判断できる。

（2）長所・特色

2022（令和4）年度入試においては、総志願者数10,746名・実志願者3,050名となった。依然として、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、全国で18歳人口が2万人以上減少する中、1万人以上の志願者を集める大学として、福岡県において、相応の評価を得ていることがわかる。また、入学者選抜制度において学力の3要素評価にも積極的に取り組んでおり、一般選抜（3教科型選抜）で「エッセイ」を社会環境学部で導入し、推薦入試においても面接、学力試験、調査書の記載内容を用い、3要素評価をすでに実施している。

（3）問題点

入試制度改革については、2019（令和元）年度の最重要課題として年間を通して入試委員会で検討を重ね、各選抜制度の詳細を決定した。改革後の新しい選抜制度において、一般選抜において知識・技能の確保とともに主体性評価を取り入れ、推薦型選抜において基礎能力試験の比重を高めることにより、入学した学生の修学上のミスマッチの防止・軽減が期待されるが、データ分析による検証が必要である。

本学の工学部および情報工学部は工学系分野であるため、社会に貢献できる人材を育成

する上で入学時の数学と理科のレベルは非常に重要となる。知識・技能でこのレベルがまずは担保できていないと修学上のミスマッチが発生する。しかしながら、自律的に考え行動できる人材のためには、知識・技能以外の学力が必要となり、全ての入試制度でバランスのとれた学力測定をどのように実現していくか、引き続き大きな課題となっている。

新たな学習指導要領の完全移行が控えているが、本学としてどのように対応していくか、特に新たな必修科目である「情報」をどのように扱うか、一般選抜における「数学」の範囲見直しなど議論を進めている最中である。この議論を呼び水に、入試制度全体の更なる見直しに繋げていかなければならない。

今後大きく求められるであろう、国際的規模での社会的要請へ配慮した入試制度についても、検討が必要となる。

定員管理については順調に改善が進んでおり、入学定員に関する歩留まり予測の精度をさらに高めるための検討を行っているところである。受験生が目指す上位大学の合格ライン予測なども駆使し、これまで年度によって大きく変動してきた合格一入学の歩留まり予測精度をさらに高める検討を既に行った。これまでの入学歩留まり予測の改善が奏功し、2022（令和4）年度の定員に対する在籍者数（現員）の充足率も、工学部 1.14、情報工学部 1.14、社会環境学部 1.02 と大きな改善が見られる。

また、工学研究科の修士課程では、直近5年間の収容定員充足率において、2018（平成30）年度 0.87、2019（令和元）年度 0.98、2020（令和2）年度 1.04、2021（令和3）年度 1.09、2022（令和4）年度 1.19 と年々収容定員充足率が改善されてきた。その主な原因は内部進学率の上昇にある。一方で、専攻単位で見ると充足率にばらつきがあることから、引き続き、大学院教育の実質化に向けた改善計画と合わせた取組みを推進していく。

（4）全体のまとめ

これまで述べてきたとおり、福岡工業大学では社会に貢献できる実践型人材育成に寄与するための入試制度改革を進めてきている。この入試制度改革が入学する学生の質担保に繋がり、教育研究活動の充実・質の向上に寄与するものと期待できる。入試制度の見直しに関しては、送り出す側である高校との接続強化は必要不可欠であり、高校との意見交換は重要である。このため、本学では入試制度改革の具とするための事前ヒアリングおよび、制度化した内容に対する事前の意見集約を高校訪問にて都度実施している。また、高校の進路と我々入試担当との議論の場として「高大接続教育研究会」を実施しており、有識者によるセミナーや、テーマごとの討議を年複数回実施している。この研究会は、本学を含めた私立大学3校と福岡県下の県立高校教員で構成されている。今後の動きについても、本研究会で様々な意見を伺いながら進めていくこととなる。

本学における入試制度の見直しについては、入学試験委員会で都度審議を行っている。入試制度の設計にあたっては、受験生に過度な負担を強いることのない制度であるとともに他大学の動向を注視する必要がある。

このように、社会の要請に対してポリシーの見直しおよび入試制度の見直しを行ってきており、一定の評価を得ている。この流れを切れることなく続けていくことで、より良い入試制度の実現が得られるものと確信している。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

- 評価の視点
- 大学として求める教員像の設定
 - ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
 - 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針
 - (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学は、大学の理念・目的および各学科・専攻における DP や CP を理解し、各学科・専攻の教育研究を担うことができる教員を求めている。また、教育と研究のバランスを重視し、研究はもとより教育に熱意ある人材を求めている。採用人事の際の公募要件には、専門分野での研究業績があり、博士号の学位を有すること、大学院での教育や研究指導が可能であることと明記している(資料 6-1)。さらに、2019(令和元)年度に全学内部質保証推進会議において、これらの全学的に共有された認識について改めて明文化を行った(資料 6-2 <https://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/kyoinzo>)。

【大学として求める教員像】

- (1) 建学の綱領と教育理念を深く理解し、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3つの教育方針の実現に貢献する者。
- (2) 本学の人材育成目標である「実践型人材」育成のため、熱意をもって学生の主体的学修を支援し、学生の成長を促す教育を行う、豊かな人間性を有する者。
- (3) 専攻分野に関する一定の研究業績・研究能力または専攻分野における実務経験・実務能力を有し、情報・環境・モノづくりの領域で優れた研究を行い、その研究成果を実生活に応用して社会に貢献すべく努力する者。

【教員組織の編制方針】

- (1) 教育理念および人材育成目標達成のために、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、大学設置基準、大学院設置基準などの法令に則り十分な教員を配置する。
- (2) 教員組織の編制に当たっては年齢、性別およびグローバル化に対応する国際性等の多様性について適切な配慮を行う。
- (3) 教員の募集は公募とし、教員の採用・昇任については、「福岡工業大学教員資格審査基準」および「福岡工業大学教員選考委員会規程」に基づき、適切かつ公正に運用を行う。
- (4) 教員の資質の向上ならびに教員組織としての多様な活動全般の改善等に資するため、組織的なFD活動を実施する。

その上で、教員の審査は、教育及び研究上の業績、職歴、学歴等に基づいて行うこととし、教授には担当学科目について、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績があり、教育上の経験又は識見を有していることを基本として求めている。また、准教授には、博士の学位を有し、研究上の業績があり、教育上の経験又は識見を有していること、助教には、博士の学位を有していることをそれぞれ基本的な要件として設定している（資料 6-3）。また、大学院の研究指導並びに講義及び研修を担当する専任教員についても、その能力に応じて D○合、D 合、M○合、M 合教員等に資格を区分しており、必要とされる教育研究上の能力や役割等について明確にしている。

教員の採用は、完全公募制により実施しており、「福岡工業大学教員資格審査基準」等の規程により、大学の理念・目的に沿って、教育及び研究上の業績、職歴、学歴等に基づいて審査している。

教員組織の編制では、各学科の入学定員に基づき専任教員数を定めている（資料 6-4）。

・工学部・情報工学部・・・専任教員数＝入学定員×4年×係数／30人

・社会環境学部・・・専任教員数＝（入学定員×4年×係数＋編入学定員×2年）／50人

教育研究の実施にあたっては、学部・研究科ごとに学部長、研究科長、学科長を配置し、役割を明確にしている（資料 6-5）。学部長は、学長を補佐し、各学部の業務を統括し、学科長は学部長、教務部長、学生部長及び就職部長を補佐し、学科の業務を統括する。また、学科毎に 3 学部及び教養力育成センターに共通の各種委員会の委員を配置し、クラス担任制と合わせ、学生支援体制を整えている（資料 6-6）。これらの委員会を通じて、学部・学科を横断して、全学的な情報や課題の共有、改善策の検討を図っている。教授会の審議に至るまでの過程に、これらの委員会等により学部・学科を横断して広く意見を徴し、協議することで、全学的な質保証を担っている。

大学院においては、研究科長及び専攻主任が「専攻主任会」「研究科委員会」を定期的に運営している。大学院の授業を担当する全ての専任教員が関連学科に所属する兼任教員であるが、専攻主任が大学院の各専攻間の連絡調整を図り、教育・研究の実施を円滑にしている（資料 6-7）。

以上のことから、本学の理念・目的に基づき、本学として求める教員像や各学部・研究科などの教員組織の編成に関する方針については、明示していると判断できる。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

○学士課程における教養教育の運営体制

学部全体の専任教員数は 143 名であり、大学設置基準上の必要専任教員数の 120 名を 20 名以上上回っている（資料「大学基礎データ」表 1）。また、大学院の設置基準上の必要専任教員数は 79 名で実際の教員数は 157 名（学部との兼担を含む）である。学部、研究科それぞれの教育課程において十分な数の専任教員を配置している。

大学・学部の理念・目的に基づき、各学科は、社会的な要請も勘案し、CP を設計している。これに沿った専門教育を実施できるように、専門分野を十分に考慮した教員の公募・採用を行っている。同時に、学科の教育システムを継承するために、年齢構成を考慮した職位（教授、准教授、助教）での公募も心掛けている。教員採用に際しては、教授会において学科の公募・採用方針を確認した上で、公募要項の内容や、選考委員会による選考結果を審議・承認している。

現在の教員公募においては、博士の学位を有していることを条件としており、2022（令和 4）年度の大学の専任教員 143 名の中で、博士の学位取得者は 137 名であり、全体の 95.8%である。なお、外国人教員数は 14 名、女性教員は 15 名であり、それぞれ決して多いとはいえない。これは、私学教育ならびに大学院教育の観点から、専門分野の学位や教育経験を優先して教員採用を行ってきた結果であり、単純に外国人教員や女性教員を増やすことを目標とすることは難しい。教員採用は、全て公募によって行っているため、大学や企業などから多様な人材を採用できている。

教員の授業担当負担については、目安の上限値を定め（毎期 6 コマ）、過度な負担が生じないようにすると共に、前後期のバランスなども学生教育の内容の順次性を維持しながら前後期の担当科目数を調整するなどして、適切に配慮している。教員の長期学外研修や欠員、カリキュラム改定時の科目増などに対しては、特任教員や非常勤教員等を配置することで、授業担当が過負荷にならないように努力している。

年齢構成については、採用時の年齢に配慮することで、バランスが取れたものに是正されつつある。2022（令和 4）年度は 40 代の教員が 31.7%、30 代の教員が 20.4%を占めている（資料「大学基礎データ」表 5）。なお、60 歳を超える教員の比率は、減少傾向を維持しており 14.1%である。現在、本学では、65 歳定年と 70 歳定年の教員が混在しているため、この比率はしばらく年度により増減する予定である。

全学的な教養教育カリキュラムの編成や運営は、教養力育成センターが行っている。同センターでは 2018（平成 30）年度に教養力育成カリキュラムの大幅な改正を行い、併せて担当教員の配置を実施した。また、教養力育成センターの自立化によって、教養力育成センターの専属所属となった。さらに 2022（令和 4）年度から開始される第 6 次中期財政計画において、教養教育担当教員の教員定数が 16 名と明文化された。

なお、数学・物理教員については、各学科に分属して専門基礎科目を担当しており、各学科に根差した数学・物理教育を実践している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

- 評価の視点
- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
 - 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の専任教員の採用は、「福岡工業大学教員選考委員会規程」、「福岡工業大学教員資格審査基準」等の規程に基づいて行っている。教員採用は一般公募により、実力主義で判断することが基本原則であり、募集・採用にあたっては、公募要項にて専門分野に関する教育・研究業績、今後の研究計画に加え、本学での教育への抱負等も求めており、さらに面接審査では模擬授業を実施して本学の学生に届く授業が見極め、本学の教育に適した人材確保に努めている。

採用審査は、当該学科4名、他学科各1名の計7名による教員選考委員会が候補者を選考し、学部教授会で審議・決定した後、学長を通じて理事長に推薦している。具体的な手続きは以下の通りである（資料6-8）。

【専任教員採用に係る手続】

- ①学科において採用方針（公募要項）を策定
- ②採用方針を学科長から学長に報告
- ③部科長会において議長（学長）から教員選考委員会設置の発議
- ④学部教授会において公募要項の承認と共に教員選考委員会を設置
- ⑤公募開始
- ⑥教員選考委員会での書類審査、面接審査の実施
- ⑦学部教授会において教員選考委員会からの候補者選考報告と審査（投票）
- ⑧選考結果を選考委員長から学長に報告
- ⑨採用推薦書を学長から理事長に提出
- ⑩理事長承認

公募は全て、JREC等に公開され、原則として博士号を有する教員のみを採用することとしている。なお、研究科の教員組織編制は学部の教員が兼担することとなるため、学部教員採用時に「福岡工業大学大学院担当教員資格審査規程」を考慮しており、教授・准教授の採用はM〇合以上、助教についてはM合以上の資格を選考基準としている（資料6-9）。

昇任審査においても、「昇格人事の選考に関する申し合わせ」、「福岡工業大学教員資格審査基準」や「昇格人事に関わる教育および研究業績等の審査基準申し合わせ」等の規程に基づき審査している（資料6-10、6-11）。

【教員昇格に係る手続】

- ①学科長から学長に昇格候補者の申請
- ②部科長会において教員審査委員会設置の依頼
- ③各学科選考委員の選出届出
- ④学部教授会において選考委員会設置と委員の承認
- ⑤選考委員会の審議
- ⑥学部教授会において選考委員会報告と審査（投票）

- ⑦選考結果を選考委員長から学長に報告
- ⑧採用推薦書を学長から理事長に提出
- ⑩理事長承認

なお、昇格に関する教育及び研究上の業績等の審査は、本学の専任教員として少なくともその職位で2年以上勤務した者を対象とする。また、教育業績の審査は、日常の教育実践の他、授業方法の改善や生活指導、脱落防止等の学生支援への取り組み等を総合勘案して行い、研究業績の審査は、教員資格審査基準の運用上の公正を期するために、自然科学系及び人文社会科学系に分けて行い、それぞれ基準を満たさなければならない。

選考委員会での審査を経た学部教授会の審議では、昇格基準を満たしているという前提のもと、現職での研究実績および教育に関する諸実績が重要な判断材料とされ、最終的に無記名投票により、3分の2以上の賛成で決定される。

以上のことから、本学では、教員の募集、採用、昇任等に関する規程等を整備した上で、その規程に則り、適正な手続きを行っているとは判断できる。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

- 評価の視点**
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 - 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD 活動の組織的な実施

本学では、2006（平成18）年に発足した「教育改善推進委員会」を前身とし、2010（平成22）年より教育改善活動を推進するための組織として「FD 推進機構」を設置している。学長を機構長とし、本学における教育内容及び方法を改善し向上させるための組織的な諸取組を推進することを目的としている。さらに、FD 推進機構の下に、学部長・研究科長・教養力育成センター長を部会長とし、各学部・専攻から選出された委員による部会を設置し、教育改善の企画、開発、実施、支援、効果の検証といったPDCA サイクルを回している。また、教育技術開発ワーキンググループにてAL 型授業全学推進プログラム（大学再生加速プログラム採択事業）の推進を通じ、本学の教授法の質的転換を図っており、2019（令和元）年度に補助期間が終了後もこれまでの取組を継続して発展させている。

これらの取り組みはFD 推進機構運営委員会にて報告するとともに、毎年度「FD Annual Report」としてまとめ、学内外に報告している（資料 6-12 <https://oped.fit.ac.jp/public/index.html>）。

また、各種講演会や研修会を開催している。AL 型授業推進プログラムの一環として、AL の考え方や手法、またその支援策としての「シラバス作成法」や「授業デザイン」などをテーマに行われてきた。特に最近では、AL 型授業の進展に伴い、本学学生の実態に即した効果的実践方法を開示、共有するFD Caféでの研修会が盛んになっている。他方、新たに入職した新任教員や非常勤講師への研修会も定期的に行っている。新任教員研修は4月に入職時研修を行う他、入職年度の夏休み期間、本学の実情や学生の実態も一定程度把

握した時点で、AL型授業の実施方法などについて先輩教員が指導を行っている。また、非常勤講師に対しては2015（平成27）年度より前後期毎に実施されている「非常勤講師オリエンテーション」にて、教務部長より本学の教育について説明が行われるとともに、AL型授業の進展や実施に向けての方策や課題などについてグループワークが実施されている。これらの先導役となるのが、「ファカルティ・ディベロッパー（以下、FDer）」であり、2020（令和2）年度までに7名の教員が認定され、本学の教授法の質的転換の実現の先導役としてALの全学展開をリードしている（資料6-13 <https://www.fit.ac.jp/ap/fder>）。

さらに、授業改善の組織的な取り組みを学部として積極的に取り組んでいる。工学部にて学科教員同士が講義をチェックし合う「講義PDCA」や、情報工学部にて学生の授業アンケート結果を基に教員が作成する「教育改善計画書」がそれにあたる。それぞれFD部会にてその報告や議論を行い、その後学科会議や学部教授会で結果の共有を行っている。加えて、工学部では教員のFD活動を実質化するため、2018（平成30）年度より授業相互見学を始めた（資料6-14）。加えて、研究活動に関して科研費申請書作成やコンプライアンス研修等を実施している。

教員の教育、研究、社会活動の評価と活用

毎年度末、「教員業績評価」を全学的に実施している（資料6-15）。教育業績、研究業績、大学運営および社会貢献から構成されており、自己評価で点数化される。項目ごとに業績を点数化することで、経年の状況確認や他学部学科との比較を行い、資質の向上を図ることができる。なお、大学院担当教員資格の維持基準として、過去5年間の研究業績の審査を適切に実施している。

教員表彰制度としては2008（平成20）年度より工学部では「教育賞」「ベストティーチャー賞」「広報賞」を各学科1名選出、情報工学部では「教育業績賞」として各学科1名選出している。例えば情報工学部では、教授会で表彰するとともに、受賞した教員はFD研修会もしくは公開授業を実施し、知見を紹介し意見交換することで情報共有が進んでいる（資料6-16）。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 評価の視点**
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 - 点検・評価結果に基づく改善・向上

授業科目における教員配置等は、各学科の計画に基づき適正に行われており、職位や年齢構成及び授業負担等についても、大学設置基準等に基づき各学部学科において計画的な対応が行われているか、当該学科の学科会議等において確認している。また、研究科担当教員の資格等も「大学院担当教員資格審査規程」により審査しており、指導教員、科目教

員の資格を明確にしており、資格の適合等について研究科委員会で確認している（資料 6-17）。

年度末に全教員が行う教員業績評価では、教育業績、研究業績、社会貢献の 3 区分について、個人の活動成果が決められたルールにより点数化され学科長に届けられ、教員の資質向上等に活用されている。なお、教員業績評価については、学長、学部長、教務部長にも報告される（資料 6-18）。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている と判断できる。

（2）長所・特色

教職員組織が常に最善となるよう、厳格で公正な採用と昇格手続きを行っている。また、アセスメントプランに基づく教育点検活動、FD 研修会、AL 授業、教員表彰制度等の導入により、質の高い教育・研究が見出されている。また、専門教育の科目において、専任教員の約 1/4 が民間企業や公設機関等の大学以外での勤務経験を有しており、それらの経験を活かした実践的な教育が行われている。

環境面では、助教の職位においても、教授、准教授と同様に専用の研究室及び卒研室が提供されるほか、個人研究費も同様に配布される。また、雇用形態も任期制の有期雇用ではなく無期雇用であるため、安定した教育・研究を行うことが出来る。

FD 推進機構が実施する新任教員へのオリエンテーションでは、学長・教務部長・各部門長（学部長・センター長）から本学の理念や目的の説明が行われ、本学が推奨する教授法や対応について確認がなされている。また、各学部及びセンター、研究科に FD 部会が設置されており、教員間の交流や授業見学を行うなど、FD 活動を推進している。

（3）問題点

教育研究活動のさらなる向上のためには、教員業績評価を待遇等へ反映させるなどの活用についても検討の余地がある。

また、教員の採用は公募で行われるため、公平性は確保されているが、欠員補充であることから特別な役割を担う特命的な教員採用を行うことは難しい。教員配置の考えが学科のカリキュラムの中で閉じているため、学科横断型の教員配置は困難である。学部や大学全体の教員の専門性等把握して教員配置を俯瞰して実行できる組織が必要である。

また、教員公募において、本学のスタンス（実践型人材の育成・・・教育にウエイトを置いた取り組み）やマスタープランでの取り組みを理解して頂き、応募して頂けるような方策も必要。

教員の昇格基準（審査）について、研究業績重視で行っているが、本学における教育業績や地域貢献についても審査対象として昇格基準に加えることの検討が必要。更に、現在行っている教員業績評価の更なる活用（待遇等への反映）についても検討の余地がある。

(4) 全体のまとめ

基本的に学科およびセンターが発議する採用人事や昇格人事であるため、大幅なカリキュラム変更や学科横断的な人的交流は難しい。しかし、教養力育成センターの採用人事および昇格人事に関しては、選考委員会に各学部長を加え、選考結果を全学教授会で報告するなど、学部や大学の意向を取り入れた人事を行うことができる可能性があり、方向性が決まれば、安定した教育・研究を行うことができる。

なお、教員の資質向上については、FD推進機構において研究会等の開催や各学部のFD部会においても教員間の授業見学やアセスメントプランに基づく教育点検活動を進めながら、高次の改善に取り組んでいる。教育・研究の質的転換の実現には、教員の多様化（多国籍や女性等）も考慮しながら、組織的、多面的な方法により教員の資質向上を図りたい。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 ○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の学生生活支援の方針については、第9次マスタープランの戦略Ⅱ「学修者本位の教育による付加価値向上」における戦略項目の1つとして、次のように定めている。すなわち、学生生活支援については、学生の理解から学生への具体的支援に繋げることを念頭に、教職協働で取り組んでいく（資料1-9）。具体的には、教職員が挨拶を率先して実践すること、学生のマナー、モラル向上のために講習会を実施すること等により、日々の学園生活の中で、礼儀や公衆道徳、思いやりの精神が生まれ、学生の人間性を高める教育につながっていくことを目指すこととする。

加えて、学生の人間性を高めるためには、正課の教育課程のみならず、学生自らが自主的・主体的に参加する課外活動も欠かせない。これらに学生が積極的に参加できるための施設設備の充実ならびに人的技術的支援の充実を図っていく。さらに、学生生活の安定が修学意欲向上に繋がることを鑑み、学生自治会やサークルなどの課外活動、福利厚生、修学、宿舎、アルバイト、進学・就職等学生の生活全般にかかわる事柄に関して、親身になって指導・助言を行う学生厚生補導（学生サービス）を教職協働で推進していく。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針をマスタープランに定め、明示しているといえる。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 ○学生支援体制の適切な整備

- 学生の修学に関する適切な支援の実施
 - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育・正課外教育
 - ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
 - ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
 - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
 - ・障がいのある学生に対する修学支援
 - ・成績不振の学生の状況把握と指導
 - ・留年者及び休学者の状況把握と対応
 - ・退学希望者の状況把握と対応
 - ・奨学金その他の経済的支援の整備
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
 - ・学生の相談に応じる体制の整備

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の適切な整備

本学では、学生支援の教学組織として教務委員会と学生委員会、そして就職委員会を設置し、その事務局をそれぞれ教務課、学生課、就職課が担っている。また、大学院については専攻主任会が、その事務局を大学院事務室が担う。2019（令和元）年度、それまで、学務部（教務課、学生課、大学院事務室）、就職部（就職課）として学生指導にあたってきたところ、修学支援を含めた学生の大学における支援をより丁寧に行うため、教務部（教務課、大学院事務室）、学生部（学生課）、就職部（就職課）の体制に変更した。なお、教務部には教員の教務部長と職員の教務部事務部長、学生部には教員の学生部長と職員の学生部事務部長を置き、教務部と学生部が連携しながら正課内外教育を俯瞰的に見通すことのできる体制を採っている。

学生の修学に関する適切な支援の実施

・成績不振の学生の状況把握と指導

本学では学生情報管理システムを導入しており、教職員が学生の時間割、成績、授業出欠状況を逐次把握している。このシステムを活用し、各学科クラス担任、ゼミナール、卒業研究の指導教員および事務局において多欠席や単位不足の学生にタイムリーな指導を行っている。脱落防止の取り組みとして、単位不足や学習意欲や目的意識の低下した学生に対して、クラス担任や事務局による個別面談を行っている（資料 7-1）。

特に退学率の高い学部生 1 年次および 2 年次を重点に、①必修や選択を問わず連続欠席すると本人に事情を確認、②多欠席学生に対する面談実施とクラス担任及び保護者への報告、③問題のある学生に対してはクラス担任や保護者と連携した対応、などの対策を講じ脱落防止および退学者の抑制に努めている。

また、2018（平成 30）年度からは、前期及び後期の授業開始 4 週目と 6 週目に出席の確認を行い、連続して欠席がある学生の保護者に対して通知を行っている。更に学生の出席状況や成績情報は保護者からも閲覧可能にしており、保護者とも連携して対応している。

・留年者及び休学者の状況把握と対応

後期成績評価確定後、教務委員会、学部教授会において、進級判定及び卒業判定の審議を行っている。本学では、各年次への進級に必要な単位数や取得科目を学科毎に設定して

おり、進級判定ではその要件が満たされているかを確認している。進級要件は工学部、社会環境学部が2年次進級から、情報工学部が3年次進級から設定しており、このため、工学部、社会環境学部では1年次での留年者、情報工学部では2年次の留年者が発生する。また、卒業判定については、各学部教授会が卒業の認定を行い学長が学位を授与する。留年判定者状況については、過去5年間の推移と共に教務委員会で共有し、各学科での要因分析や対応等について報告を行っている。

学生から休学に関する相談があった場合、事前に教務部およびカウンセリングでの面談を行うことにより、修学のためのアドバイス等を行っている。その後、休学の意思に変わりが無ければ、教務課において事情を具体的に聴取したうえで、各学科長を經由してクラス担任、ゼミナール・卒業研究担当教員等が学生本人と入念に面談したうえで、保証人連署の願い書の提出を求め、教務委員会、部科長会、教授会の議を経て学長が許可することにより、全教員に対して周知している。

本学の休学者はここ3ヶ年で3.4%~4.4%で推移している。主に留年に起因することが多いが、休学の理由としては、環境に馴染めず学習意欲が低下や、授業についていけないなどの修学に関することや経済的理由に関することも挙げられる。休学者は退学の予備軍とも考えられることから、早期対応に努めている（資料7-2）。

・退学希望者の状況把握と対応

学生から退学に関する相談があった場合、事前に教務部およびカウンセリングでの面談を行うことにより、修学のためのアドバイス等を行っている。その後、退学の意思に変わりが無ければ、教務課において事情を具体的に聴取したうえで、各学科長を經由してクラス担任、ゼミナール・卒業研究担当教員等が学生本人と入念に面談したうえで、保証人連署の願い書の提出を求め、教務委員会、部科長会、教授会の議を経て学長が許可することにより、全教員に対して周知している。

本学の退学率はここ3ヶ年で3.1%~3.6%の間で推移している。工学部、社会環境学部では1年次から進級要件を設けており、全体的に退学率が高く推移しているが、情報工学部も2年次での進級要件が退学率の増加に大きく影響している。退学者についても休学者同様に、教務委員会で状況確認を行うとともに各学科の分析や対応等について報告を行っている。脱落の要因としては、環境に馴染めず学習意欲が低下や、授業についていけないなどの修学に関することや経済的理由に関することが挙げられるが、近年、1年生の退学理由として、他の教育機関への進学が増加傾向にあることから、入学時のミスマッチによることも考えられる（資料7-3）。このため、入試広報部と連携して、志願者に対する学科のアドミッション・ポリシー等の周知を強化したい。

・コロナ禍における学習支援策

退学防止を含め、学生が躓くことなく大学生活を送るためには初年次からの支援が重要であるため、本学では、新入生オリエンテーションやフレッシュマンスクール開講などの初年次教育に加え、脱落防止対策として、学生課と教務課が連携し、学科別に担当者を配置し、1年から3年まで継続して、多欠席者や単位不足者に対する呼出面談等を実施するなど、初年次からの支援を行ってきた。しかしながら、昨年度に引き続き本年度において

も、新入生オリエンテーションをはじめ、全ての取り組みについてコロナ禍の影響を踏まえた対応を実施した。

今後も新型コロナウイルス感染症により、国や地方自治体から行動制限等が求められる可能性はあるが、本学の学生支援は対面を基本とすることから、学内の感染対策の徹底と共に教職一体となって柔軟な取り組みを実践する。2022（令和4）年度からの学習支援センターの設置により、学生への影響が大きい修学支援体制が再構築されたことにより、生活支援、就職支援との連携向上も期待できることから、これを機に学生支援を更に増進させたい。

・奨学金その他の経済的支援の整備

学生が安心して修学を継続できるよう、本学では日本学生支援機構奨学金事務を取り扱っている。新入生に対しては、新入生オリエンテーションで時間を設けて説明会を実施している。また、在籍学生に対しても新規奨学金説明会を実施し、学力や家計基準をもとに奨学金選考委員会において選考を行っている。さらに、日本学生支援機構奨学金を受けたうえでも経済的に困難を抱える学生に対しては、本学の特別奨学制度により大学60名以内、大学院8名以内の学生に対して学費の半額を免除する形で支援している（資料7-4）。

なお、特別奨学生は、経済的事由によるものの他、学業、特技の3種類があり、学業特別奨学生について、新入生は入学試験結果を基に、2年次以降は各年次の総枠を30名として、各学科の成績優秀者の中から選考している。また、特技特別奨学生については、本学強化クラブ（硬式野球、ラグビー、女子柔道、吹奏楽）所属学生を対象とし、技量及び学業成績を基に審査し、新規採用と継続を選考している（資料7-5、7-6）。

・新型コロナウイルス感染症拡大への奨学金対応

国からの経済支援策が矢継ぎ早に打ち出されたことから、これらの施策へ速やかな対応を図った。さらに、公的支援策だけでは不十分との判断より、従前の学費延納および分納制度を拡大運用するとともに、独自の救済支援策を整備した。まず、学生のアルバイト急減等に対応する修学支援策として、学生支援機構が公募を行った「学びの継続のための「学生支援緊急給付金」」について、対象となる学生に対し給付を実施した。次に、「上記制度の対象から外れるものの、実際には相当程度困窮している世帯・学生」を対象に、同窓会および教育後援会の協力を得て、「激甚災禍修学支援基金」を創設し、対象の学生を選定し、対象となる学生に1人あたり10万円の給付を実施した。さらには、家計に大きな影響を受けた学生への生活支援や遠隔授業に必要な物品購入に充てることを目的として、本学独自で無利子10万円の貸付を実施した。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生の修学支援については、別に「私費外国人留学生に対する減免措置」を実施して支援している。これは、学業、人物共に優秀で、経済的事由により修学が特に困難と認められる学生に対して、授業料の半額を免除する形で支援している（資料7-7）。

また、毎年4月に留学生全員を対象としたオリエンテーションを実施して、授業料や奨学金及び修学・学生生活等に関する事項の確認や意見交換等を行い、支援の改善等にも生

かしている（資料 7-8）。

・障がいのある学生に対する修学支援

「障害者差別解消法」の施行を受けて、障がいのある学生など多様な学生の支援を行う必要に迫られているが、本学には学生相談室と保健室で丁寧に対応している。学生相談室には、常勤カウンセラー2名と非常勤カウンセラー1名、インテーク1名を置いている。また、保健室は常時1名が対応できる体制を採っている。

本学では、障がいのある学生を支援するため、2016（平成28）年「福岡工業大学障がい学生等支援に関する基本方針」を定めた他、「教職員のための障がい学生対応事例集」をまとめ、それに基づき全学的に対応している（資料 7-9、7-10）。具体的には、入学前及び支援が必要となった際に「修学支援依頼書」を学生から提出してもらい、当該学科教員、学生相談室カウンセラー、学生課職員との面談を通じて必要な配慮を協議することとしている。また、必要な学生には半期ごとに振り返り面談の場を設け、配慮内容や適応状況について確認や再調整を行っている。2017（平成29）年度からは、学生委員会において上記の内容を共有することとし、大学全体で障がい学生を支援する方向に進んでいる。さらに、2017（平成29）年度末より、障がい学生支援に関する規程制定の議論を進め、2018（平成30）年10月に「学校法人福岡工業大学 障がい学生支援に関する規程」を施行した（資料 7-11）。

学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

学生課では、2017（平成29）年度より新入生健康診断において、問診票の提出時に全員から聞き取り調査を実施し、気になる学生はその場でカウンセラーによるカウンセリングを受けさせ、問題を抱える学生の早期発見に繋げている。早期に問題を抱える学生を把握して継続したカウンセリングに繋げ、情報を学科教員および教務部・学生部で共有することにより、学生の孤立を防ぎ、脱落の防止にも繋げている。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

定期健康診断は、学校保健法に基づき全学生を対象に、実施している。実施内容は身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・尿検査・血圧測定および内科検診を検査項目にすることで健康診断の拡充を図っている。

保健室では学内で生じた疾病や負傷事故などの応急処置を実施している。本学は近隣の福岡和白病院副院長を学校医に指定しており、速やかに当病院へ引き継ぐこととしている。

学生相談室はカウンセラーが学生はもとより、保護者、教職員からの様々な相談に応じている。学生相談室の利用は年々増加の一途をたどっており、2017（平成29）年度1,944件、2018（平成30）年度2,628件、2019（令和元）年度2,787件、2020（令和2）年度3,780件、2021（令和3）年度3,860件と、相談件数はこの5年間で約2.0倍となっており、より一層の体制整備が求められる。

学生相談室では、通常の学生相談とともに精神科医による「こころの健康相談」を開催しており、2021（令和3）年度は6回実施して延べ17名が利用した。対人関係が苦手な

学生が安心して過ごせる場の確保や学生同士の交流促進を目的として、学生の居場所を作る「ランチグループ」を毎週1回実施している。2021（令和3）年度はコロナ禍による飲食時の制限等もあり、前・後期27回で72名の参加となった。なお、2022（令和4）年度はコロナ禍等の対応も考慮して、実施形態や時間を変更した「ティータイムグループ」を行う。さらに、学生相談室はフリースペースを設け、講義の空き時間の休憩や昼食、学習、学生の交流に利用されている。2021（令和3）年度利用者は述べ989名。フリースペースは3名のカウンセラーの相談室に面して設けられており、カウンセラーが空き時間に利用学生に声がけをするなど、ちょっとした相談に乗れる効果的な場所となっている。

2020（令和2）年度以降は、学内への入構制限および遠隔授業の実施等により、より丁寧なケアが求められることとなった。Webで実施する健康調査で相談対象となる学生や、7月初旬を起点に、「myFIT」に2週間ログインしていない学生に対して、学生相談室カウンセラーから積極的に電話やメールによる安否確認を実施した。その結果、相談件数が昨年度比1.36倍と大幅に増加した。現在は相談内容も多岐に亘ったことから、学生相談室と保健室の一体化により学生相談体制の充実を図り、常勤のカウンセラー3名と常勤の看護師2名で対応している。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学におけるハラスメント（アカデミック、パワー、セクシャル、）防止に関する取り組みについては、2001（平成13）年「学校法人福岡工業大学ハラスメント防止に関する規程」を制定し、これに基づいてハラスメント防止対策委員会が設置されている（資料7-12）。規程の制定とともに教職員がハラスメント防止等のために認識すべき事項についての指針を定め、周知している。また、新規採用教職員に対しては、着任時研修において規程や指針の理解を促すとともに、全教職員を対象とした研修会を定期的に行い、ハラスメント防止のための啓発を行うことにより、多様な学生に応じた適切な対応が出来ているかを振り返る契機としている。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生の正課外活動を充実させるための支援は、主に学生自治会と体育会、学術文化会、その傘下にあるクラブ・サークルへの物心両面にわたり実施している。サークル活動の活性化により、学生の学生生活を充実させることはもとより、本学の目指す「実践型人材」に不可欠な主体性やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、本学への帰属意識の醸成を期待している。

学内に活動場所のないクラブ・サークルに対する施設借用のための費用や遠征・合宿の活動費など、部費だけでは賅いきれない費用を支援するため、学生自治会と協議を重ね、2018（平成30）年度より規約を制定し学生自治会費から拠出できるようにした（資料7-13）。また、学生のクラブ・サークル加入率を上げることを目標として、学生の要望に沿ったクラブ・サークルを新規に立ち上げる支援も実施している。

また、学生の正課外活動の成果に関して、学生表彰制度を実施している。全国、九州地区、福岡県などの各大会や発表会において顕著な成績をあげた学生団体・個人を学長表彰する制度で、2021（令和2）年度に九州3件、福岡1件の表彰を行った。学生のさらなる

向上意欲醸成のため、2018(平成30)年度から「福岡工業大学学生表彰に関する取扱要領」を改正し、研究活動の成果も対象に含めることとした。(資料7-14)。

学生の進路に関する適切な支援の実施

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンター設置等）の整備

本学における就職指導及び就職支援体制としては、教学組織である就職委員会と事務局である就職部により組織されている。また会議体として企業担当者会議を設け、就職支援業務の強化と学生に有意な進路の実現を図っている(資料7-15)。

1) 就職委員会

委員は就職部長、各学科就職委員、就職部事務部長、就職課長で構成されている。同委員会は、年間計画に基づき、就職ガイダンス、学内合同企業説明会、企業開拓、各種就職対策講座などの決定と各学科への通達およびその結果報告や各学科の内定者と未内定者の確認など、学生の就職支援に関することを審議する目的で、月1回の例会として開催されている。

2) 企業担当者会議

就職部事務部長、アドバイザー、就職課員、東京・大阪・福岡地区の企業開拓顧問で構成されている。企業採用状況や地区動向、学生の志向など情報共有することで、本学生の好適企業を探っている。また要支援学生には個別具体的な対策を検討する。会議は4月・10月の年2回実施している。

3) 就職課

就職課は、就職にかかわるプログラムの統括部署として、計画・策定・具体的実施に重要な役割を果たしている。2022(令和4)年度からスタートする第9次マスタープランでは「就職支援」、「キャリア教育(支援)」、「企業開拓」を主要施策の3本柱として支援態勢を強化し、実就職率の全学目標95.0%達成を目指している。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就業意識を涵養し、就業力と就職力の育成を図るために正課授業と正課外支援を行っている。

「就職支援」では、教員・職員・保護者の情報・意識共有による三位一体態勢で、「一対一の個人指導」、「実践力強化」主眼のガイダンスの開催等に注力して取り組んでいる。学生への支援体制としては、学科別担当者を配置し、教員との連携をとりながら丁寧な支援を行っている。要支援学生に対しては、卒業研究及びゼミ担当教員との情報共有、対策検討による脱落防止等を図っている。

また教員を対象とした就職指導セミナーや就職課職員を対象とした研修、キャリアカウンセラー(CDA)の資格取得のための系統的な教育・研修を受講し教職員の支援スキルの向上を図っている。保護者対象として、3年生の保護者を対象とした就職ガイダンスを開催し、近年の就職活動の実態や保護者としての支援の在り方の情報提供を行っている。

2020(令和2)年度からのコロナ禍により、企業の採用活動にも大きな変化が生じ、オンラインによる面接が増加したが、オンラインに対応した模擬面接を導入するなど、支援

体制も柔軟に対応した（資料 7-16）。2021（令和 3）年度からは、感染防止対策のため、各教室での分散実施や、「Web（ライブ）型」で学生が自宅から参加した。その後、「対面型」を主としながら、企業の要望に応えるべく「対面型」と「Web（ライブ）型」の同時開催も実現した。「やれることはすべてやる」という方針の下、学生と企業の接点機会を可能な限り構築するとともに、例年以上に精神的なケアを含めた丁寧な支援を続け、2021（令和 3）年度は大学全体で就職率 99.9%、実就職率 96.6%となった。2022（令和 4）年度については、各種ガイダンスを予定通り対面で実施できている。

「キャリア教育（支援）」では、正課授業による支援として「就業力育成プログラム」（志向力・共働力・解決力・実践力の「4 つの力」の育成）としてのキャリア教育を初年次学生から 3 年次まで行っている。次に 3 年次からの就職課プログラムとしては、就職意識・就活全般、基礎学力・スキル、コミュニケーションスキル、質向上の取組等に関するプログラムを実施している。

「企業開拓」では、就職先企業の質向上を企図した優良企業との企業交流会の開催や主要地盤における安定的・継続的な求人基盤の構築、学生志向、学科教育・研究内容に適合した求人やインターンシップ、中下位層学生に対する好適企業の斡旋を企図した新規開拓を実施している。

就職力向上のための主な業務は、年 4 回の学内合同企業説明会、単独企業説明会、各種就職支援対策講座（ガイダンス全般・全員対象訓練会）などであるが、特に注力しているのは学科別に担当者を配置した「個」に重点をおいた支援体制での的確な指導（個別面談、求人の紹介、履歴書添削等オーダーメイドのサポート）である。また、就職先の質向上の取組として、上場大手企業への内定獲得を目指す学生を対象とした「トップアップ講座」を実施している。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生課と管財課では、年 1 回すべてのクラブ・サークルにヒアリングを実施し、クラブハウスや各部使用施設の充実に努めている。また、各部・同好会・愛好会が所属する体育会、学術文化会を統括する、学生自治会幹部と定期的に会合を設けており、学生の要望に応えている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されており、また、学生支援が適切に行われているといえる。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 評価の視点
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 - 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教学組織として教務委員会、学生委員会、就職委員会を置き、それぞれの委員会において PDCA の場を設けており、改善・向上を図っている。

学生生活支援については主に突発事項に対処する必要がある多く、これまで学生委員会において年度計画とその評価の実施にまで至ってこなかった。その中において、例えば障がい学生支援については、2017（平成 29）年度から議論を進め、まずは情報共有を学生委員会において行うことを決め、その後法人と調整し規程化を進めた。今後は、学生生活支援において学生委員会の場で、年度重点項目の一覧と、年度末もしくは翌年度初めにおいて点検・評価を実施し、改善・向上に結び付ける。

また、退学者等に係る脱落防止対策においては、教務委員会での定期的な状況報告や年次推移結果及び各施策の実施結果に基づく評価を行っている。なお、年次推移結果は、部科長会及び教授会でも報告を行い、全教員に対して対応意識の向上を図っている。

また、FIT-in サポート（全学年・全学部生対象の先輩学生と教育スタッフによる学習相談）や情報工学部の学習相談コーナーの実施状況等についても、FD 推進機構の部会において毎年点検・評価が行われており、改善が図られている。

キャリア支援について、各学科とも教職協働による支援体制を構築し、量・質ともに全国トップクラス、九州地区私大ではトップの実績を成し得た。本学全体の実就職率（内定者数÷（卒業生－大学院進学者数）×100）は 2021（令和 3）年度は 96.6%であり、マスタープランの目標値である実就職率 95.0%以上を 7 年連続で達成した。なお、大学院の実就職率は 93.6%と 90.0%超を達成した。

進路先の把握については、年度毎の就職統計データをまとめ統計資料としてキャリアガイドを作成し進路状況等の分析を行い、次年度生の就職活動参考データとして活用している（資料 7-17）。

就職支援については、また、毎年度、就職状況をまとめた就職総括を作成し、就職委員会、部科長会、学部教授会へ報告を行う（資料 7-16）。就職支援はマスタープランで掲げた目標に向け、就職活動環境の変化に注視しながら、アクションプログラム（行動計画）で計画実現性をより高め、常に学生視点に立った改善・向上を目指し対応している。現状の就職実績に満足することなく、更に進路保証の量的・質的な改善・向上にむけて、引き続き教職協働の下、学生視点に立った就職支援の取り組みを行っていく必要がある。

以上のことから、学生が修学に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学の方針を定めるとともに、その実現のための諸施策をマスタープランやアクションプログラムの計画に沿って実施していることから、学生支援を適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

修学支援においては、学習支援センターの設置により、これまで課題であった正課との連動による低学年次の学生への支援体制が確立された。これにより学生の自律的な学習活動を全学的に支援することが可能となった。特に 1 年生の約 40%が前期に「FIT-in サポート」を利用しており、初年次学生への支援として効果を上げている。1 年前期の補習教育として正課授業と連動させた「基礎講座」では、講座受講者の関連科目合格率が全体平均で 70.8%と目標の 70%を上回った。しかし、合格率 20%以下の科目もあるため今後の改善が求められる。

障がい学生への支援として実施している「修学支援依頼書」による学科での具体的な配

慮は、当該学科教員、学生相談室カウンセラー、学生課職員との面談を通じて必要な配慮を協議し、配慮を実施する体制を採ることにより、学生にきめ細かに対応が可能となっている。また、必要な学生には半期ごとに振り返り面談の場を設け、配慮内容や適応状況について確認や再調整を行い、必要な時期に必要な配慮の見直しが実現している。2017（平成29）年度から学生委員会で配慮内容について大学全体で共有が可能となり、円滑な配慮実現が可能となりつつある。

2017（平成29）年度より新入生健康診断において実施している新入生全員への心の問題についての聞き取り調査は、問題を抱える学生の早期発見に繋がっている。早期に問題を抱える学生を把握して継続したカウンセリングに繋げ、情報を学科教員、教務課、学生課で共有することにより、学生の孤立を防ぎ、脱落の防止にも繋がっている。

学生課と管財課で実施しているクラブ・サークルへのヒアリングは、学生の活動状況を把握することにも繋がり、学生にとっては大学全体で学生の正課外活動を支援していることに学生自身に気づきを与える好循環を生んでいる。

大学における直近3ヵ年の実就職率と上場・大手中堅企業シェア率は、2019（令和元）年度の実就職率97.1%、上場・大手中堅企業への就職シェア72.4%、2020（令和2）年度の実就職率95.7%、上場・大手中堅企業への就職シェア71.4%、2021（令和3）年度の実就職率96.6%、上場・大手中堅企業への就職シェア73.2%となっている。就職率、実就職率ともに九州地区の私立大学において第1位を継続しており、質の面においても上場、大手中堅企業の就職シェア73.2%は集計した2015年度以降、過去最高の水準であり、コロナ禍でも充実した実績となった。また、大学院についての直近3ヵ年の実就職率と上場・大手中堅企業シェア率は、2019（令和元）年度の実就職率95.5%、上場・大手中堅企業への就職シェア88.1%、2020（令和2）年度の実就職率90.2%、上場・大手中堅企業への就職シェア89.1%、2021（令和3）年度の実就職率93.6%、上場・大手中堅企業への就職シェア88.6%と大学と同様、安定的に推移している。2017（平成29）年度より開始した修士学生を対象としたトップアップ講座の効果も大きく、2021年度は19名が受講するなど、計画的に準備を進める学生が増加している。

（3）問題点

学生支援に関する大学としての方針については、上述の方針に基づく具体的な支援メニューが学生便覧に提示されている。しかしながら、学生支援・学習支援の方針を明示し、それを学生ならびに学内外に周知していくことが今後求められる。

また、2019（令和元）年度の組織改編によって、それまでの学務部（教務課、学生課、大学院事務室）と就職部（就職課）を教務部（教務課、大学院事務室）と学生部（学生課）、就職部（就職課）とした。このことにより、修学支援を含めた学生の大学における学生支援をより丁寧な形で行うことができる体制となった。この組織体制を、今後より有効に運営することにより、学生の脱落防止など、正課内外における課題に対して一体的に支援を行うことができるよう、学生委員会・教務委員会・FD推進機構運営委員会での連携強化と調整を図る必要がある。

また、留学生支援については、学生部学生課が中心となり修学や生活面の支援を行って

いるが、協定校からの留学生については、出願から入学までを国際連携室が担当している。国際連携室については、2019（令和元）年度の組織改編により教務部のもとに位置づけられることとなったことから、教務部及び学生部の組織的な連携強化が期待される。

また、就職支援については、現在入社3年目、5年目の卒業生に対し、就職先在籍状況や就業環境（仕事面・処遇面・環境面等）の調査アンケートを実施しているが、これらを基に学生にとっての好適企業群の抽出や指導に役立てる必要がある。また、3年に1度、卒業生が在籍している企業対象にも在籍状況や勤続年数、残業時間、平均年収等を多目的に調査をし、同様に好適企業群の抽出に役立てている。

（4）全体のまとめ

学生支援に関する大学としての方針に基づき、各委員会および事務局において教職協働で取り組んでいるほか、第9次マスタープランでは、戦略Ⅱ「学修者本位の教育による付加価値向上」の柱の1つに「学生支援」を掲げ、修学支援、多様な学生支援、女子学生支援、留学生支援、課外活動の充実といった具体的な取り組みに繋げ、また戦略Ⅳに「キャリア教育と就職支援・進学支援による満足度向上」としてキャリア教育や就職支援に取り組んでおり、学生支援は効果的に機能していると考えている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の教育研究等環境の整備・管理運営の方針については、第9次マスタープランの戦略目標VI「財政基盤安定と組織ガバナンス強化」に基づいている。具体的には、その基本的考え方として「教育・研究活動の活性化と健全財政に貢献する施設・設備投資の実行」、「学費の合理的還元、研究費の合理的配分の進展」を掲げ、これらを毎年度の事業計画に明記し周知を徹底している。また、長期的施設・設備整備計画として、施設計画の前提要件と検討の進め方を定めている（資料8-1）。この基本的考え方に基づき、次の7つの目的で構成する「第Ⅲ期施設・設備整備計画」を策定した（資料8-2）。

- ①アクティブ・ラーニング授業に対応可能な教室整備
- ②研究高度化のための新たなスペース創出
- ③ICTを活用した図書館・情報基盤センターのリノベーション
- ④学修・寛ぎのためのラーニングコモンズ整備
- ⑤FD・地域連携機能集約のための環境整備
- ⑥学生サービス・就職支援・グローバル化のための機能強化
- ⑦学生を対象としたキャンパスライフ支援のための機能強化

なお、当計画の協議は検討会議（8回開催）、計画策定会議（7回開催）を経ることで全学合意に努めるとともに、当計画を学園全体の説明会で明示した。それらの年次計画と進捗状況についても毎年の事業計画書や事業報告書等で明示し、この計画に基づいて環境整備を進めている（資料8-3）。

以上のように、本学および各学部・研究科の理念・目的を踏まえた教育研究等に関する方針を適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 ○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

施設、設備等の整備及び管理

・校地・校舎・運動場等

前項目①に基づいた必要な校地・校舎および運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備については、大学設置基準との面積対比において校地・校舎共に十分に要件を充足（基準面積に対する現有面積比は校地 4.55 倍、校舎 2.2 倍）している（資料「大学基礎データ 2022」表 1）。さらに、第Ⅲ期施設・設備整備計画等の実施によって、E 棟（研究高度化・FD、大学地域連携機能集約・学生サービス、就職支援等機能強化）、並びに F 棟（萌芽的研究促進スペース）を建設し充実に努めた。次いで運動場等については、新たに WEST コートをアリーナ（体育館）横に整備、正課・正課外活動に使用している（資料 8-4）。

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備

当該環境の機能性の向上を目的に、情報基盤センター所管全教室（127 教室）の改修・機器更新、IT コモンズ、高度 ICT 6 室、クリエイティブ・ラボを整備した。また、他の教室についても、各学科等の意見・要望に基づき、無線 LAN 敷設、ビデオプロジェクター、音響機器等を順次更新した。本施設・設備とその機能・性能は、情報基盤センター運営委員会のもと教職協働で議論しつつ、整備・更新を適宜行い、同規模大学及び近隣大学に類を見ない優れたものである。

2018（平成 30）年度以降、（表 1）の①、②、④、⑥、⑦、⑧、⑭、⑮、⑱について、システム・ライフサイクルを踏まえ、計画的に当該システムを更新のうえ、運用している。①～⑱は、授業はもとより、本学の教育・研究活動（学生の自主的な教育・研究活動を含む）にて広く活用されている。①～⑤の設置 PC は、学生の授業外学修でも利用可能である。

全学共同利用施設・設備（情報基盤センター管轄）	
施設・設備	概要
①教育系情報基盤システム	B棟2階・3階：大小7つのPC教室：高速PC数535台
②IT コモンズ	B棟2階：高速PC35台/高度情報化PC11台/VR用PC1台
③クリエイティブ・ラボ	B棟2階：高度情報化PC19台
④リフレッシュコーナー	B棟3階：高速PC：11台
⑤図書館クリエイティブブース	本部棟3階：高度情報化PC：18台
⑥FITNeS（学内総合LAN）	キャンパス全域の高速ギガビットネットワーク及び高信頼ファイアウォール装置、インターネット接続10Gbps
⑦FIT Wi-Fi	学内無線LANネットワーク（160カ所/AP数：255台）
⑧myFIT	学修支援システム（授業管理・Web履修・手続き・掲示等）
⑨FIT AIM	学修ポートフォリオシステム
⑩FIT Moodle	e-Learningシステム
⑪FIT Replay	授業アーカイブシステム
⑫FIT Mail	学生及び教職員用クラウド型メールシステム（Microsoft 365）
⑬FIT Drive	大容量ファイル転送対応ネットワークストレージシステム
⑭FIT VDI	仮想デスクトップシステム
⑮FIT VPN	VPNアクセスシステム＋事務局用VPN
⑯eduroam	学術無線LANローミングサービス
⑰ソフトウェア包括ライセンス	Microsoft, Adobe, Mathematica, MATLAB（総研協力）
⑱貸出用ノートPC及び備品	学生・教職員へのノートPC及び周辺機器等の備品貸出
⑲貸出用モバイルルーター	ネット環境を有しない（または不調）な学生に対して貸出
⑳学生統合データベース	EM・IR活動に必要な学生データ集積データベース

（表 8-1）全学共同利用施設・設備（情報基盤センター）

・コロナ禍における情報環境整備（2020年度）

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下において、「学生の学修機会の担保」と「教育の質保証」に資するため、遠隔授業（オンデマンド型及びライブ型）への対応を重点的に実施した。主な対応は、全学的遠隔授業システムの構築、遠隔授業準備パッケージの提供、FIT-AIM（学修ポートフォリオ）の運用（学生・教員間の双方向性の確保、授業PDCAのための「授業点検書」システムの改善）である。さらには、急加速するDX（デジタルトランスフォーメーション）に適應すべく、学内のペーパーレス化・オンライン化を拡大しつつ、ICT学修環境の改善と今後の在り方検討として、全学的かつ実質的な「学生ノートPC必携化」の推進およびそれに伴う学内Wi-Fi環境の整備拡充を図った。

・学園全体のDX推進（2021年度）

学園全体のDX推進と大学EM・IRに適應し、現状の問題・課題の解決のため、以下の事業に取り組み、想定する成果を創出した。

1. 遠隔授業への対応

- (1) 全学的遠隔授業システムの改善と高度化の継続（myFIT：学修支援システム及び既存システムとクラウドサービスの有機的融合）

- (2) 遠隔授業準備パッケージの提供・更新（各種マニュアル群、デモ動画、教材テンプレート等）
- (3) FIT-AIM（学修ポートフォリオ）の継続運用
 - ① 遠隔授業において、学生・教員間の双方向性が肝要とし、教員から学生理解度の確認や学生へのフィードバックに活用。
 - ② 本システムに実装する「授業点検書」（FD 推進機構管轄：教員による授業 PDCA）の機能の継続的な改善。
 - ⇒（次期取組）上記の継続とハイフレックス授業の展開、詳細な視聴ログ取得可能な動画配信システムへの移行の検討

2. 高度情報化ソフトウェアの継続・充実

- (1) Microsoft 365, Adobe, Mathematica, MATLAB 等のソフトウェア包括ライセンスを継続し、教育・研究活動の高度化に寄与。
- (2) myFIT 学生出欠管理システム（教室 IC カードリーダー連動ワнтаイムパスコード方式オンライン出欠管理）を提供（2021.9）。
- (3) 剽窃チェックソフトウェア（2 種類）の試行導入（2021.12～：2 種類のソフトを試験的に提供し評価中）。
 - ⇒（次期取組）コストを勘案しつつ、学園にとって好適なソフトウェア包括ライセンス等の継続・充実

3. 情報基盤の改善

- (1) 現有の情報基盤設備について PDCA サイクルにて改善を計画・実施。
- (2) DX 推進に伴うペーパーレス化及びオンライン化の拡大。
 - ⇒〔次期取組〕BYOD に対応する Wi-Fi 増設の継続、老朽化した B・D 棟ネットワークの更新（2022 年度）等の情報基盤の改善

4. ICT 学修環境の改善と今後の在り方検討

- (1) 全学的かつ実質的な「学生ノート PC 必携化（2021 年度開始）」の実態調査を実施（2021 年度 1 年生所持率：95%以上）
 - (2) 「学生ノート PC 必携化」に伴う学内環境整備として、学内 Wi-Fi 整備の拡充。
 - ① 49 箇所に無線 LAN アクセスポイントを増設（半導体の不足で機器納品が遅れていたが 2022 年 3 月に設置完了）。
 - ② 学生 BYOD を踏まえ、2023 年度（又は 2024 年度）に向けた PC 室の更新に向けた在り方を検討。
 - ・「今後の情報基盤センターPC 室に係る基本方針の検討について（お願い）」を 11 月会議で提示し、各意見聴取等を実施。
 - ・BYOD 対応授業に関するアンケートを実施し、約 70%以上が可能であることの確認と細かなニーズや問題点を把握。
- ⇒〔次期取組〕BYOD 推進を勘案した PC 室の運営方針の決定及び通常講義室の BYOD 対応化の試行運用等を検討

5. EM・IR 支援

- (1) 「学生統合データベース (Tableau Server, 富士通)」に更新。
- (2) データ利活用に係る技術相談・支援及びエンロールメント・マネジメント及び IR に係る学内の諸活動を支援 (14 事例)。
⇒ [次期取組] 大学全体で取り組む EM・IR に資する情報基盤の整備と運用を支援

6. 働き方 DX

- (1) 電子決裁システムの本稼働に向け、財務部と協働し、テスト運用による問題点の洗い出しと改善を実施
⇒ [次期取組] 2022 (令和 4) 年 6 月 全学で運用開始。

7. 情報セキュリティ対策

- (1) 2021 年度情報セキュリティの侵害及び情報漏洩に係る事案件数は 0 件。
- (2) 学園全体の情報セキュリティに係る種々の問題・課題に対応。
 - ① 人的対策：学生 (情報倫理動画提供) 及び教職員 (e-Learning : 受講率 74%⇒100% 達成を目指す) の研修を実施。
 - ② 物理的対策：各種システムの脆弱性対策と SPC Leak Detection 試行導入 (ダークウェブへの情報漏洩監視) 等。
- (3) 対策指針・ガイドラインの点検。
- (4) インターネットコミュニティ対策 (SNS 等対象)、サイバーリスク保険の継続。
⇒ [次期取組] 情報セキュリティ委員会を中心として、ゼロインシデントの継続とファイアウォール装置を更新 (予定)

8. 第 9 次マスタープラン策定への対応

- (1) 第 9 次マスタープラン策定委員会にて議論素材を提供 (課題認識の共有 / 在るべき姿 / DX の考え方 / ミネルバ大学事例紹介)
- (2) 第 9 次マスタープラン部門別中期経営計画の策定 (イノベーションコモンズへの発展 / 教育・研究・働き方 DX 等)
(資料 8-5 https://www.fit.ac.jp/fit_dx/)

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の整備

施設・設備の機能・利便・快適性の向上を目的に、電気・給排水設備については、15～20 年経過を目途に、空調設備については、10～15 年を目途に、それぞれ順次更新 (安全・衛生面の機能向上) を行っている。防火・防災については、法定の整備はもとより、全建物・全フロアに「避難経路案内 (50 種)」を掲出し、学生・教職員に周知徹底している。

なお、厚生施設として、屋外調理・交流施設 (FIT BBQ) を整備し、これを「災害への備え」としても機能させるために、備蓄倉庫 (毛布・飲料水・食料等を備蓄) を併設した。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリー法対応施設等については、「福岡工業大学障がい学生支援規程」に基づき、

合理的に整備している。第Ⅲ期施設・設備整備計画がキャンパス全域にわたる改善・見直しであることから、この中で各棟の主要出入口全自動化、身障者用机・イス・トイレの増設、身障者利用度の高い扉のスライド式への変更等を行った。

快適性の向上についても、当該整備計画において、床・壁・天井、机・イス・パーティション等の什器、照明等の更新を行った。この他、ラーニングcommons整備による学生の学習時間の拡大に対応し、コンビニエンスストア新設や、軽食コーナーのラーニングカフェへの改装等を行った。

PC室では、障がい学生に対し、本学の支援方針に基づき、教務部・学生部と連携して適宜ワイヤレスキーボード・マウスの貸出などの対応を行っている。現在は、車椅子利用の学生に配慮するために、出入口扉のスライド式ドア化を進めている。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

アクティブ・ラーニング拡大、並びにラーニングcommonsの学習機能向上を目的にキャンパス全域を次のとおり改修・改装した。アクティブ・ラーニング拡大については、当該授業対応型教室への改装（11教室）、ICTを活用した先進的図書館への改装等を行った。ラーニングcommons改善については、各棟において学生が集うスペースの学習機能（什器の種類、レイアウト見直し、情報アクセスの改善、照明器具更新等）の向上を図った（資料8-6 <https://www.fit.ac.jp/shisetsu/kyoiku/cs>）。

中でも、図書館は「知の拠点」として、教育・研究における、学術情報の活用ができ、色々な学び方に対応できるよう、フロアごとにコンセプト（ラーニングcommons、ICTフロア、静粛学習フロア、超静粛調査・研究フロアに機能分化）を定め、2015（平成27）年に施設・設備のリノベーションを行った（表8-2）。図書館への出入口を従来の3階に加えて4階にも設置し、自動ドアに改修し車椅子の利用者も出入りしやすいよう利便性を向上させた。さらに、サポートデスクを3階ならびに4階に設置し、貸借・リファレンス・情報倫理の対応をできるようにした（資料8-7 <https://www.fit.ac.jp/shisetsu/kyoiku/tosyokan>）。

館内は全フロア、ペットボトル・蓋つき容器に入った飲物を飲めるようにして、3階には、自販機で飲み物も販売し長時間の滞在型施設として、より快適に自学自習できる場所へと変化している。各フロアはICTネットワークにつながるように、無線LANルーターを設置し、来館者がスマートフォン・パソコン等を接続できるよう公開している。その結果、年間入館者数が従来5万人程度だったものが約20万人へ大幅に増加し様々な形での図書館の利用が増加した（資料8-8）。

さらに、近年の学生の学修環境の変化に対応し、学生の遠隔授業や各種ウェビナーの受講のほか、オンラインによるインターンシップや就職活動を支援するため、安全及び衛生に適した個室型の個別学習ボックス（4式）を整備した（2020～2021年導入）。

図書館	概要
3階 Active Floor （グループで作業・まとめ・発表）	「教えあう、学びあう、共に成長する」として整備し、学生同士が話をしながら、自学自習支援を行い学びあえるスペースとして活用。 ・アクティブ・ラーニングへ対応できるように可動式机・イス・ホワ

する)	<p>イトボードを設置し、また、壁面もホワイトボード・スクリーンとして利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼミやサークルで自主イベントでのプレゼンテーションができるようにステージ・マイク・ノートパソコン・プロジェクター・スクリーンを設置 ・グループ学習室は、音もれが少なくネイティブの語学レッスンやグループ討議で利用
4階 Quiet Floor (1人で情報収集する)	<p>従来型図書館で読書や課題に取り組む個人学習スペースとして活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職・資格取得・英語のスキルアップ教材・文庫新書・修士博士論文・話題書等のコーナーも設置
5階 Silent Floor (1人で集中・熟考する)	<p>ラボ（個人学修ブース）を含め、より静かな学修スペースを提供し主体的・能動的な学修・研究の仕上げを行う空間として活用。</p>

(表 8-2) 図書館施設概要

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報セキュリティ脅威への対応及び学生・教職員における情報モラルの強化を図るため、情報関連ポリシー及びガイドラインとして、下記を制定しており、その内容については説明会や研修会を適宜開催し、周知を図っている（資料 8-9）。

<p>① 学校法人福岡工業大学情報セキュリティポリシー（2018.4 制定：※旧ポリシーから移行）</p> <p>② 学生統合データベース管理・運用規程（2018.4 制定）</p> <p>③ クラウドサービス利用ガイドライン（2018.4 制定）</p> <p>④ 事務システム利用ガイドライン（2018.4 制定）</p> <p>⑤ 利用パスワードガイドライン（2016.7 制定、2018.4 改訂）</p> <p>⑥ 電子メール利用ガイドライン（2016.7 制定、2018.4 改訂）</p> <p>⑦ インターネットコミュニティ教職員利用ガイドライン（2019.11 制定）</p> <p>⑧ インターネットコミュニティ学生利用ガイドライン（2017.7 制定）</p> <p>⑨ 事務局におけるソーシャルメディア公式アカウントに関するガイドライン（2016.6 制定）</p> <p>⑩ 情報セキュリティハンドブック（2018.5 発行、2020.2 改訂）</p>

以上のことにより、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

- 評価の視点** ○図書資料の整備と図書利用環境の整備
- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
 - ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
- 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置
- 図書館機能の高度化及び課題・問題の解決に向けて

図書資料の整備と図書利用環境の整備

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書資料については、2022（令和4）年度の蔵書数として、図書 329,418 冊、学術雑誌 1,705 種（うち洋雑誌 819 種）、電子ジャーナルのタイトル数は 42 種（うち海外 23 種）である（資料「大学基礎データ 2022」表 1）。図書収集にあたっては、各学科に依頼した各学問領域の学修に必要なもの、英語教育資料、各教員の研究遂行に必要なもの、シラバスに掲載された参考書、レポートなどの作成に必要な参考図書などに加えて、学生が希望する書籍も積極的に収集するようにしている。

学術雑誌のうち、和雑誌については、教員の交代などによる雑誌の入れ替えやオープンアクセス化などによる継続停止などにより随時見直しを図っている。洋雑誌については、基本的に電子ジャーナルとしての購読に切り替えられた。購読料金が毎年 5%～10%程度上昇するために、利用実績に応じて購読雑誌の見直しを図っている。また、教員の専門分野が広がっていることもあり、購読雑誌の選択も多様化してきた。そこで、2016（平成 28）年度より教員についてはペーパービューによる論文購読が可能な制度にした。

・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

2015（平成 27）年度より統合検索サービスを導入することで、オンライン蔵書目録に加え、学術情報学研究所、科学技術振興機構、国立国会図書館、学術機関リポジトリポータルデータベースやオープンソースライブラリ、本学で購読している電子ジャーナル等への横断的な検索・利用ができるようになった。

・ 学術情報へのアクセスに関する対応

電子資料のオープンアクセス化により、場所や時間的において簡便に多くの学術情報にアクセスできるようになった。しかし、一般的な WEB 検索とはキーワードの使い方が異なるため、新入生オリエンテーション、ゼミごとなどの個別オリエンテーションなどの講習会を実施することで、より多くの学生が活用できるようにしている。

学術情報や学術コンテンツへのアクセス環境を担保するため、図書館と情報基盤センターが協働し、学術情報基盤の整備に努めている。具体的には次の取組（表 8-3）を行っている。

図書館設備（協働運用）	概要
図書館内の学内 LAN	図書館 3 階～5 階の学内 LAN（無線 LAN 含む）を整備
高度情報化 PC(18 台+複合機)	図書館 3 階クリエイティブブースに当該設備を整備（2016.3）
図書館 Web サイト	高機能化と運用支援（2020.11 リニューアル）
電子図書館機能	電子書籍サービス（Maruzen eBook Library）を運用（2015.3～）
学術情報横断検索サービス	EBSCO Discovery Service を運用（2015.3～）
DB/EJ/電子書籍の学外利用	学認による認証連携（学内認証による学外利用サポート）

（表 8-3）

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館の開館は、平日 9 時より 20 時まで、土曜 9 時から 17 時まで、試験期間の日曜・祝日は 9 時から 17 時まで、年間約 290 日開館している。座席数は 534 席を有しており、試験期間中など利用者が多い場合は、隣接する会議室を自習室として開放している。

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館員総員 16 名のうち 9 名は司書資格を有しており、蔵書管理（資料収集、蔵書点検、除籍処理等）及びレファレンスサービス、利用者オリエンテーション、情報検索セミナー、学生選書ツアー、企画展示等を実施している。

図書館機能の高度化及び課題・問題の解決に向けて（2021 年度）

1. 学術情報の集積・保存

- (1) 精緻な予算管理のもと、計画的な資料収集を実施（蔵書数：33.1 万冊、うち電子書籍：1,339 冊）
- (2) 教養力育成センターの自立化への対応（次年度雑誌予算編成の方向性を決定）
- (3) 教員選定研究用図書について二次募集を実施し執行率向上を図った（92.14%）
- (4) 教養図書の充実のため、教養力育成センターに選書協力を仰ぎ対応を図った（教養文庫：656 冊）
- (5) コロナ禍のなか 3 密防止によるオリエンテーション及び学生選書ツアーを実施
 - ①オリエンテーションを対面小グループにて実施（延べ 459 人）
 - ②学生選書ツアー×FIT ポイント制度を学内ブックセンターにて実施（2 回：参加者延べ 36 名）
- (6) 計画通りに蔵書点検を実施（蔵書管理すなわち資産管理を念頭に蔵書管理を実施）
 - ①図書館を閉館することなく大規模点検を実施（対象：12.8 万冊）
 - ②研究室所蔵図書について WEB 蔵書点検の採用で効率的に実施（点検率：100%）

2. 学術情報の提供・発信

- (1) 図書館利用ガイドに供する動画コンテンツの配置（6 コンテンツ）
- (2) 情報発信の頻度向上による図書館情報の接触機会を向上（発信数：56 件／前年比：6.2 倍）

- (3) Scopus の学認対応 (学内認証と連携) を実現のうえ運用 (2021.4～利用数: 2,912 回)
- (4) 時事に応じた企画展示を実施 (2022.3 現在: 計 25 回)

3. 学術情報の創造

- (1) 洋書電子書籍サービスとして、新たに ProQuest Ebook Central を導入
 - ①750 の出版社の 97.5 万タイトルの洋書が 5 分間無料で試読可能
 - ②DDA (Demand-Driven Acquisition: 試読型選書システム) により購入リクエストが可能
- (2) 電子書籍試読サービスによる選書実施 (2 回: 期間中のリクエスト受付)
- (3) 「選択と集中」による学術和洋雑誌の最適化
 - ①利用頻度の低い新聞データベース (1 紙) 及び学術誌データベース (1 紙→PPV に移行) の購読中止を決定
[購読中止 DB] 新聞 DB: 産経新聞データベース/学術誌 DB: Academic OneFile
 - ②Scopus と同系の「Web of Science」について、利用実績と機能を比較の上、購読中止を決定

4. 施設・設備の改善

- (1) 「My Library」(図書館マイページ) の機能拡充
オンライン施設予約 (2021.4) と WEB レファレンスサービスを開始 (2021.6)
- (2) 個別学習ボックス (2 式) の追加導入 (2021.11: 既存含め計 4 式/合計利用回数: 895 回)
 - ①ニューノーマルで多様な学習スタイル及び就活に適応
 - ②発話可能な個室型学習スペース (防音性向上の構造) とオンライン予約に対応

5. 図書館運営の改善

- (1) 人的リソースの強化 (2022.3 時点: 兼務管理職 2 名/専任職員 1 名/特定職員 2 名/委託スタッフ 10 名)
- (2) 情報基盤センター管理職兼務が奏功し、図書館デジタル化と館内の働き方 DX を促進
- (3) 狭隘化 (きょうあいか) が進行する書架内の蔵書を移動・整理 (2,100 冊)
- (4) 来館者データ分析による次期イベント等の改善に資する施策の立案
- (5) 第 9 次マスタープラン部門別中期運営計画を策定 (図書館 3 要素の改善/DX・CX 実践等)

以上のことにより、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、適切に機能していると判断する。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

- 評価の視点 ○研究活動を促進させるための条件の整備
 - ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

- ・研究費の適切な配分
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

研究活動を促進させるための条件の整備

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

第9次マスタープランでは、研究の基盤となる「大学院の魅力向上」と「研究の高度化」「産学連携の推進」ならびに「研究環境の整備」による学園全体のプレゼンスアップを目標に掲げている。これを受けて総合研究機構では、今後大学として強化していく研究分野を、AI、バイオテクノロジー、量子技術、環境エネルギー、健康・医療と明示したうえで、研究に対する基本的な考え方（総合研究機構の将来ビジョン）を5つの具体的戦略課題に落とし込み、部門別中期運営計画のなかで今後5年間の達成目標、目標実現のための施策及び工程表として公開し、全学で共有している（資料1-10）。

・研究費の適切な配分

本学の教員に対して、日常的な研究活動を助成することにより研究水準の維持を図り、さらに研究の高度化に資することを目的として、個人研究費に加えて研究旅費を配分している。国内外の学会発表、座長その他学術講演等の為の学会出張旅費は、学会出張旅費規程細則に基づき、教員1人につき年間30万円を限度として一律に支給される。さらに、研究遂行上必要な調査活動を行うため、学科予算より当該教員に配分された個人研究費の中から、前年度の科学研究費助成事業（科研費）申請を条件として、学術的な現地調査や遠隔研究施設利用等に資する調査活動旅費が年間30万円を限度として支給される（資料8-10、8-11）。

また、本学の教員に対して一律に配分される個人研究費、研究旅費の他に、大学全体の研究環境整備のために、総合研究機構とそこに附置される3つの研究所及びその他複数の研究施設に55,000千円近い研究予算が定常的に配分されている。総合研究機構ではその予算の一部を活用し、様々な局面から教員の研究活動をサポートするために、20,000千円超を投じて6つのプログラムからなる本学独自の「研究支援制度」を設けており、新任教員の研究スタートアップから学部・学科横断型の研究高度化支援まで、教員の研究レベル、ステージに応じた競争的研究費を支給している。

2021（令和3）年度は、若手研究者ならびに社会科学系研究者のヒアリングに基づき、総合研究機構研究支援制度予算の内容と配分額の見直しを実施、2022（令和4）年度より新予算制度を適用している（資料8-12）。

・外部資金獲得のための支援

多様な基盤的研究や政策的研究を強化する為に、学内公募による研究助成制度を整備し

ている。科研費にリンクした研究支援制度を採用しており、科研費に申請することを学内の研究所研究員の応募要件とみなし、採択者に対しては研究インセンティブ支援制度として、不採択者に対しては科研費審査結果により優先順位を決め、一定額を科研費リトライ支援制度として研究費を配分している（資料 8-12）。

さらに、通常の前算措置とは別個に若手及び新任研究者向けの研究スタートアップ支援制度や学術論文支援制度も準備している。公募に申請する際に要件とされる所属機関による資金負担に対しては、採択時に柔軟に対応できるように学内ファンド制度も構築し、外部資金獲得を奨励している。

外部資金に関しては、科学研究費、共同・受託研究費、研究助成ならびに奨学寄付金等を合算して単年度で 250,000 千円を獲得することが当面の課題であり、上述の「研究支援制度」の中で、科研費リトライ支援、研究計画書作成支援、若手卓越研究支援など、外部資金獲得に対し実効性の高い支援プログラムを設けている。また、共同・受託研究については、機構内の産学連携推進室に教員をサポートする産学連携プロデューサーを 2 名配置し、大学の研究シーズと企業ニーズのマッチングから契約締結に至るまでのコーディネートを産学連携推進室が一元管理することで、大学として契約件数と外部資金の獲得増に努めている。外部資金を獲得した教員には、獲得額に応じて一律にインセンティブが付与されるが、より多くの研究費を獲得し研究の高度化や大学の財政に貢献した教員に対しては、「研究報奨制度」により更なるインセンティブが加算され、大学としてその功績を労うとともに、更なる外部資金獲得のためのモチベーションアップを促している（資料 8-13）。

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、全教員に対して個室を配備している。また、第Ⅲ期施設設備計画において、計測センター、オープンラボ等の研究施設の集約、インキュベーションスタジオ（研究の高度化、萌芽的研究促進スペース）を新設している。また、2018（平成 30）年に動物実験施設（食品農医薬品研究センター）を開設した。

研究専念期間については、教員が学外での学術研究を行う学外研修制度を設けている他、週 1 日の自宅研修日を設け、研究活動を支援している（資料 8-14、8-15）。

さらに、2022（令和 4）年度より教員の研究時間確保策の一環として「バイアウト制度」の導入可否についての検討を開始し、制度化を進め全学的承認を得た。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学の TA 制度は、本学大学院在学中の学生を学部教育の補助者として採用し、原則として実験、実習及び演習に関する授業を補助する。また、大学院生が不足した場合、学部生を SA（スチューデント・アシスタント）として採用している（資料 8-16）。その他、アクティブ・ラーニング（AL）導入科目については、クラス・サポーター（CS）と称する先輩学生を雇用し、AL 型授業の効率化を図っている。CS は授業内外におけるアクティブ・ラーニング学習のファシリテーターやピア・ラーニングを促す役割を担う（資料 4-11）。さらに、学生アルバイトを雇用し授業支援に活用している学科もある。なお、RA は導入していない。

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

2020（令和2）年度から、コロナ禍における「学生の学修機会の担保」と「教育の質保証」に資するために下記の遠隔授業への対応を重点的に行った。

1. 遠隔授業への対応

(1) 全学的遠隔授業システムの構築（2020年4月中旬完了）

- ① 新型コロナウイルス対策チームのもとで環境構築を議論
- ② myFIT（2019.12導入：学修支援システム）を中核に、既存システムとクラウドサービスを有機的に融合したシステムを構築。
（myFIT、FIT-AIM：学習ポートフォリオ、FIT Replay：動画配信、FIT Moodle：myFIT 補完 LMS、Microsoft365：Teams, Stream 等）

③ 遠隔授業開始（2020.5.7）に対応し、今日まで大きなトラブルなく安定運用。

④ myFIT は全授業の87%で活用され、教員の多くの改善要望に対応し、102項目以上の改善を実現。

⑤2020年度遠隔授業補助金に採択

(2) 遠隔授業準備パッケージの提供

学生・教職員をサポートする遠隔授業準備パッケージ（各種マニュアル群、デモ動画教材テンプレート等）を提供。

(3) FIT-AIM（学修ポートフォリオ）の運用

① 遠隔授業において、学生・教員間の双方向性が肝要とし、教員から学生理解度の確認や学生へのフィードバックに活用

② 本システムに実装する「授業点検書」（FD 推進機構管轄：教員による授業 PDCA）の機能改善
（資料 8-17）

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を行っている判断できる。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正施行に合わせ、2021（令和3）年度に「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」、「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」ならびに「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の不正に係る調査等に関する細則」を整備した。また組織の管理責任を明確化するために、コンプライアンス・研究倫理推進責任者を各部門に配置するとともに、内部監査委員会の

実質化を図った（資料 8-18）。

一方、コンプライアンス教育及び研究倫理教育として、2021（令和 3）年度に外部研究支援機関が監修するオンライン研修「2021 年度研究倫理・コンプライアンス研修会ベーシック」と理解度テストを大学・短期大学部の全教員、研究に携わる一部の大学院生・学部生、研究活動に係わる全ての部署の事務職員を対象に実施し、対象者全員が受講した。2022（令和 4）年度からは、改定した規程に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育をそれぞれ独立した e-Learning プログラムで実施するとともに、具体的事例に基づく年 4 回の啓発活動を行う予定である（資料 8-19）。

なお、研究倫理に関する学内審査機関については、「人を対象とする研究倫理審査規程」に基づき研究倫理審査委員会を、「福岡工業大学における動物実験に関する規程」に基づき動物実験委員会を設置し、教員の実験ならびに研究活動に対する適正な審査を行ってきたが、2022（令和 4）年度からは上記に加え「福岡工業大学における遺伝子組換え生物等の使用等に関する規程」を整備し、組換え生物委員会を設置することで、より広範囲の研究活動に対する審査体制を整備することとしている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

施設・設備の整備については、学科等の意見・要望聴取、審査・予算計上、進捗管理、事後評価・見直しの PDCA サイクルによって計画実現性の向上、成果の拡大に努めている。環境改善・向上の必要性については、毎年の事業計画・予算編成に際して、学部・学科、教務、学生、体育施設等の各委員会から意見・要望を聴取している（資料 8-20）。また、学生の課外活動についても、全クラブ・サークル等の団体（約 60 団体）からヒアリングを継続している（資料 8-21）。

経常的な環境整備・維持については、管財課と協力会社の連絡会を開催し、「施設・設備点検要領」に沿って、日常と周期（梅雨・台風前、学校行事前、年末・年度末）の点検を行っている（資料 8-22）。これらの意見・要望の収集方法や点検方法、事業計画・予算編成に反映する仕組み（学園全体からの施設・設備に関する意見・要望等の収集、一方で管財課独自で実施している施設・設備点検による不具合等情報収集、ともに緊急性、安全性を配慮して優先度が高い案件を予算委員会で審議、事業計画・予算編成に反映し、更新・改修・修繕工事等に着手する仕組み）が構築されており、教育研究環境の適切性は高いと判断する。

総合研究機構の各研究所の管理運営については、毎月の研究所長会議を経て、総合研究機構運営委員会にて点検・評価を行っている。また、年間の活動報告については、運営委員会を経て、教授会で報告し、次年度に向けた改善・向上の一助として活用している。（資料 8-23）。

図書館における資料の収集方針、活動方針については、毎年、図書館運営委員会で確認

を行っている。特に、蔵書数の充実を意図し、書籍と雑誌の予算割合を3:7と例年ほぼ一定になるようにしている。また、雑誌（データベース、電子ジャーナルを含む）の購読については、前年度の利用実績と教員からの購読希望、購読の継続性などを踏まえ、費用対効果を議論のうえ意思決定し、購読している。

上記の意見・要望聴取、学生ヒアリング等に基づき2019（令和元）年～2021（令和3）年度に実施した取組みは、B棟・D棟トイレウォシュレット化、本部棟1階ミュージアム（音とモノづくりの歴史資料館）整備、C棟・D棟講義室・実験室ICT環境改善、体育施設の安全性対策・熱中症対策、既存施設等改修、課外教育施設の整備等である。

また、管財課と協力会社による日常点検結果に基づき実施した取組について、学生・教職員の安全性に関わる整備について緊急対応したことはもとより、2019（令和元）年から2021（令和3）年度の実施事項として予算要求・計上した取組は、校舎等内・外装の改修、基盤的設備等の改修（空調機器更新、LED照明器具更新など）、備品・什器等（VP等AV機器更新など）の更新、クラブ・サークル等課外活動施設環境改善（クラブハウス空調増設など）である（資料8-24）。

総合研究機構においては、学内研究者へのアンケートや直接のヒアリングを通して、導入機器に対するニーズを把握した上で新規導入する一方、利用が限定的に止まる旧式機器はメンテナンスを打ち切る等、資源の選択と集中に努めている。また、各導入機器については、利用状況について集計し、総合研究機構運営委員会において報告し、機器導入の効果を検証している（資料8-25）。また、その機器を用いて計測した結果に基づく論文や学会発表の追跡調査に努めている。

研究環境の適切性に関しては、毎月の研究所長会議、総合研究機構運営委員会で適宜点検・評価を行うとともに、事務局関連部署との意見交換も織り交ぜながら必要な改善・向上策について審議している。運営委員会での審議内容については、大学・短期大学部の各学科・センターにフィードバックされ、そこでの意見を集約したうえで、改めて運営委員会で結審する仕組みとなっている。さらに、運営委員会での決議事項については、教学部門の部科長会、教授会ならびに自己点検・評価委員会で報告され、全学的な改善・向上に繋がっている。

また、図書館においては、オリエンテーションの実施や、選書ツアーなどの図書館独自の活動についても、検討し実施している。「学術情報の集積・保存」機能について、洋雑誌の選定においては、教員の専門分野が広がっていることもあり十分に応じることが難しい。そこで、2016（平成28）年度より教員に対しては、ペーパービューによる購読も対応することになった。また、2017（平成29）年度より、本学図書館として継続して購読することが望ましい雑誌を全学で購読し、その上で各学科の購読希望を反映するようにした。「学術情報の提供」機能としては、より多くの利用者に様々な電子情報サービスを活用して貰うために、従前より行われていた新入生オリエンテーション、ゼミごとなどの個別オリエンテーションに加えて、2017（平成29）年度よりデータベースに関する個別の説明会を開催することにした。さらに、情報基盤センターと協働し、高度情報化PCを備えたクリエイティブブースを設け、単なる情報検索に留まらない高度な情報処理にも対応できるようにした。

以上のことにより、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、

その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

（２）長所・特色

教職員や学生の要望を聴取・反映する仕組みの構築、並びに日常・周期の点検結果を次期計画に繋げる仕組みの構築によって、施設の安全性、機能性（バリアフリー化を含む）は十分に確保されている。加えて、AL 授業への対応、ICT 高機能化、研究高度化等の新たな教育研究活動環境の整備も進展している。このような意見要望の反映や定期点検結果を反映する二つの仕組みによる整備計画の策定・実行は、環境の安心・安全性、快適・利便・機能性において、確実性や先進性において有意なものであると評価している。

総合研究機構について、学内の研究環境を進め、研究支援体制を継続的に強化した結果、採択難易度の高い研究助成事業への採択、国・企業からの研究支援増加、研究成果の還元を通じた地域貢献により、特色ある研究の進展が顕著（例：医工連携、高機能触媒開発等）であり、医療研究開発機構（AMED）及び科学技術振興機構（JST）の大型種目にも採択されている。

また、図書館について、リノベーションにより 3 階をアクティブフロアとして、グループでのディスカッションしながら学習できるスペースとし、館内でもっとも活発に利用されている場所である。この中にはプレゼンテーションコートと名付けた 20～40 名程度の発表会を開催できる場所を設けており、ゼミやクラブの発表会、国外研修の説明会や報告会、外部見学者への学校紹介の席として、年 50 回程度利用されている。また、グループ学習室では友人同士の勉強会など年 750 回程度、メディアブースは年 3,000 回以上の利用があり、非常に活発に使用されている。5 階は、サイレントフロアとして、静粛な学習スペースとしている。中でもラボと称する研究用個室と集中カウンター席を設けて、より静粛で集中できる環境を提供しており、年 900 回以上の利用がある。

このように全館を通じて活発に利用されており、入館者数がリノベーション前の年間約 5 万人から約 20 万人に増加した。特に、学外者の入館者が 3 千人弱から 3 万人超へと大幅に増加した。入館証の発行データをみると、学外者の大部分は高校生であり、附属城東高校のみならず近隣の県立高校生の利用も多く、図書館の地域開放という役割を果たしている（2020（令和 2）年度よりコロナ禍のため学外者の来館は制限されている）（資料 8-8）。

（３）問題点

建築基準法に基づく点検内容について、組織的（施設所管課である管財課及び協力会社の協力による統一的視点でのキャンパス全域にわたる点検）な日常点検の仕組みの充実が課題である。また、現在の防災・減災計画（消防計画）が昨今の異常気象による風水害等に対し、十分に対応できるか検証が必要である。

教育活動と研究活動を両立しながら、今以上の研究高度化と産学官連携体制の強化を目指すためには、教員の研究時間の確保（例：バイアウト制度の導入による教員一人当たりの担当授業コマ数の削減）、研究補助者の育成（例：ポスドク研究員、大学院生）、教員の研究業績評価制度の導入など、教務部、大学院事務室、総務部等と連携したマネジメントシステムの構築が不可欠である。

図書館については、消費増税や燃料費の高騰を受け、調達価格は大きな影響を受けており、附属図書館の所管予算において、中長期の動向を分析しつつ、各年度の二次配分予算について最適化が必要である。データベース及び電子ジャーナルについては、収録情報の拡大により毎年度5～10%の値上げが生じており、さらに契約タイミングの為替から価格上昇の影響も受けやすい。予算の「選択と集中」を念頭に、利用実績や費用対効果を十分に分析のうえ、毎年度の見直しが必要である。また、紙媒体資料の物理的許容量は約92%に到達しており、資料価値が低下した書籍の整理や除却を計画的に進めつつ、電子書籍の対応ジャンルを拡大する新たなプラットフォームの導入など、蔵書管理の最適化を図る必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学における教育研究等環境については、マスタープランおよび第Ⅲ期施設設備計画に基づき整備している。その結果、例えば図書館の利用者が大幅に増加したことから、多くの学生にとって学習・研究・調査活動にとって資する効果が窺える。今後は2022(令和4)年度からスタートした第9次マスタープランのもと、学術情報基盤のさらなる高度化を図りつつ、オープンサイエンスやDXの潮流など社会情勢を踏まえ、新たな学術情報の創造について教職協働で計画的に取り組むものとする。

また、総合研究機構では先進的な研究装置を計画的に導入し、学内の教育研究環境の整備を着実に進めている。新規導入機器の利用者数の伸びから、導入に一定の効果があつたと認められる。今後も継続的な利用に資するようメンテナンスを含め整備を行う他、新しい利用者の拡大のため、引き続き学内講習会を行っていく。教員の研究活動ならびにそれを取り巻く環境整備は、本学が経営目標として掲げる研究機能の高度化に沿った十分な取組であると評価する。そのうえで、「大学基準」で求められている教員の研究時間の確保や教員の研究業績評価の実施について、早期実現に向けた全学的な検討・対応を急ぐ必要があると考える。

以上のことから、現行の施設・設備整備計画については、本学の理念に基づき整備を行い、その目的についても十分に達成できている。今後の新たな教育研究ニーズへの対応についても、整備計画を経営計画に取り込む仕組みや当該計画に教職員・学生の意見・要望、国・社会のニーズを反映させる仕組みによって、それらの適切性や先進性は維持されていると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の社会連携・社会貢献について、建学の綱領において、「一、宇宙の真理を探究しこれを実生活に応用して社会に貢献する」「一、人類至高の精神、自由平和真愛を基調として世界に雄飛する人材を育成する」と掲げている。第4次マスタープラン（2007（平成19）～2009（平成21））から、今日の第9次マスタープランに至るまで、本学の経営目標を「情報・環境・モノづくり領域で教育研究力を発揮し、広く社会に貢献する。」としており、学園に求められる「教育」、「研究」および「社会貢献」という3つの機能の更なる高度化を目指すことが定められている。また、第7次マスタープランからは、「グローバル化と地域連携の推進」を経営戦略の一つに柱立てし、グローバルおよび地域連携の観点からの社会貢献も含めて学園の方針を示した。その考え方に基づいて、地域貢献、産学官連携等の社会貢献活動を実施していく。

このように、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断する。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 ○学外組織との適切な連携体制
○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
○地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との適切な連携体制

本学では、学外組織との連携体制の構築・整備に努めてきた。とりわけ連携推進については、2014（平成26）年4月に大学・地域連携推進室を設置し、近隣自治体、企業、大学等との「包括的連携協定」を締結しそれを積極的に活用する。また、産学連携に関しては総合研究機構が、国際交流については国際連携室がそれぞれ窓口としての機能を有し、学部・学科や関係部署と連携しながら連携活動に取り組んでいる。大学・地域連携推進室は、2019年（令和元）年の組織改編で、社会連携室として法人組織として位置付けられることとなり、大学・短大・高校をも含めた広い視点で地域貢献への活動を展開することが可能となった（資料9-1）。

総合研究機構では、産学官連携のリージョナルセンターとしての役割を果たすことで「本学の研究シーズと技術開発力を産業界の実用化ニーズに結びつけ、我が国の産業界や地域

社会の活性化に貢献する」ため、研究成果の公表及び社会還元を行う。具体的には、本学の研究シーズと企業からの多様なニーズを集約するコーディネート機能を向上させ、技術情報を含む技術相談から共同研究・受託研究、さらに研究成果のアウトプットまでトータルにプロデュースできるように組織体制を整備している。

学外組織との適切な連携体制については、産学連携支援機関（九州経済産業局、九州経済連合会、九州・大学発ベンチャー振興会議、福岡スタートアップエコシステム等）、地元自治体（福岡市、篠栗町、新宮町等）、金融機関、新聞社等と連携体制にあり、このうちの一部から GAP 資金・研究費等の提供を受けながら、医療工学分野での大学発ベンチャーの創出やウェルネス、防災、環境保護といった行政課題の解決に取り組んでいる。

また、福岡市東部における地域連携・産官学連携の推進拠点（リージョナルセンター）を目指すべく、大学発ベンチャーを支援するオープンラボラトリー5 室を設置し、最新の共同利用機器を集約した計測センターを学外利用者にも開放するなど、研究活動を通じた地元企業や他大学との交流についても積極的に推進している。

2022（令和 4）年 4 月時点で自治体・企業・教育機関等と 19 の包括連携協定を締結しており、協定内容に基づく教育・研究活動、人材育成、人材交流、地域貢献に取り組んでいる。

主な連携協定締結組織、連携目的を以下に示す。

新宮町	相互に協力し地域社会の発展、人材育成及び学術の振興に寄与する
古賀市	それぞれが持つ資源を有効に活用し、まちづくりの推進、学術の振興、地域産業の振興及び人材育成に寄与する
篠栗町	篠栗町の行政課題に対して、本学での実践型人材育成や研究シーズ活用により課題解決に寄与する
島原市 （長崎県）	両者が有する資源の有効的な活用と、緊密な連携・協力により、島原市域における様々な課題に対応し、活力ある地域社会の形成・発展に寄与する
医介学連携	それぞれが持つ資源及び研究成果を活用し、健康長寿を基盤とする地域の発展と人材の育成に寄与する
東部地域大学 連携	教育・研究全般における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に寄与する
福岡県警察	サイバーセキュリティ包括連携協定を締結し、サイバー空間における福岡県民の安全と安心を確保するため、サイバーセキュリティの分野で共同研究等の連携・協力に取り組む

なお、大学が所在する福岡市とは、連携協定の締結には至っていないものの、福岡市が主催する「福岡市未来創造プラットフォーム」（福岡市、産業界、福岡都市圏 15 大学による産学官連携事業）の加盟校として、また「東部地域大学連携」での交流事業を通じて、長期に亘る協力関係を構築しており、現在各自自治体が進める地方創成事業の進展に伴い、2018（平成 30）年度より福岡市東区との連携が急速に深まりつつある。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学が持つ人的・物的資源を総合的に活用しながら、地域社会と連携した多様な教育研究活動を展開している。教育研究活動の具体例を以下に示す。

新宮町	<ul style="list-style-type: none"> ・「就業体験型インターンシップ」新宮町役場での2週間のインターンシップ ・新宮中学の「放課後学習支援員」活動 ・「夏休み寺子屋事業」での子ども見守り活動 ・小学生対象「サマーキャンプ」運営にボランティア ・「課題解決型インターンシップ」の実施 ・ラグビー部による新宮海岸清掃活動 ・システムマネジメント学科 PBL（課題解決型学習）で相島小学校、立花小学校6年生にオンラインICT体験授業を実施
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市農林振興課 ×（有）安武園芸 ×電気工学科研究室によるスイートコーンの種子にプラズマを照射した場合の生育実証実験 ・学生が企業（工場）の課題に挑戦するPBLプロジェクトの実施 ・「学童保育所補助指導員」事業 ・「課題解決型インターンシップ」の実施 ・システムマネジメント学科 PBL「古賀市の課題解決プロジェクト」 ・学生から高齢者に手作りのメッセージカード贈呈 ・情報システム工学科研究室による「冬休み小学生プログラミング教室」開催 ・地域の防災力向上に資するハザードマップアプリの製作
篠栗町	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境学科 PBL「鳴淵ダム周辺の管理運営改善」事業 ・「鳴淵ダムドローン練習会」開催 ・職場体験型インターンシップの実施（篠栗町役場での実習） ・社会環境学科教養力育成科目「地域創生入門」における町長、福祉課へのプレゼンテーション ・「篠栗元気もん調査（高齢者の健康状態測定等）」、高齢者向け冊子「篠栗元気もん情報」（社会環境学部教授が監修）
医介学連携	<p>（福岡和白病院・創生会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医介学連携講座」医師、教職員による高齢者の健康維持、地域力向上を目的とした公開講座
東部地域大学連携	<p>（九州産業大学・福岡女子大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東区委託事業—超高齢・長寿社会を支える地域力を考える」3大学による福岡市東区の地域課題の抽出と解決のための調査、分析、提言の実施 ・東部地域大学連携×東区認知症に優しいまちづくり事業「認知症サポーター養成講座」、「声かけ訓練」への参加 ・香椎駅にて「性犯罪防止キャンペーン」実施

2016（平成28）年度からは、教育活動の中でも本学が特に重視するアクティブ・ラーニングの一手法であるPBL（Project Based Learning：課題解決型学習）について、“「大学での学び」を「地域のサービス」に換えて、さらなる「深い学び」へ”をモットーに、カリキュラム内外を問わず学生の学修成果を積極的に社会に還元していくことに注力している。スタート当初は課外活動として位置付けられることが多かったPBLであるが、徐々に正課授業の中で取り組むケースが多くなり、現在では学生に主体的で深い学びを促す効果的な教育手法として学内外の関心を集めるようになった（資料9-2）。

また、本学の学生について、地域貢献に資する課外活動を奨励し、自治体や地域団体の要請に応じて学生の派遣や学生の自発的なボランティア活動に応じてポイントを付与する、本学独自の「FITポイント制度」によって当該活動の推進と活性化に取り組んでいる。

地域交流、国際交流事業への参加

モノづくりセンターでは、ものづくり体験教室の開催や地域イベントへの参加など社会貢献活動、および学園の広告塔としての役割を果たしている。

具体的には、2021（令和3）年度に本学園の特性を活かした小中学生向けの科学技術イベント「サイエンスフェスタ in FIT」の出展内容を録画し、本学ウェブサイトでオンデマンド動画配信を行った。2022（令和4）年度は対面型で開催し、来場者から好評を博している。また、「みんなの科学広場」等の学外のイベントに参加し、ロボットの操作体験や工作教室を開催しモノづくりの楽しさを伝えている（資料9-3）。

エクステンションセンターは、学生・生徒の資格取得支援や教育支援に加え、地域社会の生涯学習支援を行う。具体的には、資格取得支援講座、ビジネス講座、文化教養・健康増進講座、1日集中講座および本学教員が講師として研究内容を紹介するFIT講座の4種類の講座を開設し、本学の教育的財産を地域に還元している。また、医介学連携として予防医学や介護に関する一般公開講座を提供している（資料9-4）。

国際交流活動については、協定校（キングモンクット工科大学、南京理工大学など）からの留学生を受け入れ、日本の先進的な研究や技術に接する機会を提供することにより、本学への留学や日系企業への就職等も含めグローバルな視点での人材育成を進めていく。

また、協定校の学生を受入れ、日本の先進的な研究や技術を始め、各種産業界に接する機会を提供することにより、本学への留学や日本企業への就職等も含めグローバルな視点での人材育成を行っている。

2019（令和元）年度後半よりコロナ禍による渡航規制が始まり、本学の留学生数も減少したものの、協定校の学生に対しオンラインでの研修を実施し、日本の先進的な研究や技術を始め、各種産業界に接する機会を提供することにより、本学への留学や日本企業への就職等も含めグローバルな視点での人材育成を行っている。この中で、中国の協定校である青島科技大学等からの学生を受入れる短期研修は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が日本の大学・研究機関や企業が必要とする海外からの優秀な人材育成を進め、アジアと日本の科学技術の発展に貢献することを目的とする「さくらサイエンスプログラム」に2014年から7年連続で採択されている。また、2022（令和4）年度に3年ぶりに実施するタイ協定校のキングモンクット工科大学ラカバン校（KMITL）からの短期研修受入れでは、日本語学科の学生が福岡の企業や自治体関連団体などでインターンシップを体

験し国際交流を深めている（資料 9-5）。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

地域連携・国際交流を推進する組織や運営委員会ごとに、年次の活動の振り返りを行い、次年度に向けた改善・向上を行っている。例えば、エクステンションセンターや国際連携室では、それぞれ学内の運営委員会にて年次報告を行い、教授会で報告している。また、地域連携については、包括的連携協定毎に連携協議会または推進委員会を設け、学内および連携協定先双方の関係者が出席する会合を年に 2 回または 3 回開催している。そこでは、連携協定に基づく毎年の事業計画を策定、承認するとともに、事業の進捗、成果を確認し、次期への課題を共有して改善に努めるという PDCA サイクルを展開することで、互恵的連携関係の維持と発展に努めている。また、学部・学科の PBL で協力関係にある自治体、行政機関等に対しては、プロジェクト毎に中間報告会、成果発表会を学内外で開催し、学生・教員の教育研究成果を確認するとともに、次年度に向けた課題の設定を行っている。

点検・評価の結果、今後の改善課題として指摘されるのが、学生の正課外での社会貢献活動の見える化とその成果に対する評価の 2 点である。学生の正課外での社会貢献活動の見える化については、2018（平成 30）年度に導入された学習ポートフォリオ（FIT-AIM）を活用し、2019（令和元）年度から本学独自の学修支援制度である「FIT-POIN 制度」が開始された。同制度では、学生が学習ポートフォリオに自身の課外活動について記録、管理を行うとともに、関係する教職員がフィードバックを行うようにした。また活動成果の評価に関しては、活動内容に応じて学生にポイントを付与し、更なる学びへと導くための動機付けとしてポイントチケットを受け取ることができることとした（資料 9-6）。

また、産官学連携については、各種研究助成公募、ベンチャービジネスコンテスト等の審査結果を研究者へ迅速にフィードバックし、社会ニーズへの適合を図っている。なお、総合研究機構産学連携推進室の運営については、毎週の産学連携ミーティングにてコーディネート活動の情報共有を行っており、共同研究成約などの月次の成果を総合研究機構運営委員会に報告、年間の活動報告は研究所長会議、運営委員会での報告・審議を経て、大学の部科長会や教授会で報告・全学的承認を受けている（資料 8-23）。

・社会連携、地域貢献の活動・成果（2021）

1. 地域の未来を担う実践型人材の育成に資する活動

(1) 自治体（古賀市、新宮町、篠栗町、島原市）との連携協定を起点とする地域貢献活動

(2) 課題解決型 PBL : 12 件、教育支援学生派遣 : 29 人、自己啓発活動参加学生 : 121 人の成果

2. 篠栗町との地域連携包括連携の推進 (主管教員研究テーマと連携)

- (1) 全町大規模調査の実施 (コロナ禍の影響により一部完了)
- (2) 介護予防、PBL、「地域創生入門」科目の外部講師調整、課題解決型インターシップの支援

3. FIT ポイント制度×SDGs を軸に学生を主体とする地域貢献活動の展開

- (1) SDGs 7 分野 (3, 4, 5, 11, 14, 15) と連関する事業活動を実施
 - ① 「自己啓発」「学習支援」「地域活性化」「環境美化」「学生交流」に該当する 42 事業を実施
 - ② 上記区分から延べ 42 事業を実施し、延べ 815 名 (実数 : 260 名 / 在学生の 5.5%) の学生が参加
- (2) 参加学生に FIT-AIM (学習ポートフォリオ) に活動エビデンスの登録を要請
- (3) FIT-AIM 活動登録と内容を確認し、FIT ポイントを付与 (120 名に 4,190 ポイントを付与)
- (4) 当年度 100 ポイント以上を超えた学生は 10 名

4. 大学地域連携「福岡未来創造プラットフォーム事業」の推進

- (1) 私立大学等改革総合支援事業テーマ 3 は未採択も、大学地域連携 PF として公的に選定
- (2) 本 PF 内 WG に参画 (学生募集 / 地域人材育成 : 本学幹事 / 就職 / 生涯学習 / 産官学交流)
- (3) PF 事業の参加学生数:35 名 (参加少数が課題)

以上のように、社会連携・社会貢献について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 長所・特色

社会連携室が地域と大学 (教員、学生等) を繋ぐコーディネーターとして、地域社会のニーズの把握、地域社会と調整や交渉から、教育研究成果の社会への発信といった一連の業務を担当することで、教職協働による PBL や共同研究の推進に繋がっており、本学の社会連携・社会貢献活動における特長の一つと言える。

国際連携室では 2022 (令和 4) 年度から正課 (英語科目) との連動により、「英語学習相談」の場として GSL (Global Student Lounge) を全学生に案内している。これにより、今まで国際連携室を訪れるにはハードルが高かった学生層、特に英語が苦手な学生へのアプローチとして国際連携室の利用を促進するきっかけとなることが期待できる。また、2022 (令和 4) 年 4 月に「Global Vision for 2026」を制定し、本学が目指すグローバル化

推進の方針として3つのビジョンと6つの戦略を打ち出している(資料9-7)。さらに、同年度に始動した「Global Challenge Program」は本学初めての「4年間支援」の国際プログラムとして、英語力のみではなく国際適応力(異文化理解力)等の醸成を目的に、参加学生それぞれのキャリアプランの実現を目指す。参加者への特別支援として、種々経費全額補助、選抜後2年次には海外短期研修全額補助などがある。当年度1年生より参加者を募集した結果、39名もの応募があった。参加者が2年、3年となるにつれて国際連携室以外の部署との横連携により学生を育成・サポートする体制を整える予定である。

(3) 問題点

現在の2、3年生は、全国または世界的にも大学在学期間のすべてに移動制限・自粛があり、実派遣を伴う国際交流が制限されていた。しかし、グローバル人材は今まで同様もしくはそれ以上に必要とされるため、安全な留学を最優先に考慮してうえで、学生の留学機会を確保するべく早急に準備し、学生に学ぶ機会を提供したい。

エクステンションセンターが開設している生涯学習のうち、社会人を対象とする体系化された講座の提供が不足しており、地域ニーズを踏まえたリカレント教育の可能性を検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の綱領において「一、宇宙の真理を探究しこれを実生活に応用して社会に貢献する」と掲げるように、大学の機能は、教育と研究及び社会貢献であり、さらにこれらの有機的な統合とバランスにあるという考えのもと、社会連携・社会貢献においても、学外組織との連携体制を構築、維持、発展させている。さらに、本学が持つ人的・物的資源を総合的に活用して、学生によるPBLやボランティア活動、教員による共同研究などを通じた地域課題の解決に率先して取り組み、その成果を積極的に社会に還元している。

また、その適切性について定期的に学外組織や地域住民から点検・評価を受ける機会を設け、その結果に基づいて改善・向上に努めるPDCAサイクルを確立しており、今後も地域社会から本学への連携、協力の要請は益々高まることが予想される。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する本学の取り組みについては、大学・基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現するための取り組みが行われていると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

- 評価の視点
- 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
 - 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、理事会において、「建学の綱領」の精神に基づき、学校経営を推進することを確認している。すなわち、中期経営計画（マスタープラン）を基本方針（骨太の方針）として定め、その下に「部門別中期運営計画」、「中期財政計画」を策定している。その具体化は、年度の行動計画（アクションプログラム：AP）に落とし込み、計画的な大学運営を行っている。

第9次マスタープランの構成および内容は、経営理念「For all the students～すべての学生生徒のために」、経営目標「情報・環境・モノづくり領域で教育研究力を発揮し、広く社会に貢献する」、および経営戦略の三層構造となっている。経営戦略は、次のとおりである。

- 〔戦略Ⅰ〕 広報および募集活動の質的転換によるステイタス向上
- 〔戦略Ⅱ〕 学修者本位の教育による付加価値向上
- 〔戦略Ⅲ〕 特色ある研究によるプレゼンスアップ
- 〔戦略Ⅳ〕 キャリア教育と就職支援・進学支援による満足度向上
- 〔戦略Ⅴ〕 グローバル化と地域連携の推進
- 〔戦略Ⅵ〕 財政基盤の安定と組織ガバナンスの強化

この6つの経営戦略を達成するために、各目標および戦略項目を設定し、その成果を以て、経営目標である社会への貢献を果たすこととしている。

マスタープラン、部門別中期運営計画および中期財政計画の策定にあたっては、法人の各設置校および事務局から選出された委員で構成される学園全体の「マスタープラン策定委員会」で議論を進め、委員以外の教職員も陪席自由とすることや、委員会の議事録を全学に公開することで、策定プロセスおよび内容の透明性を高めている。それによって、学園全体で方針を共有することに繋がっている。

一方、単年度のアクションプログラムについては、マスタープランおよび部門別中期運営計画に基づき、単年度予算と関連させた上で策定している。各アクションプログラムの実施状況は、半年毎に各設置校および事務局で「AP レビュー」として予算の執行状況と合わせて報告し、課題等の共有を行っている（資料1-11、1-12）。また、マスタープランの進捗状況は、毎年度「マスタープラン推進（レビュー）委員会」を開催し、策定委員を中心に進捗状況の把握や課題等の共有を行うことで、改革・改善に繋げている。

以上の各計画に定められた大学運営の方針については、マスタープラン、部門別中期運営計画および中期財政計画の各冊子を教職員に配付するとともに、方針説明会である「マ

スタープランキックオフ式」を3年に一度開催し、理事長、常務理事、学長、校長の理事者から、教職員へ丁寧に説明することで、方針の共有が図られている。

このように、本学においては、大学運営の主要な方針を定めるマスタープラン等を明示するとともに、学内教職員に対し周知を図っている。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

- 適切な大学運営のための組織の整備
 - ・学長の選任方法と権限の明示
 - ・役職者の選任方法と権限の明示
 - ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
 - ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
 - ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
 - ・学生、教職員からの意見への対応
- 適切な危機管理対策の実施

適切な大学運営のための組織整備については、関係法令に基づいて、管理運営に関する学内の諸規程を整備し、それぞれの規程に基づいて組織を整備し、業務を遂行している。制定された規程等については、教職員向けのポータルサイトに掲載し、周知徹底している。

学長は、職員任用規則に「人格高潔、学識ゆたかで、かつ教育行政に識見を有し、適任者であれば、学の内外を問わないものとする」と規定しており、その職務については、組織規則に「公務を掌り、職員を統督する」と定めている。権限については、教授会機能を限定的に整理し、それ以外の教育研究活動のあらゆる事項は学長が決定すべきものとしている。学長の選考方法については、「常任理事会の推薦に基づき、理事会の議を経て理事長が決裁する」と定めている（資料 10-1、6-5）。この任命制による選任は、1995（平成 7）年から運用しており、学長のリーダーシップの発揮と迅速な決裁の実現に寄与している。

研究科長・学部長の選任方法については、職員任用規則に「学長が推薦し理事長が決裁する」と定めている。その職務については、組織規則に「学長を補佐し、それぞれ大学院、学部の業務を統括する」と定めており、学部長は学部の代表、研究科長は研究科の代表として、各々の管理運営の任務にあたっている。

学長が提案する課題、あるいは学長に提起される課題については、毎月開催される学長の諮問機関である運営協議会（学長、学部長・研究科長、部長職、及び事務責任者で構成）での検討、及び学内委員会、部科長会、教授会等での議を経て、学長による意思決定として実体化される。案件の重要性や性格などに応じ、理事会への報告や承認がこれに加わる。

教授会の役割及び、学長の意思決定との関係性については、大学教授会規程に定められている。具体的には、教授会は、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、その他、教育研究に関する重要な事項につき、学長が決定を行うに当たり意見を述べる、とされており、学長の権限と明確に区分されている（資料 6-6）。

法人組織と教学組織の権限と責任としては、前者が学園の管理・運営方針の策定、施設等の教育研究環境の整備や財政基盤の確立等、後者が教育課程の編成等と整理されているが、法人組織は私立学校設置者としての責任を果たすべく、学則変更など、教学事案といえども理事会への報告・承認を要する旨、学内諸規程において規定している。

平素より、風通しの良い学内風土の醸成に配慮しているが、学生、教職員から上げられた意見や個別事案については、各学科や事務組織を通じて組織的に対応・処理している。重要事項については、教学に関する事項であれば、各委員会での審議を経て部科長会及び教授会に、法人に関する事項であれば、事務部門の会議体ないしは法人幹部に直接報告される仕組みとなっている。

適切な危機管理対策の実施については、学内幹部職・管理職の連絡網を整え、体制を整備・維持している。また労働安全衛生法に基づき、学校法人として毎月「安全衛生委員会」を開催し、教職員の安全教育・安全対策等について調査審議を行い、適切な安全管理に努めている。その他、安全保障輸出管理・防火管理・環境安全管理・エネルギー管理等に関する規程の整備等を行い、不測事態への備えを堅持している（資料 10-2）。

以上のことから、大学運営の方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しており、それに基づいた適切な大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

- 評価の視点
- 予算執行プロセスの明確性及び透明性
 - ・内部統制等
 - ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算執行プロセスの明確性及び透明性を高めるために、毎年、学部・学科、事務局共に「予算取扱要領」を作成し、予算の要求・配分・執行・事後評価の手続要領を全学的に案内・通知している（資料 10-3）。

予算統制及び予算管理を通じた内部統制を適正に行うために、事業報告書、教育・研究活動報告書、教学予算決算報告書、同事務局報告書、AP（アクションプログラム）レビューカード等の作成過程において、予算委員会、事務局部長ミーティング、法人事務局ミーティング等で報告を行い、相互にチェックしている。この機会を通じて、取組実績やその成果創出、費用対効果の確認も併せて実施している。

また、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについては、PDCAによる予算管理の仕組みを導入している。予算管理の計画・実施・中間報告・事後評価（見直し）の諸段階に、予算委員会、中間報告会、実績報告会、成果発表会等を組み込み、毎年同じサイクルで分析・検証を行っている。

以上のことから、予算執行プロセスの明確性及び透明性について適切であると判断できる。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

- 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
 - ・職員の採用および昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況
 - ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
 - ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
 - ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学業務を支援する事務組織は、法人事務局、学術支援機構、及び大学事務組織をもって概ね次の通りの構成となっている。

法人の事務処理を行う法人事務局に、経営企画室、総務部、財務部を置き、学校運営全般に関する業務を行っている。

学術支援機構に、情報基盤センター、社会連携室、モノづくりセンター、エクステンションセンター、先進技術地域連携センターを置き、全学共通の教育活動に関する業務を推進している。このうち情報基盤センターは、学園全体の視点から、情報化の投資・効果・リスクの適切な情報共有と計画・施策の最適化を図るために、2017（平成29）年4月に大学附置施設である情報処理センターを発展的に改組し、学術支援機構内に設置されたものである。

大学の事務処理を行う事務組織として、総務部、財務部、入試広報部、教務部、学生部、就職部を置き、大学運営に関する業務を行っている。このうち、「就職部」は「就職力の強化」という施策の重要性を鑑み、組織を独立させる位置付けで、2017（平成29）年4月に新設された。

また、2019（令和元）年度、それまで、学務部（教務課、学生課、大学院事務室）、就職部（就職課）として学生指導にあたってきたところ、修学支援を含めた学生の大学における支援をより丁寧に行うため、教務部（教務課、大学院事務室）、学生部（学生課）、就職部（就職課）の体制に変更した。同年、学長直下にあった国際戦略室を教務部に再編し、国際連携室とした他、大学地域・連携推進室を学術支援機構傘下に再編し、社会連携室とした。

これら組織再編を継続的に行うことで、多様化・専門化する学園運営業務を支える職員体制を整備している（資料10-4）。

大学運営における教職員の連携関係強化のため、入試広報部、教務部、学生部および就職部には、教学の部長職とともに、事務組織上の責任者として事務部長を置いている。更に、総合研究機構、FD推進機構、学術支援機構、図書館事務室においても、同様の理由から、事務の部次長職を配置し、各種委員会やプロジェクト等の運営を教職協働で推進している。また、学長が議長を務める「運営協議会」が毎月開催されており、教学・事務の部長職が委員として参画し、大学運営に関する重要事項について、教職一体となり協議がなされている。

職員の採用については、一般公募にて行い、書類審査、筆記試験、面接、グループディ

スカッション等、多面的な選考を実施し、専門性の高い人材を確保している。また、2020（令和2）年度より、更なる優秀人材層の採用に向け、採用選考時期の前倒し・適性検査の導入等の選考方法を見直し実施をしている。

昇任については、内規に基づき運用し、所属長からの評価をもとに、昇任審査を行い、公正に執り行っている（資料10-5、10-6）。また、2021（令和3）年4月からは「人事評価制度」の見直しを行っている。背景として、1998（平成10）年から目標管理制度や業績評価制度を導入し、運用は行っていたものの、職員数の増加や改正労働契約法の施行、その他取り巻く環境の変化により、現行制度を見直し、再スタートを切っている。さらに、2022（令和4）年より外部コンサルティング会社と協働して、事務組織全体について業務分析を実施している。

職員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、事務職員を対象とした「目標管理制度」を1999（平成11）年4月に導入し、年2回、半期毎の業務目標を設定し、業務の取組み経過や成果を所属長と課員との間で相互に確認している（資料10-7）。更に2005（平成17）年10月からは「業績評価制度」を導入し、評価結果を期末手当の支給に反映させている。評価結果については、上司から課員にフィードバックされ、課員の動機付けの契機となっている（資料10-8）。この目標管理制度及び業績評価制度を柱に、適正な業務評価に基づく処遇改善を行うことで、職員の成長を促し、組織の活性化を図っている。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 ○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

SDに関しては、2017（平成29）年4月1日より、大学設置基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本学においても、更なる職員力の向上を図るため、「SDについての考え方と体系」をまとめた（資料10-9）。なお、SDに関しては、等級・職位に応じた人材開発体系の構築、特に、階層別研修において、対象者毎に研修の機会を計画的・段階的に設定するといった従来からの課題がある。これに対し、2022（令和4）年度からは、大学事務職員向けのeラーニングシステムを導入し、運用を開始した。階層別研修の整備や各業務に応じたコンテンツの提供を順次行っていく。今後は昇格にあたって受講必須コンテンツを設けるなど、人事制度と連関した運用も検討している。

本学の特色ある取り組みとして、次世代の大学改革を担う事務職員による米国学外研修（FASTプログラム 2009年度～2015年度）、教職協働による研修プログラムであるLEADプログラム（Leadership of Education & Administration Development Program 2013年度～2017年度）を実施し、本学独自の教職員能力開発プログラムは、個々の教職員の資質向上だけでなく、教職協働の推進にも大いに寄与した。現在はコロナ禍のため一時中断をしているが、一定の効果が認められたことから、2024（令和6）年度の再開に向

け、現在検討中である。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- 評価の視点**
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 - 監査プロセスの適切性
 - 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に関する点検・評価については、①マスタープラン、アクションプログラムおよび予算の執行管理、②大学の点検・評価活動の一環、③監事監査および監査法人監査の3つのフェーズで取り組んでいる。①の執行管理に関しては、評価項目①で記述したマスタープランの経営戦略VI「財政基盤の安定と組織ガバナンスの強化」の戦略項目として「財政基盤の安定」、「組織ガバナンスの強化」、「相互信頼の醸成（情報共有と合意形成、ステークホルダー本位の情報公表）」が掲げられており、それらの具体的な施策であるアクションプログラム（AP）の進捗状況については、APレビュー制度の下、毎年度上期と通期で点検・評価を行うこととしている（大学運営を広義に捉えると、経営戦略のIからVも点検・評価の対象に含まれる）。

②の点検・評価に関しては、大学の自己点検・評価委員会を中心に実施する毎年度の自己点検・評価活動において、大学基準10に基づき、点検・評価活動を実施している。

③の監査に関し、監事は、理事会への毎回出席、監査法人との連携、総務部や財務部等の関連事務局への資料提出要求・ヒアリング等によって、適切な資料、情報に基づいた点検・評価を行っている。また、上記①と関連するが、経営企画室、総務部と財務部が行う点検・評価については、マスタープラン・中期財政計画、並びにこれらの計画に基づくアクションプログラム等の半期・通期の実施報告のPDCAによる管理の諸段階（計画・実行・点検・見直し）において、書面で計画や実施状況を確認する仕組みを構築し、定例業務として実施している。

監査プロセスに関しては、監事は、理事会・評議員会開催の都度（理事会は原則毎月開催）毎回出席し、理事の業務執行、経営計画や財政計画等の進捗状況、教学・事務局の業務内容等の大学運営全般について確認している。また、収支・財務状況については、監査法人と監事が連携して学校法人会計基準によって作成された計算書類を基に点検・評価している。なお、監査法人と監事の連絡会については、2018（平成30）年度より年2回開催することし、監査方針の確認や経営情報に関する情報交換をより緊密に行うこととなった。

以上の点検・評価活動は、多くの資料、データ等の適切な根拠に基づき実施している。具体的には、事業報告書、教育・研究活動報告書、マスタープランレビュー、APレビュー、福岡工大の財政について、予算取扱要領、特別予算関係取組実績報告、教学特別予算実績調査まとめ、などが挙げられる（資料10-10）。

また、点検・評価活動で明らかになった課題等については、自己点検・評価委員会も

とより、教学の部科長会、教授会、事務系の部長会などで報告し共有するとともに、3年毎に策定するマスタープラン、単年度のアクションプログラム事業計画に反映させることで改善を図り、計画実現性の向上に繋げている。

このように、本学の大学運営については、エビデンスに基づく点検・評価が行われていること、適切な監査プロセスを経ていること、また、点検・評価結果を改善・向上に結び付けていることから、適切であると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は、建学の綱領および経営理念の下で、大学運営を行っている。その底流にある考え方は、上述のとおり、法令に準拠した規程体系の堅持、および教学・事務双方の機能的かつ柔軟な組織設計により、学長の責任ある判断が可能な組織体制を構築することである。

その上で、本学の理念・目的の実現に資するために、1998（平成10）年4月に開始したマスタープラン・財政計画を核とするPDCAによる経営管理の取り組みに関しては、入学志願者14年連続増加、基本金組入前当年度収支差額の16年連続黒字計上を達成するなど、高い実績を生んでいる。この経営管理システム（各部門が自主・自律的に改革・改善業務を推進することが主眼）は、文部科学省や日本私立大学協会などの私学団体はもとより、格付会社の審査過程およびその結果において、高く評価されている（資料10-11）。今後も検証を進め、改善を図りながら、さらにこれを効果的なものとなるように、マスタープラン・財政計画の策定にあたっては、学内議論の活性化、計画の高度化および実現可能性の向上策を講じていくものとする。

本学の特色あるSDの取組みとして、マスタープラン（中期経営計画）への教職員の参画があげられる。マスタープランは本学の経営の根幹をなすものであるが、策定の段階で教職員の参加を促すことで、大学運営全体を俯瞰できる、かつ経営感覚にも優れた教職員を育成することが主な狙いである。マスタープラン策定年度に隔週で開催されるマスタープラン策定委員会においては、毎回多数の教職員が陪席・発言している。策定委員会に多数の教職員の参加を促すことで、経営目線で物事を思考し、具体的な行動（アクション）に移すことができる教職員の育成につながっている。

2022（令和4）年度から第9次マスタープランが開始し、本学が掲げる理念・目的を実現するために、人事制度・業務基盤の整備・見直し（新人事制度の構築・実行、SDの企画・実施、会議・委員会等の効率化、事務組織の業務分析等）、多様な教職員が活躍できる仕組みづくり（専門人材の処遇検討、評価する仕組みの模索、アフターコロナを見据えた働き方の検討等）を行い、教職員満足度の高い、働きがいのある職場作りを目指していく。

(3) 問題点

本学の大学運営、とりわけガバナンスに関しては、対外的にも評価されている。しかしながら、中央教育審議会（2018（平成30）年11月26日）『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』で18歳人口の推計に基づく、高等教育機関の規模の問題が指摘されているとおり、今後、大学間の連携や統廃合が加速することを鑑みると、学長リー

ダーシップの下で意思決定のさらなる迅速化が必要になると思われる。

次に、大学運営を支える職員の人事制度に関して、前述のとおり、本学では、目標管理制度および業績評価制度を柱に、適正な業務評価に基づく処遇改善を行うことにより、職員の満足度の向上、組織の活性化を図っている。

2023（令和5）年度導入予定の新人事制度の方向性が確定したため、連関する『育成したい職員像』の設定に着手することと、2021（令和3）年度に導入したe-ラーニングシステムを軸に『階層別研修』を組み立てるなど、SD体系図を含め再整備することが課題である。

（4）全体のまとめ

本学では、上述したように中期経営計画であるマスタープランを大学運営に関する方針として策定するとともに、教職員に明示し、共有している。その運営を適切に推進するために、学長および学部長等部長職の選任方法と権限を明示し、また、学長の意思決定を支援する教授会の役割等についても、教授会規程に定め学長の権限を明確にしている。すなわち、教授会の性格が、学長の諮問機関であり、かつ意見具申機関であることから、学長のリーダーシップが図れる運営体制となっている。さらに、法人の理事会と教学組織の学長の関係については、学長が理事者として教学運営を委任されていることから、権限と責任が明確であり、関係も良好である。同様に、学長は、理事会から大学予算についても、中期財政計画の下でその編成と執行を委任されており、適正な運営がなされている。

一方で、それらを支える組織体制については、事務組織を機能的に編成することによって、教員と職員の連携関係、すなわち、教職協働が有効に機能している。また、SD活動を体系的に実施することで、効率的な大学運営の推進に繋がっていると判断している。

以上、小括すると、大学の理念・目的達成のため、また大学が存続していくために、今後、ア) 迅速かつ適切な大学運営を支えるための制度や仕組みの整備、イ) 教職協働を推進するための最適な組織編成・要員配置、そしてウ) 改革マインドを持った教職員の育成が重要である。また、PDCAによる経営管理システムについては、理念・目的の達成度を高める学校運営の仕組みであり、それらの達成度は高いと判断している。近年では、マスタープラン・中期財政計画・部門別中期運営計画・事業計画・事業報告・教育・研究活動報告等の計画から実績確認・評価および公表までの連関を図り、PDCAによる改善の度合いを高めている。

このように、本学では、大学運営の方針となるマスタープランを策定し、その達成に向けた諸施策を推進しており、概ね適切な大学運営を実現している。

今後は、検証を進め、改善を図りながら、さらに効果的なものとなるように、マスタープラン・財政計画の策定にあたっては、学内議論の活性化、計画の高度化および実現可能性の向上策を講じていくものとする。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

- 評価の視点
- 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
 - 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財政計画は、マスタープラン策定の議論（3年に1度、約半年を通じて10回程度の会議を開催）に併せて議論・策定し、理事会決定（現計画は第6次中期財政計画（2022（令和4）年3月理事会決議））している。財政計画の基本的な考え方は、「相対的な低学費を維持しつつ、補助金をはじめ学納金以外の収入拡大策を積極化する。また、所定の収支差額を確保したうえで、教育・研究活動（関係の環境整備を含む）へ積極的に資金投下する。」としている。計画内容は、「経常的収支の改善施策」、「予算配分計画」及び「経営計画諸施策への資金投下計画」を主要な計画として構成している。

財務関係比率に関する指標・目標は、上記の基本的な考え方（教育・研究活動への積極的資金投下など）に基づき、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）プラス1.5億円以上、経常的活動におけるキャッシュフロー10億円以上、定常的人件費比率55%以内、教育・研究経費比率30%以上、管理経費比率10%以内等を設定している（資料6-4）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

- 評価の視点
- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
 - 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
 - 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

諸計画を実現させるために必要な財務基盤については、安定的であると判断している。まず、フローについては、基幹収入の学納金が、3設置校の全てが定員を確保、大学は2020（令和2）年度入試まで14年連続で志願者が増加しており、直近年度も高位で安定的といえる。また、補助金についても、教育・研究活動の活発化、それらの学内情報共有の積極化等により、組織的な積極的申請と安定確保ができており、安定的といえる。

ストックについては、金融資産は102億円超（減価償却額累計額の60%超）ではあるものの、保有している有価証券には約6.5億円の含み益があり（令和4年3月末現在）、また、外部負債がないこと、退職給与引当金について100%を引き当てていること等から安定的といえる。

諸活動の遂行と財政安定の両立を図る仕組みとして財政計画と PDCA による予算管理がある。単年度事業計画及び単年度予算は、財政計画（諸活動への積極的な資金投下と安定財政の両立を旨として策定）に基づいて検討・実施することから、自ずとそれらの両立を実行する計画となる。また、財政運営の実際として、PDCA による予算管理が、予算配分審査・進捗管理・事後評価・見直しを促す仕組みであり、費用抑制と成果拡大の両面で機能している。

科研費等の外部資金の受け入れは、研究活動活性化施策（総合研究機構陣容の充実、研究予算の拡大等）が奏功し、毎年拡大している。資産運用収入については、当該規程に沿って「安全性」重視のもとで毎年安定的（運用利率 1%以上）に計上している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

（２）長所・特色

計画に基づく財政運営や PDCA による予算管理の財政的効果については、不要不急の支出抑制、費用対効果の向上、予算の選択・集中・捨象の実現、外部助成金申請の積極化等の大きな効果が生じていることを予算委員会等関係の会議で確認している。また、教育改善・研究高度化・就職状況向上、入学志願者拡大等の本質的効果についても、財政・予算が大きく寄与していることを確認している（資料 2-14）。

（３）問題点

収支状況について、経営・財務の外部評価（格付会社の評価）等で、基本金組入前当年度収支差額比率やその金額の小ささについて指摘されることがある（資料 10-11）が、これは現行の教育研究活動への積極的資金投下（18 歳人口の再減少期への備えとして、受験生の訴求力を高めることが主目的）が要因であり、政策的なことによる。

そこで、第 6 次中期財政計画において、当該比率や金額について将来的な改善見通しを明らかにしている。

（４）全体のまとめ

第 6 次中期財政計画における収入拡大・安定化策として、学生・生徒の精緻な確保、ドロップアウトの抑制、学納金の改定検討、補助金収入等の維持・拡大を組み込んでいる。その他の財政安定化施策として、人件費管理原則の継続的運用、予算配分計画の選択・集中・捨象の仕組みづくり、併設短大・附属高校の財政安定化を組み込んでいる。また、学園全体の環境整備に関して、具体的な長期投資計画を策定し、諸施策の計画実現性を高める。なお、PDCA による予算管理をはじめとした財政運営全般について、文部科学省審議会をはじめ、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等のセミナーで幾度となく先行事例として取り上げられ、全国に紹介されている。また、財務状況についても、格付審査等では、収支の安定性や投資の安全性等の評価を得ている。これらの財務状況や予算制度・仕組みについて継続はもとより、いっそうの改善を図る。

**福岡工業大学に対する
大学評価（認証評価）結果**



大学基準適合認定証

福岡工業大学 殿

貴大学は2019年度大学評価の結果本協会の
大学基準に適合していることを認定する

認定期間 自 2020 年 4 月 1 日
至 2027 年 3 月 31 日

2020年4月1日

公益財団法人 大学基準協会

会長 永田 恭介





Certificate of Accreditation

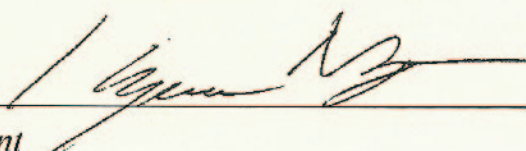
Fukuoka Institute of Technology

This is to certify that the above university satisfies the applicable accreditation standards and is accredited by the Japan University Accreditation Association (JUAA)

Accreditation Period

April 1, 2020 to March 31, 2027

Kyosuke NAGATA



President

Japan University Accreditation Association (JUAA)

Issue Date: April 1, 2020

福岡工業大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2019（令和元）年度大学評価の結果、福岡工業大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2020（令和2）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

II 総評

福岡工業大学は、建学の精神として「学徒の品性を陶冶し真の国民としての教養を啓培する」「宇宙の真理を探求しこれを実生活に応用して社会に貢献する」「人類至高の精神、自由平和信愛を基調として世界に雄飛する人材を育成する」の3つを掲げている。また、大学の理念・目的を達成するために1998（平成10）年より「中期経営計画」（以下「マスタープラン」という。）を継続的に設定しており、現在は「第7次マスタープラン」のもと、教育の質的向上及び質保証に向けて取り組んでいる。

「マスタープラン」に基づく教育研究活動の質を保証するため、2017（平成29）年に「全学内部質保証推進会議」を設置し、「内部質保証の方針」を策定しており、「自己点検・評価委員会」「FD推進機構」等の関係組織と連携しながら、教育研究水準の向上に向けた取組みを推進している。2019（令和元）年度からは、全学共通の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく各学部・研究科の取組みの検証を開始するほか、点検・評価活動における各部局の役割を整理し、課題の明確化を図るなど、内部質保証システムが適切に機能し始めているといえる。

教育については、2014（平成26）年度よりアクティブ・ラーニング型授業（以下「AL型授業」という。）の全学展開を行っており、これに対応する教室などの施設・設備の拡充やAL型授業を実践する科目数の増加により学生の知識定着及び能動的な学習態度の涵養が図られていることは、教育効果を上げるための取組みとして高く評価できる。また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学習成果を測定するため、2019（令和元）年度からは既述のアセスメント・ポリシーの運用を開始し、「成績ガイドライン」及びルーブリック等を活用しながら、学生の学習成果の達成度を数値化してレーダーチャートで示す取組みを進めているほか、教育プログラム全体の改善に向けて「授業点検書フォーム」をもとに学科ごとのカリキュラム評価をすることとしており、今後の教育改善につながることを期待できる。

さらに、学生の学習成果を積極的に社会に還元していくことを目指し、2016（平成28）

年度から教育研究活動と連動した社会連携活動の推進に力を入れており、学生が地域社会の課題解決に取り組み、その成果に基づいた地域振興が図られていることは評価できる。こうした諸活動を支える事務職員の養成にも注力しており、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動として2013（平成25）年度より開始された「LEADプログラム」は、教育職員と事務職員による合同の能力開発プログラムとして展開し、個々の教職員の資質向上に加え、教職協働の推進にも大きく寄与しており、優れた取組みといえる。

一方で、是正すべき課題も見受けられる。まず、学士課程において定員管理に課題が見受けられる学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。また、学位授与方針に修得すべき知識、技術、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない又は教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない研究科があるため、改善が求められる。

今後は、2017（平成29）年からの体制に基づき、内部質保証システムを適切に機能させることで、これらの問題点の解決や特長ある取組みの伸長に寄与するとともに、「マスタープラン」の実現に向けた教育改善活動の有効性の検証を通じて大学のさらなる発展につなげることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

建学の精神を示した「建学の綱領」に基づき、大学学則及び大学院学則に各学科・専攻の教育研究上の目的を定め、ホームページで公表している。また、1998（平成10）年以降、5年間の中期経営計画を定めた「マスタープラン」を策定しており、現在は「第7次マスタープラン」のもと、大学の理念・目的の実現に向けた取組みを推進している。「マスタープラン」の具現化にあたっては、各学部・研究科等における課題と今後の方針等を示した「部門別中期運営計画」及び年間行動計画を定めた「アクションプログラム」を設定しており、3年目に進捗状況を踏まえた内容の見直しを行い、緊急性のあるものはその後の年間行動計画に反映させ、長期的方策に関わるものは次期「マスタープラン」において継続的に取り組んでいる。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神を示した「建学の綱領」において「学徒の品性を陶冶し真の国民としての教養を啓培する」「宇宙の真理を探求しこれを実生活に応用して社会に貢献する」「人類至高の精神、自由平和信愛を基調として世界に雄飛する人材を育成する」

の3つを掲げている。これらは、科学技術の著しい進歩や社会の変化に応えるため、「学問（学問の追究・創造・発展）宇宙の真理を探求し、人類の福祉と環境との調和を指向して、科学技術の創造と発展に貢献する」「個人（個人としての人間性の涵養）自由と平和を愛する心と信愛の情を養い、豊かな人間性と自発的精神に充ちた人間を育成する」「社会（社会への主体的な対応）多様な価値観と創造力をもって、国際化及び情報化社会の進展に主体的に対応できる技術者を育成する」といった3つの教育理念へと発展的に継承している。

また、建学の精神に基づき、大学の目的を「教育基本法及び学校教育法に基づき、工業および環境に関する専門の学術を研究、教授し、もって科学の進歩向上に寄与すること」、大学院の目的を「建学の綱領に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、科学技術や社会の進歩向上に寄与する人材を養成すること」とそれぞれ定め、そのうえで各学部・研究科の教育研究上の目的を学科・専攻ごとに設定しており、その内容も高等教育機関としてふさわしいものとなっている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的及び各学科・専攻の教育研究上の目的については、大学学則及び大学院学則に定め、建学の精神を示している「建学の綱領」とともに、ホームページで公表している。また、新入生対象のオリエンテーションにおいて、学長からの「建学の綱領」に関する講話を通じて理解を促しているほか、新任教職員を対象とした入職時研修において、「建学の綱領」及び教育理念の周知を図っている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

1998（平成10）年以降、5年間の計画を定めた「マスタープラン」を設定し、運営している。「マスタープラン」においては、経営理念を「For all the students～すべての学生生徒のために」、経営目標を「情報・環境・モノづくり領域で教育研究力を発揮し、広く社会に貢献する」と定めたうえで、これらを達成するための経営戦略を設定しており、2016（平成28）年に策定された「第7次マスタープラン」では、6つの経営戦略と各戦略項目の現状認識、課題、目標及び指標を示している。例えば、「教育の質的転換による付加価値向上」では、AL型授業の全学展開、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の把握・評価等を推進することで、教育の質的向上及び質保証を目指すこととしている。

また、同プランを踏まえ、各学部・研究科等における課題及び今後の方針等を示した「部門別中期運営計画」を策定し、さらに、単年度の「アクションプログラム」

として、重点推進課題及び年間行動計画を設定することで、同プランの具現化を図っている。なお、同プランは毎年度「マスタープラン推進（レビュー）委員会」による進捗管理のほか、計画開始から3年目には「マスタープラン策定委員会」が内容の見直しと次期「マスタープラン」の策定を行っており、特に「マスタープラン策定委員会」の開催にあたっては、委員以外の教職員も参加自由にするなど、「マスタープラン」策定のプロセス及び内容の透明性を高めるための工夫がなされている。以上のことから、大学としての中期計画を適切に設定し、定期的な見直しをしながら遂行しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

2017（平成 29）年に全学的な内部質保証を推進する組織として「全学内部質保証推進会議」を設置するとともに、「内部質保証の方針」を定め、全学的に共有している。また、「全学内部質保証推進会議」のもとに部門別の自己点検・評価を推進するための組織である「自己点検・評価委員会」を設置し、各学部・研究科等が実施した点検・評価の結果に基づき全学的な点検・評価を行うための体制を整備するほか、教育の質保証を重点的に推進することを目的に「FD推進機構」を設け、2019（令和元）年度からアセスメント・ポリシーに基づく個々の学生の学習成果及び教育プログラムの教育効果の可視化に取り組んでおり、それを「全学内部質保証推進会議」で検証することとしている。こうした取組みにより、内部質保証システムは有効に機能し始めており、今後は実績を重ねていくことが期待される。さらに、学外有識者で構成される「外部評価委員会」の参画を制度化し、多様な観点から点検・評価を行い、その結果を改善・向上に向けた取組みに反映している。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針については、学則において、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めるほか、これに基づく「内部質保証の方針」を策定している。この方針のなかで、「組織的、継続的及び系統的に、自己評価・点検項目並びに方法を設定し、点検及び評価を実施することで質を保証し、改善・向上に取り組むとともに、その成果を公表することで社会に対する説明責任を果たしていく」ことを内部質保証の基本的な考え方として明文化しており、その推進にあたっては、2017（平成 29）年に設置された「全学内部質保証推進会議」が責任を負うことを定めている。また、内部質保証のための全学的な手続として、「全学内部質保証推進会議」及び「自己点検・評価委員会」「FD推進機構」「外部評価委員会」等のその他関係組織が担う責任・役割と学内における質保証のための具体的

なプロセスを示している。

同方針は、「全学内部質保証推進会議」及び「自己点検・評価委員会」で策定し、「部科長会」及び教授会にて確認され、学内で共有・明示しており、ホームページを通じて学外にも公表している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると認められる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2017（平成 29）年に内部質保証の推進に責任を負う組織である「全学内部質保証推進会議」を設置し、その役割及び組織については、「福岡工業大学全学内部質保証推進会議規程」に定めている。具体的には、「全学共通の自己評価項目の設定及び点検に関すること」「全学的観点からの自己評価の実施に関すること」「全学的観点からの教育研究活動等の改善に関すること」等を審議事項として定め、学長を議長として、学部長、研究科長、教務部長及び学生部長（2018（平成 30）年度までは学務部長）で組織することを規定している。

また、「全学内部質保証推進会議」のもとに部門別の自己点検・評価を推進するための組織である「自己点検・評価委員会」を設置し、各学部・研究科・その他部局による点検・評価をとりまとめ、全学的な観点からの点検・評価を行うための体制を整備している。さらに、各学部・研究科の教育の質保証を重点的に推進していくことを目的に「FD推進機構運営委員会」及び学部長・研究科長を部会長とした5つの部会からなる「FD推進機構」を設け、教育改善活動を推進することとしており、これらと「自己点検・評価委員会」が連携を図ることで、各学部・研究科の自主性・自律性を担保しながら、全学的な内部質保証を推進する仕組みを整備している。

このほか、自己点検・評価活動の実質化及び客観性・適切性を図る観点から、学外有識者により組織される「外部評価委員会」を置き、大学の行う自己点検・評価に関する検証を行っている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると認められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、全学的な策定方針に基づき、学部は学科ごと、研究科は専攻ごと又は課程ごとに定めている。これら3つの方針のうち、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、2014（平成 26）年度に、身に付けるべき能力の具体的表示、体系的の確認、表現様式の統一等の観点から見直しを行っている。さらに、2016

(平成 28) 年度には、文部科学省・中央教育審議会による3つの方針の策定及び運用に関するガイドラインが示されたことを受けて、再度、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の見直しを行うとともに、これらと一体性のある学生の受け入れ方針を策定することで、3つの方針の整合性を図っており、今後は3つの方針に基づく教育活動の点検・評価の結果を踏まえ、「全学内部質保証推進会議」が全学的な策定方針の妥当性も含めた検証を行うこととしている。

3つの方針に基づく教育活動については、「FD推進機構」による半期・通期の検証を通じて、各学部・研究科における課題の確認や改善事例の共有を図ることで、PDCAサイクルに取り組んでいる。具体的には、「FD推進機構」の各部会において、授業科目、カリキュラム及び学部レベルでの取組みを評価した結果を「FD推進機構運営委員会」で集約して、大学としての組織的対応を検討し、その内容を「自己点検・評価委員会」の議を経て、「全学内部質保証推進会議」に報告するプロセスとなっている。同会議において、全学的観点からの点検・評価を行った後、改善や検討が必要な取組みに関しては、「自己点検・評価委員会」を通じて、「FD推進機構」の活動の支援を行っている。

また、PDCAサイクルをより機能させるために、個々の学生の学習成果及び教育プログラムの教育効果を可視化する目的で、2019（令和元）年度から学習成果の測定に関するアセスメント・ポリシーの運用を開始し、同方針に基づく各部会の取組みを「全学内部質保証推進会議」で検証することとしている。さらに、その他の部局に対しては、2019（令和元）年度より「自己点検・評価シート【部門別】」を導入し、各部局の点検範囲及び評価基準を明示することで、課題の明確化を図り、部局ごとの点検・評価活動の推進を支援している。

これらの質保証に向けた取組みの客観性・妥当性を担保するために、学外有識者で構成される「外部評価委員会」による点検・評価を実施している。同委員会では、「全学内部質保証推進会議」が作成した『点検・評価報告書（草案）』に基づく質疑応答や意見交換を行い、その結果を、大学が行う自己点検・評価活動に反映している。なお、「外部評価委員会」及び行政機関や認証評価機関等の外部機関からの指摘事項については、これまで担当委員会による改善案を「自己点検・評価委員会」等が検討したうえで、教授会の議を経て学長が決定する体制となっていたが、2019（令和元）年度より「自己点検・評価シート【課題対応】」を活用し、「全学内部質保証推進会議」で策定した課題への対応方針を踏まえて、各部局が改善計画を設定・実施することとなっている。

以上のように、「全学内部質保証推進会議」を中心に、「自己点検・評価委員会」と「FD推進機構」が連携を図りながら各学部・研究科等の改善・向上に向けた取組みを支援しており、内部質保証システムが適切に機能し始めているといえる。引き続き、教育改善に向けた活動が教育の充実と学習成果の向上に結び付いている

ことを実証的に示すことができるよう、さらなる取組みを期待したい。

④ **教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

毎年度実施している自己点検・評価の結果は、『点検・評価報告書』として、ホームページで公表している。また、私立学校法で定められている『事業報告書』や大学の諸活動の状況を取りまとめた『教育・研究活動報告書（IRレポート）』に加え、中期計画及び財務に関する情報もホームページにおいて積極的に公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。

なお、『点検・評価報告書』の2017（平成29）年度版については、その内容を2018（平成30）年度版に引き継ぎ、『点検・評価報告書2018』として『部門別点検・評価報告書2018』と併せて2019（令和元）年に公表している。また、2019（令和元）年には、教育職員免許法施行規則に規定された情報公表に関する内容及び大学院における入学者・卒業者に関する情報の全てをホームページにて公表したものの、それまでは情報を得られる媒体がそれぞれ異なっていたため、今後わかりやすい情報発信に留意されたい。

⑤ **内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

新たな内部質保証システムの構築にあたっては、これまでの「自己点検・評価委員会」を中心とした部門別の自己点検・評価活動に加え、2017（平成29）年に「全学内部質保証推進会議」を設けることで、全学的な内部質保証の推進に向けた体制の改善を図った。

また、内部質保証システムの適切性の点検・評価については、「全学内部質保証推進会議」がその役割を担っており、2018（平成30）年度には、「外部評価委員会」による評価の結果を踏まえ、内部質保証システムにおける課題の抽出を行った。さらに、抽出した課題への対応として、2019（令和元）年度に、全学的課題の対応方針の策定と担当部局の明確化、各部局の点検・評価活動における点検範囲と評価基準の見直しを行うなど、「全学内部質保証推進会議」のマネジメント機能を高めながら、内部質保証システムの充実に向けた取組みを実施している。

3 教育研究組織

<概評>

学部・研究科、附置研究所及びその他の研究組織の設置状況は、建学の精神及び教育理念に沿ったものであり適切である。また、これら教育研究組織の適切性については、「全学内部質保証推進会議」で全学的観点からの点検・評価の実施及び改善・向

上に向けた取組みの検討を行い、組織の新設や改組につなげている。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

工学部（4学科）、情報工学部（4学科）及び社会環境学部（1学科）の3つの学部を設け、さらに、これを基礎とする研究科として、工学研究科に修士課程（8専攻）・博士後期課程（2専攻）、社会環境学研究科に修士課程（1専攻）を置いている。これらの学部・研究科については、その時の社会的ニーズを反映し、改組・新設に取り組み、外部環境の動向に配慮した構成に努めている。

また、その他の教育研究組織として、附属図書館、実習材料の加工等を行う「工作センター」、「教養力育成科目」の運営を担う「教養力育成センター」及び「FD推進機構」を設けるほか、「エレクトロニクス研究所」「情報科学研究所」「環境科学研究所」「産学連携推進室」及び事務組織からなる「総合研究機構」を設置している。さらに、大学の教育を補完するため、法人の組織として「学術支援機構」を設け、近隣自治体等の学外組織との連携推進を行う「社会連携室」、情報ネットワークの整備を担う「情報基盤センター」等を設置している。

これらの学部・研究科及び教育研究組織は、大学の教育理念に照らして適切に設置されており、大学の理念・目的を実現するために必要な構成となっている。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が点検・評価活動の推進を担っている。また、そこで示された問題点や改善方策は、教授会又は「研究科委員会」へ報告され、学部長、研究科長及び学長の決裁を経て、各部局が改善のための取組みを実施している。さらに、点検・評価活動の結果は、「マスタープラン策定委員会」にも報告され、次期「マスタープラン」で掲げる経営戦略に反映させている。

これらの取組みの結果、「第7次マスタープラン」に「教養力育成センターの本格的運営」「学科横断的コースの検討」等の重要施策が定められ、2015（平成27）年の「教養力育成センター」設置、2016（平成28）年の工学研究科管理工学専攻の改組転換、2018（平成30）年の社会環境学部社会環境学科のコース制導入などを実現している。

なお、2018（平成30）年度からは、「自己点検・評価委員会」による点検・評価活動に加え、「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの検証が行われており、改善への取組みと併せて、同会議が責任を負う体制を整備している。

4 教育課程・学習成果

<概評>

全学的な策定方針に基づき、学部は学科ごと、研究科は専攻ごと又は課程ごとに、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を概ね適切に設定しており、いずれの学部・研究科も体系性・順次性に配慮した教育課程を編成しているものの、学位授与方針に修得すべき知識、技術、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない又は教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない研究科があるため、改善が求められる。一方、学部における教育方法については、学生スタッフを登用しながらAL型授業の全学展開を行うことで、学生の知識定着及び能動的な学習態度の涵養に寄与するとともに学生スタッフ自身の学習深化につなげていることは高く評価できる。また、学習成果の把握及び評価については、2019（令和元）年度から、全学的なアセスメント・ポリシーに基づき学生の学習成果を可視化するための取組みを進めている。さらに、「FD推進機構」を中心とした全学的なアセスメントを実施するための体制を整備しており、今後、学習成果の把握及び評価と、それに基づく教育の改善・向上に向けた取組みの成果が大いに期待できる。教育課程及びその内容、方法の適切性については、「FD推進機構」において点検・評価を実施し、授業内容・方法やカリキュラムの改善・向上を図っており、その結果に基づき、「全学内部質保証推進会議」で全学的観点からの点検・評価の実施及び改善・向上に向けた取組みの支援を行っている。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

全学的な策定方針に基づいて、学部は学科ごと、研究科は専攻ごと又は課程ごとに学位授与方針を定めている。学士課程の学位授与方針では、教育研究上の目的に基づき、学生が卒業までに身に付けるべき学習成果として、「地球的観点から多面的に物事を考える能力とその素養」「当該分野において必要とされる専門知識とそれらを活用する能力」など9項目からなる「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」を学科ごとに示している。例えば、情報工学部情報工学科では、「グローバルな視点で、社会経済や情報技術を理解し、将来への展望を持つ能力を身につけている」「ソフトウェアとハードウェアの基礎知識を身につけ、各種問題に対応する応用力を身につけている」など、学生が卒業までに身に付けておくべき学習成果を具体的に表している。

しかし、修士課程及び博士後期課程については、学位授与方針に、修得すべき知識、技術、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない研究科があるため、改善が求められる。

なお、各学部・研究科の学位授与方針は、『大学便覧』等に掲載するとともに、ホームページで公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学及び各学部・研究科の教育目標に基づき、学部は学科ごと、研究科は専攻又は課程ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。学士課程における教育課程の編成・実施方針では、「学修領域（教育分野）」「カリキュラム編成の基本方針」等の項目を設け、専門分野及び学位授与方針に示した学習成果を学生に修得させるための基本的な考え方等を示している。例えば、情報工学部情報工学科では、「情報科学」「プログラミング」「人工知能」「コンピュータ技術」といった4つの学修領域を示したうえで、「専門科目の理解に必要な数学や物理学の素養、電気・電子回路やコンピュータアーキテクチャなどのハードウェアの基礎知識を修得した上で、プログラミングやアルゴリズムといったソフトウェアの基礎から、人工知能やヴァーチャルリアリティなどの応用技術まで、講義や実験・演習を通じて、幅広い知識や技能を身につける」としている。また、2016（平成28）年には、全学的な観点からの見直しを行い、新たに「学修成果の評価の在り方」の項目を設けることで学位授与方針との連関を図っている。

しかし、修士課程及び博士後期課程については、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない研究科があるため、改善が求められる。

なお、各学部・研究科における教育課程の編成・実施方針は、『大学便覧』等に掲載するとともに、ホームページで公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部における教育課程の編成にあたっては、学科ごとに「年次別科目の配当方針」を定め、同方針に基づき、各授業科目の区分及び配置がどのように連関しているかを示す「カリキュラム・マップ」を策定している。また、学位授与方針に定めた「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」がどの科目の履修を通じて修得されるかを表す「関与度一覧表」を作成しており、これらを踏まえ、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性と体系的に配慮した教育課程を編成している。

具体的には、大学の育成すべき人材像として標榜している「実践型人材」を養成するための学部共通の科目として「教養力育成科目」「就業力育成プログラム」を設けている。「教養力育成科目」は、2015（平成27）年度に設置した「教養力育成センター」が中心となり、これまでの「教養教育科目」「スキル教育科目」を改定し、「基礎科目」「キャリア科目」「外国語科目」「ウェルネス科目」からなるカリキュラムとして再構成したもので、2018（平成30）年度から運用を開始している。また、「就業力育成プログラム」は、「志向する力」「共働する力」「解決する力」「実

践する力」の4つの要素から構成される「就業力」を、全学生が4年間の学習を通じて身に付けることを目的としている。

これらの共通科目を基礎として、これに続く各学科の専門教育を設けており、例えば、工学部電子情報工学科では、初年次に電子回路やプログラムといった電子情報工学の基礎を学ぶ科目を配置するとともに、それら専門科目の学習に必要な基礎数学や物理学の知識を身に付けるための少人数授業を行っている。また、3年次に「電子工学総合」「情報工学総合」科目を配置することで、電子回路設計技術やプログラミングスキルなど、学位授与方針に示す「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」に対応した専門的技術の定着を図っている。さらに、講義、演習及び実験を同じ教員が担当し、講義と直結した実験テーマを設定することで、学生の学習意欲を高めるとともに、専門科目の理解度が向上するよう講義と実験の連携を強化している。

研究科においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。例えば、工学研究科情報システム工学専攻では、カリキュラムの中心となる専門領域とそれに対応した専修区分を設け、区分ごとにコースワークとしての特論科目、演習科目やリサーチワークとしての特別研究科目を配置している。同研究科博士後期課程では、リサーチワークを中心としつつも、特別演習科目を設けており、いずれも教育課程の編成・実施方針に沿った科目配置といえる。

以上のことから、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると認められる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学部における教育の実践においては、学生の知識定着及び能動的な学習態度の涵養を図るための取組みとして、A L型授業の全学展開を行っている。A L型授業は、大学の人材育成目標である「自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できるような人材（実践型人材）」を達成するための教育的手法として位置づけられ、その組織的な展開を図るため、「マスタープラン」においてA L型授業の全学展開を掲げるとともに、2014（平成26）年度に「A L型授業推進プログラム」を策定し、運用を開始している。A L型授業を進展するにあたっては、同プログラムに基づき、教室を含む施設・設備を整備するほか、A L型授業の補助を行うクラスサポーター（以下「C S」という。）を対象科目の受講歴のある学生から登用しており、これらの活用を通じて、グループワークやディスカッションの活性化を図っている。特に、C Sには少人数によるグループ学習のファシリテートやピアラーニングを促す知識・技能、I C T機器の操作方法等を身に付けさせることで、受講学生だけでなく、C S自身の学習の深化にも寄与している。また、2017（平成29）

年度にはAL型授業推進のために掲げたAL型授業数、受講学生数、実施教員数の目標値を達成している。このように、大学の人材育成目標達成に向け、学生の知識定着及び能動的学習態度の涵養を図り、全学的に授業の活性化に努めていることは、教育の質的向上に向けた取組みとして高く評価できる。

これらの取組みに加え、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）やチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）の配置、各科目の授業形態及び受講人数に応じたクラス規模の調整など、授業運営の工夫を行っている。必修科目では、2クラスでの実施を基本とし、実験科目や習熟度別のクラス編成を行う科目も含め、少人数教育を実践している。選択科目の場合は、履修登録の学生の多寡に応じて、合同クラスや複数クラス開講を実施し、再履修者が多くなった科目については、再履修クラスを別途開講することで、クラス規模の適正化に努めている。

また、学生の学習への意欲及び授業への主体的な参加を促すため、シラバスを全学共通様式で作成しており、学位授与方針に示した「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」の関与度や達成目標を明らかにしている。シラバス作成にあたっては、全教員に「シラバス作成の手引き」を配付し、教育課程における科目の位置づけや必要性等を示し、授業の到達目標及び目標達成のための学習方法を具体的かつわかりやすい表現で記載することを求めている。教員が作成したシラバスは、「FD推進機構」の各部会において教育内容の適切性に関する確認を行うほか、授業内容とシラバスの整合性について、授業アンケートで学生からの評価を求めることで、授業の改善を促す仕組みとなっている。

さらに、2018(平成30)年度より双方向学修支援システム「FIT-AIM」(FIT-Active, Interactive, Managing system)を導入し、学生自身が履修した全ての科目について、授業での理解度や取組み姿勢のほか、授業外での学習計画や実績を記録し、振り返りコメントを記入することで自己評価できる仕組みとしている。これに対し、教員からのフィードバックを行うことで、履修指導への活用が開始されている。今後は、同システムの入力率を高めるとともにさらなる活用が期待される。

そのほか、各学部においては、科目ごとに十分な学修時間を確保するために、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めており、工学部及び情報工学部では49単位、社会環境学部では44単位としている。

各研究科においては、組織的に研究指導を展開するため、『大学院便覧』に研究指導の方法及び学位取得までのスケジュールを示しており、これに基づき、論文作成のための研究指導及び特別研究による知識の修得を行っている。また、効果的に教育を行うための措置として、大学院学生からの教育改善アンケートや修士論文アンケートを定期的実施し、この結果を「研究科委員会」等で共有した後、研究科長の指導により授業改善へ役立てている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価及び単位認定については、各授業科目のシラバスにおいて、達成目標、成績評価方法及び基準を明示しており、筆記試験、レポート提出、プレゼンテーションなど、科目の性質に応じた評価方法によって審査し、合格した科目に単位を授与している。なお、学期末試験の受験資格として、授業への出席回数が一定の基準以上であることを原則としている。また、GPAとの整合性を担保するため、従来は3段階であった成績評価を2019（令和元）年度の入学生から4段階にするなど、改善を図っている。さらに、成績発表後、学生に成績確認申請を認めており、成績変更が生じた場合には、教務部長（2018（平成30）年度までは学務部長）、「教務委員会」等の承認が必要となるなど、成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置を講じている。

学士課程における学位授与は、「福岡工業大学学位（学士）規程」に基づき、「教務委員会」「学部教授会」の議を経て、学長が決定している。また、学位授与の適切性を担保するため、各学部・学科においても個別に進級要件や卒業要件を定めており、例えば、工学部及び社会環境学部で所定の進級時までには単位取得を義務付けるコア科目を設定しているほか、情報工学部情報通信工学科では、実践的な技術者育成のために7つの技術者教育プログラムを設け、このうち1つ以上のプログラムの修了を卒業要件に定めている。

修士課程及び博士後期課程における学位授与については、「福岡工業大学大学院学位規程」「修士課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領」「博士後期課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領」に基づき実施している。具体的には、主査と副査により組織される「学位審査委員会」にて、研究業績、口頭試問、最終試験の結果を精査したうえで、その結果を「専攻主任会」「研究科委員会」で審議した後、学長が決定する。

これらの手続や審査基準については、いずれも『学生便覧』及び『大学院便覧』で公開している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると認められる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に示した学習成果を把握及び評価するための取組みとして、学期末に授業アンケートを実施している。学部では、各授業科目のシラバスにおいて、学位授与方針に示す「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」との関与度及び達成目標を明記しており、学生にはこれに基づく自己評価を実施させ、学習成果の測定を行っている。2018（平成30）年度からは「大学IRコンソーシアム」に加

盟し、加盟大学間で共通に実施する学生調査の結果を相互に比較することで、さらなる学生の学習状況の把握に努めている。

また、2019（令和元）年度からは、個々の学生の学習成果及び教育プログラムとしての教育効果の測定を推進するため、アセスメント・ポリシーを定め、それに基づく学習成果の達成度評価を実施している。まず、各授業科目の成績評価にあたっては、「成績ガイドライン」を策定し、学位授与方針に示している「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」をさらに「専門力・教養力」「倫理観・責任感」「発想力・表現力」「主体性」の4つに分類したうえで、それぞれに対応する評価方法を設定している。特に、「主体性」の評価については、全学共通のルーブリックを示しており、各授業科目の評価に活用している。そのうえで、同ガイドラインに沿って判定した成績を「修得する知識・能力（学習・教育到達目標）」との関与度に基づき数値化し、その集積をレーダーチャートで示すことで、学生、授業科目、学部・学科カリキュラムの各レベルで学習成果の達成度評価を行っている。なお、学生には「FIT-AIM」を通じて学習成果の達成状況を表すレーダーチャートが示され、学部・学科の平均と比較することで、自身の強みや課題を認知することが可能となっている。さらに、教育プログラム全体の改善に向けて、授業レベルの点検を行う「授業点検書フォーム」を「FD推進機構」の各部会で作成し、それをもとに学科ごとのカリキュラム評価をすることとしている。このほか、全学的に取り組んでいる「AL型授業推進プログラム」においても、学業成績の追跡、「FIT-AIM」や授業アンケート等による調査、ジェネリックテストなど、多様な指標による成果評価を実施しており、同プログラムで掲げている「知識の定着」「能動的学習態度の涵養」に関する目標値を達成している。

このように、学部では、学生の学習成果の可視化に向けた取組みに加え、「FD推進機構」を中心とした全学的なアセスメントを実施するための体制を整備しており、今後、学習成果の把握及び評価と、それに基づく教育の改善・向上に向けた取組みの成果が大いに期待できる。

研究科に関しては、既述のとおり、学位授与方針に修得すべき知識、技術、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない専攻があるものの、講義科目及び演習科目の単位取得状況や論文審査によって達成度の評価を行うほか、授業アンケート及び論文達成度アンケートにおいて期待される能力の修得状況に関する調査を実施している。また、2019（令和元）年度中には研究科の学位授与方針を見直し新たに設定することとしているため、これらの対応関係を明らかにし、学習成果の適切な把握に努められるよう期待したい。

- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、「FD推進機構」が取り組んでおり、同機構の各部会において年間行動計画に基づく重点課題の達成状況やカリキュラムの実施状況に関する点検・評価を行った後、その結果に基づき「FD推進機構運営委員会」が全学的な課題についての指摘及び教育の質保証に向けた改善・向上施策の立案を行っている。

各学部・研究科のカリキュラムについては、「FD推進機構」の各部会で各学期に2回行っている授業アンケートの結果を集計し、授業内容及び教育方法の改善を図っている。

また、「AL型授業推進プログラム」については、「教育技術開発ワーキンググループ」で点検・評価を行った結果を各部会に報告し、各学部・学科の改善につなげている。

これらの結果を踏まえ、2018（平成30）年度からは「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っており、全学的なGPAの活用及び成績評価の標準化に向けた「成績ガイドライン」の策定・実施につながったほか、全学共通のアセスメント・ポリシーに基づく個々の学生の学習成果及び教育プログラム全体の教育効果に関する検証を開始している。

以上のことから、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると同認められる。

<提言>

長所

- 1) 「マスタープラン」で掲げた「教育の質的転換による付加価値向上」の達成に向けて、実習科目やゼミナール活動だけでなく、講義・演習科目においてもグループワークや反転学習を採り入れた授業を行うことでアクティブ・ラーニング型授業（AL型授業）の全学展開を推進している。さらに、これに適した教室やラーニングコモンズ等の施設・設備の拡充、AL型授業を補助するクラスサポーター（CS）を先輩学生から登用するなどの取組みを積極的に行っており、学生の知識定着及び能動的な学習態度の涵養に寄与するだけでなく、CS自身の学習深化にもつながっていることは評価できる。
- 2) 学習成果の達成度を評価するため、学部では学位授与方針と各授業科目の関係を「関与度一覧表」として明示し、アセスメント・ポリシーを策定したうえで、学位授与方針と対応した成績評価を行うためのガイドラインや主体性を評価するための全学共通のルーブリックなどの評価ツールを確立している。さらに、双方向学修支援システム「FIT-AIM」を用いて学生が自己評価し、教員からのフィードバックを受ける仕組みを構築しており、これらの結果から「FD推進機構」

で教育内容・方法の充実を図っている。これらの取組みは、学習成果の把握・評価及びその結果を用いた教育改善につながるものとして評価できる。

改善課題

- 1) 工学研究科修士課程の電子情報工学専攻、生命環境化学専攻、知能機械工学専攻、電気工学専攻、システムマネジメント専攻及び同博士後期課程では、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していないため、改善が求められる。
- 2) 工学研究科修士課程生命環境化学専攻及び同博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の実施に関する基本的な考え方を、社会環境学研究科修士課程では、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針は、各学部・研究科の教育目標に基づいたものであり、各学科・専攻ごとに求める学生像や水準、選抜方法等を示し、ホームページで公表している。学生の受け入れについては、責任体制を明確にしたうえで、学生の受け入れ方針に基づく多様な入学試験を設けて、入学者選抜を実施している。ただし、定員管理については、入学定員及び収容定員の変更、「入学試験判定要領」の改定など、適正な定員管理に向けた取組みを行い、改善されつつあるものの、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が高い学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。また、研究科においても、収容定員に対する在籍学生数比率に課題が見られる。学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、「入学試験委員会」又は「専攻主任会」が中心となって入学試験制度の見直し等に取り組んでいる。さらに、2018（平成30）年度からは、「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に努めているものの、定員管理に関する課題があることから、内部質保証システムを活用した今後の改善への取組みに期待したい。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針は、大学及び各学部・研究科の教育目標に基づき、各学部・研究科の方針を定めたうえで、学科・専攻ごとに示しており、それぞれが求める学生像や学力水準、選抜方法等を明記している。例えば、工学部電子情報工学科においては、求める学生像として「電子情報技術を身につけることで、社会の期待に応える意欲と姿勢を持つ人物」としたうえで、入学者選抜の観点として「電子情報工

学の修学に必要な理数系科目および英語の能力を重視」するとしている。これらの方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と概ね整合性が図られており、ホームページで公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜の方法については、大学では、一般入試、推薦入試、AO入試といった入学試験を実施するほか、帰国生徒・外国人留学生・協定校を対象とした入学試験制度を設けている。大学院では、一般入試、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試を実施している。このように学生の受け入れ方針に基づく多様な入学試験を行っている。

また、入学者選抜は「入学試験委員会」又は「研究科委員会」にて審議・決定した『入試要項』に則ったうえで、「入学試験合格者選考規程」「入学試験合格者選考細則」等の諸規程に基づき実施している。なお、学部では「入学試験委員会」が、研究科では「専攻主任会」がそれぞれ入学試験運営の中心的役割を担っており、各委員会において合否判定の原案を作成し、それぞれ教授会、「研究科委員会」での審議後、学長が合格者を決定している。

そのほか、入学者選抜における公平性を担保するための取組みとして、各学科の入試委員が全ての入学試験結果と手続状況及び入学者データの照合を行い、不正や事故の防止に努めている。また、障がいを持つ受験生への対応についても、「入学試験委員会」による検討を行い、適切に対応している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

各学部・研究科の入学定員、編入学定員及び収容定員は大学学則及び大学院学則において定めている。学部における定員管理については、「入学試験委員会」で議論しており、毎年の入試総括において学科ごとの状況を取りまとめ、管理職会議である「部科長会」及び教授会で報告している。これらの議論により、2015（平成 27）年度には、志願動向の変化に対応するため、全ての学部の入学定員及び収容定員の変更を行うほか、2018（平成 30）年度には、「入学試験判定要領」の改定を行い、学科ごとの入学者数上限値を設定したうえで、入学試験制度及び合格判定の手順・方法を学内に共有するなど、適正な定員管理に向けた取組みを行っている。しかし、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が高い学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、是正された。

また、大学院については、内部進学率の低下により収容定員が充足できていない

状況であるため、大学院入試における募集力強化など、今後の取組みが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、学部については「入学試験委員会」、研究科については「専攻主任会」がそれぞれ取り組んでいる。

このうち、学部については、「入学試験委員会」が毎年の入試総括において学科ごとの入学試験実施状況を確認するほか、入学者の入学年度・試験種別ごとの修学状況の経年調査を実施しており、これらの取組みの結果、修学意欲の醸成に向けた入学試験制度の改善に着手している。例えば、社会環境学部の3教科型一般入試において、「エッセイ」を必須の試験科目として採り入れ、学生の受け入れ方針に明記している思考力や表現力、主体的に学ぶ意欲の測定を行っている。この入学試験制度と入学者の修学意欲との連関については今後の検証課題としており、成果が確認できれば、他学部への展開についても検討を行うこととしている。

研究科については、「専攻主任会」において、専攻ごとの入学試験の実施結果に基づき試験制度の問題点を検討し、改善に必要な提案を行っている。

これらの結果を踏まえ、2018（平成30）年度からは「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っており、定員管理の徹底や内部進学率の改善に関する検討を開始している。

このように、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているものの、いまだ定員管理には課題が見受けられるため、内部質保証システムを機能させ改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 情報工学部情報システム工学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ1.23、1.27と高い。また、工学部電子情報工学科で収容定員に対する在籍学生数比率が1.23と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

法令等に定められた必要専任教員数を満たし、適切な採用・昇任の規程を設けたうえで、教育課程の編成・実施方針に沿った教育を実施できるよう教員組織を編制して

おり、教員の資質向上に向けた各種のFD活動にも積極的に取り組んでいる。特に、2018（平成30）年度に大幅な改正を行った「教養力育成カリキュラム」については、教員配置の適正管理に向けた「教養力育成センター」の今後の取組みに期待したい。なお、大学の求める教員像及び教員組織の編制方針については、十分に明示しているとはいいがたいため、大学の理念・目的に基づき、年齢・性別のバランス、国際化等の多様性への配慮を踏まえ、大学として求める教員像や、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を適切に示すことが望ましい。教員組織の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、各学部・研究科に設置される「小委員会」又は「FD推進機構」の各部会が実施している。この結果に基づき、「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っており、2019（令和元）年には、大学の求める教員像及び各学部・研究科の教員組織の編制方針に関する検討部会を立ち上げ、具体的検討を進めることとしていることから、引き続き内部質保証システムを有効に機能させ、改善・向上に向けて取り組むことが期待される。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の求める教員像について、教員採用時の公募要件に、博士号を有し大学院での教育や研究指導が可能であること、私立大学における教育に熱意のあることなどを明記しているものの、求める教員像を十分に明示しているとはいいがたいため、大学としての考えを明らかにし、適切に示すことが望まれる。

また、教員組織の編制方針についても、「中期財政計画」において各学科の入学定員に基づく専任教員数を定めるに留まっているため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学生に対して体系的・効果的な教育を実施するための教員組織の編制方針を各学部・研究科において策定することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

専任教員数は、大学及び大学院設置基準に定められた必要数を充足している。また、外国人及び女性の教員数は、教員総数に照らして多くはないものの、教員組織の年齢構成については各学部・研究科とも著しい偏りは見られず、概ね適切な教員組織を編制している。

教員組織については、前述のように教員組織の編制方針が明らかでないものの、教育課程の編成・実施方針に沿った専門教育を実施できるよう、専門分野の学位や教育経験を優先して教員採用を行うことで、教育課程の特性を十分に考慮した教員の配置を行っている。なかでも、数学・物理を担当する教員については、各学科

において専門基礎科目を担当し、各学科の特性に応じた教育を実践している。なお、2018（平成 30）年度に大幅な改正を行った「教養力育成カリキュラム」については、「教養力育成センター」において、教員配置の適正管理の方向性について検討しており、今後の取組みに期待したい。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用については、必ず公募することとしており、その手続は「福岡工業大学教員選考委員会規程」「福岡工業大学教員資格審査基準」等に明示している。具体的には、同規程に基づき、「教員選考委員会」で選考を行い、その結果について教授会の承認を得たうえで、学長への報告を行うこととなっている。そして、学長から理事長に推薦を行い、理事長がこれを承認する。また、採用にあたっては、公募要件で専門分野に関する教育・研究業績、今後の研究計画等を求めることに加え、面接審査で模擬授業を課し、学生への教育能力を確認するなど、大学が目指す教育に適した人材の確保に努めている。なお、研究科については、「大学院担当教員資格審査規程」に基づき、学部を担当する教員のなかから大学院担当教員を決定している。

教員の昇任審査についても、「昇格人事の選考に関する申し合わせ」「福岡工業大学教員資格審査基準」等の規程に基づき、適正な手続を経て行っている。昇格に関する教育及び研究上の業績等の審査では、専任教員として少なくとも2年以上勤務した者を対象としており、特に研究業績の審査においては、公正を期すため、自然科学系と人文社会科学系に分けて行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教育面に関しては、「FD推進機構」を中心に、教育内容・方法を改善・向上させるための組織的な取組みを推進している。同機構は「FD推進機構運営委員会」及び「工学部会」「情報工学部会」「社会環境学部会」「大学院部会」「教養力育成センター部会」で組織され、部会ごとに年度の重点項目を定め、教員の教育力向上に向けた活動に取り組んでおり、2014（平成 26）年度には「AL型授業推進プログラム」の推進主体として、新たに「教育技術開発ワーキンググループ」を設置している。この体制のもと、「シラバス作成法」「授業デザイン」等をテーマとした講演会や研修会、新任教員や兼任教員を対象とした「新任教員研修」「非常勤講師オリエンテーション」等を実施するほか、AL型授業の推進にあたっては、その先導役となる教員を「ファカルティ・ディベロッパー」として認定し全学展開を図ることに加え、AL型授業の効果的な実践方法を共有する場としての「FD Café」などを開催している。また、研究面に関しては、科学研究費補助金の申請

書作成支援やコンプライアンス研修等を実施している。さらに、教員の資質向上を図るための取組みとして、「教員業績評価」を実施し、「教育業績」「研究業績」「大学運営」「社会貢献」の項目について評価をするとともに、「教員表彰制度」を設け、受賞した教員による「FD研修会」「公開授業」を実施し、教員間の意見交換・情報共有を図っている。これらの取組みについては、「FD推進機構運営委員会」で報告され、『FD Annual Report』として学内外に公表している。

このほか、授業改善のための取組みを学部としても積極的に推進しており、例えば、工学部では、学科教員同士が講義を確認し合う「講義PDCA」や「授業相互見学」を開催し、「工学部会」、学科会議及び教授会で成果の共有を行っている。

以上のように、教育改善に向けた積極的な取組みを行っていると思われる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、各学部・研究科に設置される「小委員会」又は「FD推進機構」の各部会が取り組んでおり、教員配置、教員の職位・年齢の構成、授業負担割合、研究科担当教員の資格審査及び教員の業績評価等について、規程や学科・専攻ごとの計画に基づき適正に実施されているかを確認している。

この結果を踏まえ、2018（平成30）年度からは「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っており、2019（令和元）年度には、大学の求める教員像及び各学部・研究科の教員組織の編制方針の策定に向けた検討を開始している。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると思われる。

7 学生支援

<概評>

「第7次マスタープラン」に示された学生支援の方針に基づき、「教務委員会」「学生委員会」「就職委員会」のもとで各部局や委員会が支援を行っている。修学支援については、学生の能力に応じた補習教育として「フレッシュマンスクール」を開講しており、学生の基礎学力の向上に資する取組みとして評価できる。生活支援については、学生相談室などの相談窓口を設けるほか、ハラスメント防止に関する規程や方針を定めている。また、課外活動を支援するために「サークル活動支援金」や学生表彰などを制度化することで、クラブ・サークル活動の活性化を図っている。進路支援については、教職員が連携を図りながら、学生の就職力向上に向けた支援を展開している。こうした学生支援の適切性については、「自己点検・評価委員会」のもとで支援

を担当する各委員会が点検・評価を実施しており、その結果を踏まえ、2018(平成30)年度からは「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っている。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針は、「第7次マスタープラン」において、学生支援の充実に向けた方策として「教育の質的転換による付加価値向上」を掲げている。このなかで、修学支援については、「主体性を持つ多様な学生を想定した大学教育の質的転換」を目指し、「アクティブ・ラーニングの全学展開」「教養教育の体系化」を推進していくことを明示している。また、学生生活支援についても、同戦略のなかで、課外活動支援の充実、障がいのある学生への支援体制、留学生への対応等に関する方針を示している。さらに、進路支援については、「キャリア教育と就職支援による満足度向上」の戦略項目の1つに「就職支援の充実」を掲げ、「就職力の向上に資する就活支援・就職斡旋・就職開拓の支援体制を強化する」ことを示している。これらの方針については、ホームページやパンフレット等を通じて関係者への周知を図っている。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「教務委員会」「学生委員会」「就職委員会」のもと、各部局や委員会が各種の学生支援を行っている。

修学支援について、教務部教務課で「学生情報管理システム」を通じて学生の成績・授業出欠状況等を把握することで、成績不振者、留年者及び休学者等への学習指導面談等を行っている。また、学生の能力に応じた補習教育として、「FD推進機構」の各部会を中心に「フレッシュマンスクール」を実施している。そこでは、入学時のプレースメントテストの結果から、各学科において支援が必要と判断した学生を対象に「数学ベーシック」「レポートィングスキル」の2講座を通年開講している。これらは単位認定を行わない自主学習の一環として位置づけられるものの、いずれも学生の高い出席率を誇り、修了した学生については基礎学力の向上が見られるなどリメディアル教育としての成果を上げていることは評価できる。さらに、学生への経済的支援として、日本学生支援機構奨学金に加え、成績優秀者や強化クラブ所属学生を対象とした特別奨学金等の制度を設けるほか、留学生を対象とした「私費外国人留学生に対する授業料減免措置」を実施している。

また、学生の生活に関する適切な支援の実施に向けて、学生部学生課及び学生相談室による相談の受け入れ体制を整備している。特に、学生相談室では、カウンセ

ラーとの相談、精神科医による「こころの健康相談」、学生の居場所を作る「ランチグループ」等を実施するほか、障がいのある学生への支援を行っている。このほか、ハラスメントへの対応に向けて、ハラスメント防止に関する規程及び方針を定め、「ハラスメント防止対策委員会」を設けるとともに、全教職員を対象とした研修会を定期的開催し、ハラスメント防止のための啓発を行っている。さらに、学生の正課外活動を支援するために「サークル特別支援金」を新たに制度化することに加え、学生の正課外活動の成果に対して学生表彰制度を実施するなど、クラブ・サークル活動の活性化を図っている。

進路支援については、「就職委員会」、就職部及び会議体としての「企業担当者会議」を設け、「就職支援」「就職斡旋」「就職開拓」を軸とした支援を行っている。また、学生の就職力向上のための取組みとして、学科別に担当者を配置して教員との連携をとりながら丁寧な支援を行っているほか、上場大手企業への内定獲得を目指す学生を対象にした「トップアップ講座」を開催している。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、修学支援については「教務委員会」、生活支援については「学生委員会」、進路支援については「就職委員会」等の各委員会において取り組んでいる。

このうち、修学支援については、「教務委員会」で成績不振学生、留年者及び休学者等の年次推移及び各対応策の実施結果に基づく評価を行うほか、その結果を「部科長会」及び教授会へ報告することで、全教員の対応意識向上を図っている。また、「FD推進機構」が実施している「フレッシュマンスクール」等の補習教育や、「学生委員会」が実施している経済的支援及び留学生・障がいのある学生に対する修学支援に関しても、各支援を受けている学生情報をもとに「教務委員会」が総合的に点検・評価を行っている。

生活支援については、「学生相談室」等の活動状況に基づき「学生委員会」で学生の支援状況やその対応のための組織体制について点検・評価を行っており、これらの取組みの結果、学内の関連規程の見直しや「障がい学生支援調整会議」の独立・分化などの体制整備につなげている。

就職支援については、「就職委員会」で就職率・インターンシップ参加率・就職状況等に基づく点検・評価を実施し、その結果を「就職総括」としてとりまとめることで、「マスタープラン」で掲げた目標に向け、学生視点に立った改善・向上を目指し対応しており、2017（平成 29）年度の大学全体の実就職率は前年度よりも高い実績を上げている。

さらに、「FD推進機構」が中心となって学生調査や卒業生アンケートを実施し、

学生支援及び就職活動の満足度を調査するほか、毎年、学生課と管財課共同でクラブ・サークル等の団体に対して活動状況のヒアリングを行うなど、学生からの意見・要望を聴取する機会を設けており、その結果を担当委員会に共有することで、学生支援の改善・向上につなげている。

これらの結果を踏まえ、2018（平成30）年度からは「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っており、学生支援の方針の明示と学生への周知方法について、さらなる見直しを検討している。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているものと認められる。

8 教育研究等環境

<概評>

「第7次マスタープラン」に示された教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習や教員の研究活動に関してより良い環境整備に努めている。なかでも、学生の自主的な学習を促すための環境整備として、AL型授業に対応した教室への改修、ICTを活用した先進的な図書館への改装、学習ラウンジの増設及び学習機能向上のための設備改修等、積極的な整備を行っている。教員の研究活動の支援策としては、研究水準の維持・向上を目的とした個人研究費の支給だけでなく、条件を付した追加的研究費の支給策を講じている。また、研究活動支援制度としてのT・A・S・A制度のほか、AL型授業にはCSを雇用して授業の効率化を図っている。研究倫理についても、必要な方針・規程の整備を実施し、適切に対応している。こうした教育研究等環境の適切性については、「自己点検・評価委員会」のもと、担当部局又は委員会において学生及び教員の意見・要望に基づき点検・評価を実施しており、これらの結果を踏まえ、2018（平成30）年度からは、「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っている。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境の整備・管理運営の方針は、「第7次マスタープラン」で示している「財政基盤の安定と組織ガバナンスの強化」に基づき、「教育・研究への積極的資金投下」「教育環境整備・諸活動への資金的サポート」「健全財政と教育・研究活性化の両立」といった基本的な考え方を掲げたうえで、それらをもとに策定した「第Ⅲ期施設・設備整備計画」において、「アクティブ・ラーニング授業に対応可能な教室整備」「研究高度化のための新たなスペース創出」「学修・寛ぎのためのラーニングコモンズ整備」等の7つの具体的な方針が示されている。同計画は「検討

会議」「計画策定会議」にて協議され、学園全体の説明会で明示するほか、『事業計画書』『事業報告書』等でその年次計画・進捗状況についても明らかにしている。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると認められる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境に関する方針に基づき、法令上求められる校地・校舎面積を有し、運動場等の施設を整備したうえで、学生の自主的な学習を促進するための環境を整えている。例えば、A L型授業の拡大のために、A L型授業対応型教室への改修とI C Tを活用した先進的図書館への改装等を行うほか、ラーニングコモンズの改善に向けて、学習ラウンジの増設や学習機能向上のための設備改修等を行っている。

また、ネットワーク環境やI C T機器の整備については、「情報基盤センター」で各教室の無線L A N、パソコン、プロジェクター、音響機器等の整備・更新に加え、情報セキュリティへの対応及び学生・教職員における情報倫理の強化を図るため、「学校法人福岡工業大学情報セキュリティポリシー」「クラウドサービス利用ガイドライン」等の情報関連ポリシー及びガイドラインを制定し、説明会や研修会を通じて周知を図っている。

さらに、キャンパスのバリアフリー化については、「福岡工業大学障がい学生支援規程」に基づき、主要出入口の全自動化、身障者用の机・椅子・トイレの増設等の対応を行っている。

このほか、施設・設備の維持・管理の徹底、防火・防災対策の実施に加え、学生生活の快適性向上のための施策として、什器、照明等の更新、コンビニエンスストアの新設、軽食コーナーのラーニングカフェへの改装、屋外調理・交流施設の整備等を行っている。

以上のことから、法令上必要な校地・校舎面積を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備していると認められる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館には、図書、学術雑誌、電子ジャーナル等の図書資料を十分に備えており、各学科の学問領域に沿った資料、英語教育資料のほか、シラバスに記載した参考図書や教員・学生が希望した書籍を配備することとしている。このうち、学術雑誌については、購読料金の増加や教員の専門分野の多岐化を受けて、2016（平成 28）年度より教員のペーパービューによる論文購読を可能とする制度を導入してい

る。

また、2015（平成27）年度より、統合検索サービスを導入し、オンライン蔵書に加え、国立情報学研究所、科学技術振興機構、国立国会図書館、学術機関リポジトリポータルデータベースやオープンソースライブラリ、購読している電子ジャーナル等への横断的な検索・利用ができるようになっている。なお、電子資料のオープンアクセス化に伴う学術情報へのアクセス方法については、新入生オリエンテーション、ゼミナールなどの機会を通じて説明している。

さらに、開館時間、座席数及び司書資格を有した職員の配置等、学生の学習に配慮した利用環境を整備している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらは適切に機能していると認められる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「第7次マスタープラン」では、「特色ある研究によるプレゼンスアップ」を掲げ、研究の基盤となる大学院の魅力を高め、研究の高度化を実現し、科学技術分野での先端・先進的な研究力で大学のプレゼンスを高めるとともに、産学官連携体制を強化することで特色ある研究成果を生み出すことを目標としている。

これらの目標を踏まえ、研究費については、日常的な研究活動への助成及び研究水準の維持・向上を目的として、個人研究費に加えて「研究旅費」を配分しており、「学会出張旅費規程細則」に基づき「学会出張旅費」を一律に支給しているほか、前年度の科学研究費補助金申請を条件として「調査活動旅費」を支給している。また、外部資金獲得のための支援として、学内公募による研究助成制度を整備している。この制度では、科学研究費補助金への申請を応募要件とし、採択者には「研究インセンティブ制度」として、不採択者には「科研費リトライ支援制度」として、研究費の配分を行っている。さらに、「総合研究機構」が中心となり、若手及び新任研究者向けの研究スタートアップ支援制度や学術論文支援制度も設けている。

研究室の整備については、全教員に対して個人研究室を配備し、「計測センター」「オープンラボ」等の研究施設の集約、研究の促進・高度化を目指した「インキュベーションスタジオ」を新設している。また、研究に専念する時間を確保する目的で、週1日の自宅研修日、学外研修制度を設けているほか、担当する授業の上限値を定め、過度な負担が生じないための制度を整えている。

教育研究活動を支援するための制度としては、前述のようにTA及びSAの制度を設けているほか、AL型授業導入科目についてはCSを雇用し、授業の効率化を図っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究

活動の促進を図っていると認められる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正施行に伴い関連規程を整備しており、「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における研究活動及び公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」において、組織の管理責任体制を明記し、内部監査委員会を設置するほか、『福岡工業大学コンプライアンスマニュアル』を発行し、研究活動に携わる全教職員に配付している。また、外部講師によるコンプライアンス研修に加え、2018（平成 30）年度には、全教員及び関連する事務職員、公的研究費に採択された研究に携わる学部学生・大学院学生等に、新たに日本学術振興会の「研究 e ラーニングコース」の受講を義務付けている。なお、研究倫理に関する審議については「総合研究機構運営委員会」が所掌し、さらに「研究倫理審査委員会」「動物実験委員会」を設置している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、施設・設備の整備については財務部管財課、教育研究活動を支援する環境や条件の整備については「総合研究機構運営委員会」、図書館及び学術情報サービスの整備については「図書館運営委員会」がそれぞれ取り組んでいる。

このうち、施設・設備の整備については、各学部・学科、教務、学生、体育施設等の各委員会及びクラブ・サークル等の各団体から意見・要望等を聴取し、毎年の事業計画・予算編成に反映しており、これらの取組みの結果、新棟建築、屋外調理・交流施設及び課外教育施設の整備等につながっている。また、管財課による日常点検に基づき、校舎等内・外装の改修、基盤的設備等の改修、備品・什器等の更新、クラブ・サークル等課外活動施設環境改善といった取組みを実施している。

教育研究活動を支援する環境や条件の整備については、「総合研究機構運営委員会」が学内研究者へのアンケートやヒアリングを通じて機器を新規導入する一方、利用が限定的である旧機器はメンテナンスを打ち切るなどしており、機器の新規導入後は、利用状況に基づく効果検証、導入した機器を用いて発表された論文や学会発表の追跡調査等を行っている。

さらに、図書館及び学術情報サービスの整備については、「図書館運営委員会」を中心にして蔵書数の充実を意図した予算割合を設定するほか、雑誌の購読にあたっては、前年度利用実績、教員からの購読希望、購読の継続性を考慮して選定している。

これらの結果を踏まえ、2018（平成30）年度からは、「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っており、図書館レファレンスサービスの利用促進、研究専任教員及び研究補助者育成等に関する検討を開始している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると認められる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

「第7次マスタープラン」に示された社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、2014（平成26）年度に設置した「大学・地域連携推進室」を中心に近隣自治体・企業・団体等と包括的連携協定を締結し、産学連携、国際交流、大学間連携等を推進している。特に、ゼミナールや実習科目における教育研究活動と連動した社会連携活動に積極的に取り組んでおり、学生が大学での学びを生かしながら、地域社会の課題解決に取り組む教育を実践していることは、大学の特性を生かした地域貢献の活動として高く評価できる。なお、「大学・地域連携推進室」は2019（令和元）年に「社会連携室」へ改組しており、今後も社会連携・社会貢献に向けた一層の取組みに期待したい。社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、各活動を推進する組織・委員会ごとに年度の振り返りを行い、次年度に向けた改善・向上に取り組んでいる。また、2018（平成30）年度からは、これらの結果を踏まえ、「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に向けた取組みを行っている。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針は、「第7次マスタープラン」において、「グローバル化と地域連携の推進」を掲げ、「グローバル化の推進」「地域連携の推進」に関する大学の基本的な考え方を示している。具体的には、「グローバル化の推進」においては、海外派遣プログラムの見直しと高度化、海外協定校との連携等を図ることとしている。また、「地域連携の推進」については、「近隣自治体、企業、団体等との実質的連携の維持・継続」「地域と連携した教育活動の深化と発展」等を進めることとしている。

以上のことから、大学の社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組み

を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

地域連携については、2014（平成26）年度に設置した「大学・地域連携推進室」を中心に近隣自治体・企業・団体等と包括的連携協定を締結し、産学連携、国際交流、大学間連携等を推進している。例えば、大学の所在地である福岡市東区に所在する3大学による「東部地域大学連携」に加え、新宮町、古賀市及び医療系団体との包括的連携協定を結び、各自自治体が抱える行政課題の解決に向けた活動を展開している。また、2016（平成28）年度からは、ゼミナールや実習科目におけるPBL（Project Based Learning）などの教育研究活動と連動した社会連携活動の推進にも力を入れており、学生が大学での学びを生かしながら、地域社会の課題解決に取り組む教育を実践していることは、大学の特性を生かした地域貢献の活動として高く評価できる。なお、これまで学長直轄組織であった「大学・地域連携推進室」は2019（令和元）年に「社会連携室」へ改組し、大学の教育を補完するための組織である「学術支援機構」のなかに組み込むことで、大学教育との連携強化を図っている。

また、地域交流の取組みについては、「モノづくりセンター」において、ものづくり体験イベント「夏休み親子体験教室」の開催、地域イベントへの参加、地域の小・中学校での「ロボット工学出前授業」開講等を行うほか、「エクステンションセンター」では、「資格取得支援講座」「情報関連講座」「文化教養講座」等の生涯学習支援を実施している。

さらに、国際交流活動については、「国際連携室」（2018（平成30）年度までは「国際戦略室」）が窓口となり、協定校からの留学生を受け入れ、日本の先進的な研究や技術に接する機会を提供することにより、日系企業への就職等も含めグローバルな視点での人材育成を進めているほか、日本人学生とのさまざまな交流プログラムを実施している。特に、短期研修として中国の南京理工大学及び青島科技大学からの学生を受け入れており、この取組みは「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」に2014（平成26）年から5年連続で採択されている。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のもと、各活動を推進する組織・委員会ごとに、年度の活動の振り返りを行い、次年度に向けた改善・向上に取り組んでいる。

地域連携については、包括的連携協定ごとに「連携協議会」「推進委員会」を設け、連携協定に基づく事業計画の策定、計画の進捗状況・成果の確認及び次年度に向けた課題の抽出を行っている。また、各学部・学科で実施するPBLについては、プロジェクトごとに「中間報告会」「成果発表会」を学内外で開催し、学生・教員

の教育研究成果を確認するとともに、次年度の課題設定を行っている。これらの点検・評価活動の結果を踏まえ、学生の正課外での社会貢献活動を可視化し、その成果に対する評価を行うことを目的に、学生の課外活動を「FIT-AIM」上に記録し、活動実績に応じてポイントを付与する「FITポイント制度」の導入を開始している。

さらに、2018（平成30）年度からは「全学内部質保証推進会議」による全学的観点からの点検・評価及び改善・向上に取り組んでおり、既述のような2019（令和元）年度の組織改編につながるなど、体制強化に向けた改善が図られている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると認められる。

<提言>

長所

- 1) 社会連携・社会貢献に関する方針において地域との実質的な連携による教育活動の深化を掲げ、自治体・企業等と包括的連携協定を締結し、ゼミナールや実習科目においてPBL（Project Based Learning）を導入し、学生が地域社会の課題解決に取り組み、その成果に基づきICTを活用したりサイクル支援や観光PRアプリケーションの開発等の地域振興が図られている。この取り組みを通じて、大学の資源を地域社会に還元すると同時に、学生の実践的な学びにもつながっていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

大学の5年間の中期経営計画を定めた「マスタープラン」を大学運営に関する方針と位置づけ、2016（平成28）年に策定した「第7次マスタープラン」において、5つの戦略項目と、それらを支える財政基盤及び組織ガバナンスに関する戦略を明示している。これらを実行に移すための所要の職や組織については、関連規程を整備し、それに則った大学運営を行っている。教職員の資質向上に関する取り組み等についても適切に行われており、特に、2013（平成25）年から実施している「LEADプログラム」は、教職協働による海外研修プログラムとして、個々の教職員の資質向上だけでなく、教職協働の推進にも寄与していることは高く評価できる。大学運営については、「マスタープラン推進（レビュー）委員会」が「マスタープラン」に基づき点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

5年間の中期経営計画を定めた「マスタープラン」を策定・運用しており、これを大学運営の方針と位置づけている。具体的には、2016（平成28）年に策定した「第7次マスタープラン」において、「戦略的広報と募集活動による志願者増」「教育の質的転換による付加価値向上」「特色ある研究によるプレゼンスアップ」「キャリア教育と就職支援による満足度向上」「グローバル化と地域連携の推進」などの戦略項目を定め、これらを財政面と組織面から支える戦略として「財政基盤の安定と組織ガバナンスの強化」を掲げており、安定的な財政基盤を確立するための方針に加え、学長ガバナンスの強化、教員定数の見直し及び既存組織の再編など、経営戦略を支えるための体制整備に向けた施策を示している。

また、同プランの策定にあたっては、法人の各設置校及び事務局から選出した委員によって構成する「マスタープラン策定委員会」での審議を踏まえ、理事会で決定する体制となっており、大学と設置校を含む法人全体が一体となった運営方針を策定するための仕組みを整備している。さらに、これらの方針を「マスタープラン策定委員会」で審議する際に、委員以外の教職員も参加自由とすることで、策定プロセスや内容の透明性を高めていることに加え、同委員会の議事録の公開、各計画を記した冊子の配付及び方針説明会の実施により、教職員への周知を図っている。

以上のことから、大学運営の方針を適切に設定し、教職員に明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営については、関係法令に基づき、管理運営のための学内諸規程及び当該規程に基づく組織を整備している。学長をはじめ、学長補佐、学部長、研究科長等の職務は「学校法人福岡工業大学組織規則」に、選任方法は「学校法人福岡工業大学職員任用規則」にそれぞれ明示している。また、教授会の役割については、「福岡工業大学教授会規程」において、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」「その他教育研究に関する重要事項で、学長が定めたもの」等に関して、学長が決定を行うにあたり意見を述べるとして、学長の権限と教授会の役割を明確にしている。

また、法人組織については、寄附行為において理事会の権限と役割を定めている。

法人組織と教学組織の権限と責任については、法人組織が学園の管理・運営方針の策定、施設等の教育研究環境の整備及び財政基盤の確立等を担い、教学組織が教育課程の編成等について審議することを諸規程において定めており、適切に大学

運営を行っている」と認められる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算の編成については、財務部経理課において「予算編成の基本的考え方」を作成し、「予算委員会」などの各委員会の審議を経て、「事業計画（案）」としてとりまとめ、理事会で決定している。また、これらの内容を踏まえた『予算取扱要領』を作成し、予算の要求・配分・執行・事後評価の手續を学内で周知している。

予算の執行については、『事業報告書』等の各種報告書の作成過程において「予算委員会」「事務局部長ミーティング」「法人事務局ミーティング」等で報告を行い、相互に確認するとともに、取組実績やその成果創出、費用対効果の確認も行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学業務を支援する事務組織については、「法人事務局」「学術支援機構」「大学事務組織」を設け、それぞれのもとに大学運営・教育活動を行う事務組織を配置している。なお、大学業務の多様化・専門化に伴い、これらの組織については、「マスタープラン」で掲げた経営戦略に基づき、教学との連携強化や大学運営などの観点から適宜見直しを行っている。

大学運営における教職員の連携強化を図るため、大学事務組織の「入試広報部」「教務部」「学生部」「就職部」等に、教学組織上の部長職とともに事務組織上の責任者を置き、各種委員会やプロジェクトを教職協働により推進している。

事務職員の採用については、「学校法人福岡工業大学職員任用規則」に基づき行い、昇任については、「学校法人福岡工業大学事務職員等の昇格基準に関する内規」「事務職員及び技術職員昇任審査要領」に基づいた運用・審査を実施している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

以前から事務職員の意欲及び資質向上を図る取組みを積極的に展開しており、「目標管理制度」や「業績評価制度」を長きにわたり実施してきたほか、2009（平成 21）年度から 2015（平成 27）年度にかけて事務職員を対象とした米国における学外研修プログラム「FASTプログラム」（FIT Administration Staff Training Program）を実施し、米国の大学訪問、授業見学、意見交換等を行い、事務職員の成長を図ってきた。このプログラムを発展させるかたちで、2013（平成 25）年度からは教職協働による研修プログラム「LEADプログラム」（Leadership of Education & Administration Development Program）を開始し、事務職員と教員に

よる合同チームで米国の大学で現地調査や意見交換を行い、教育や大学運営の取組みを研修している。研修内容については、ブログによる情報発信に加え、研修後に報告会を開催して学内で情報共有しているほか、参加者と学生支援プロジェクトの関係者が意見交換を行い、障がいを持つ学生の支援の充実が議論されるなど各種取組みの発展にも寄与している。このように従来のSD活動を教職協働での取組みに発展させ、教職員の資質向上を図るとともに、学内制度の充実につながっていることは高く評価できる。

なお、2017（平成29）年度に「SDについての考え方と体系」をまとめ、事務職員の等級・職位に応じた研修を整理し、体系化を図ることで、さらなる事務職員の資質向上を目指すこととしているため、「LEADプログラム」の充実を含めた一層の取組み及びその成果に期待したい。

⑥ **大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

大学運営の適切性の点検・評価については、毎年度「マスタープラン推進（レビュー）委員会」を開催し、「マスタープラン」の進捗管理を行っている。また、同プランの進捗管理にあたっては、各設置校及び事務局による「アクションプログラム」の進捗報告、「予算委員会」による予算執行管理、「自己点検・評価委員会」による年度の点検・評価結果を踏まえ、実施している。さらに、これらの点検・評価活動で明らかになった課題等については、「自己点検・評価委員会」等の学内の諸委員会に報告・共有されるとともに、「マスタープラン」「アクションプログラム」に反映することで改善を図っている。

なお、監査については、内部監査、監事による監査及び監査法人による会計監査を実施している。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると認められる。

<提言>

長所

- 1) スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を積極的に進めており、事務職員を対象とした米国における学外研修プログラムを教職協働による研修プログラム「LEADプログラム」（Leadership of Education & Administration Development Program）へと発展させ、教員と事務職員が合同で米国の大学の現地調査等を行い、その結果を発信・共有することで、障がいを持つ学生に対する支援の充実などの大学の諸活動の発展につながっている。教職協働によるSDの実施により、個々の教職員の資質向上のみならず、全学的な教職協働の推進及

び学内の取組みの充実が図られていることは評価できる。

(2) 財務

<概評>

2019（令和元）年から2023（令和5）年までの「第5次中期財政計画」において「今後のあるべき財政運営」を策定し、数値目標を掲げている。財務関係比率については概ね良好で、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するうえで必要な財政基盤を確立しているといえる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

中期財政計画については、3年ごとに策定しており、現在は2019（令和元）年から2023（令和5）年までの「第5次中期財政計画」を実行している。同計画において、「今後のあるべき財政運営」の項目を設け、諸施策の財政的効果を積算したうえで、基本金組入前当年度収支差額と経常活動におけるキャッシュフロー額に関する数値目標を掲げている。そのほか、「現状の財政計画等諸施策の点検・評価」「経営環境の認識」「将来の課題・問題の認識と達成・解決の方策」などの項目を設け、各種データを用いた多角的かつ具体的な分析に基づく計画を策定している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率では、法人全体、大学部門ともに人件費比率が高く、事業活動収支差額（帰属収支差額）比率が低い水準で推移しているものの、貸借対照表関係比率は概ね良好である。また、2015（平成27）年度以降、施設設備整備事業を実施しているが、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているといえる。

なお、外部資金については、科学研究費補助金及び受託事業収入等の獲得を目的として「総合研究機構」の体制を充実させ研究予算を拡大するなど、研究活動の活性化を図る施策の展開により、受託研究費の受け入れ額は増加傾向にある。

以 上

福岡工業大学根拠資料一覧

点検・評価報告書2022
大学基礎データ2022
大学を紹介するパンフレット

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	福岡工業大学学則	○	1-1
	福岡工業大学大学院学則	○	1-2
	福岡工業大学「現状と課題」(平成7年3月)	-	1-3
	2022年度 学生便覧	○	1-4
	教育理念・目標(大学・大学院)	○	1-5
	学生便覧(大学)	○	1-6
	福岡工業大学 福岡工業大学短期大学部 大学案内2023	○	1-7
	福岡工業大学 大学院案内2023	○	1-8
	第9次中期経営計画「マスタープラン」(令和4年3月)	-	1-9
	部門別中期運営計画(令和4年度～令和8年度)	-	1-10
	令和4年度 AP行動計画報告資料(大学・大学院)	-	1-11
	令和4年度 事務局AP発表会資料	-	1-12
	「平成26年度文部科学省大学教育再生加速プログラム事業」選定 福岡工業大学AL型授業推進プログラム	○	1-13
	第5回全学内部質保証推進会議 議事録・資料(令和元年10月)	-	1-14
	第7回全学内部質保証推進会議 議事録・資料(令和元年12月)	-	1-15
2 内部質保証	第4回全学内部質保証推進会議 議事録・資料(平成30年10月)	-	2-1
	内部質保証の方針	○	2-2
	第10回自己点検・評価委員会議事録・資料(平成29年5月)	-	2-3
	福岡工業大学自己点検・評価委員会規程	-	2-4
	福岡工業大学全学内部質保証推進会議規程	-	2-5
	福岡工業大学FD推進機構規程	-	2-6
	福岡工業大学外部評価委員会規程	-	2-7
	福岡工業大学に対する大学評価(認証評価)結果	○	2-8
	設置計画履行状況等調査の結果等について(平成27年度)	-	2-9
	大学の収容定員変更に係る設置計画履行状況報告書(平成28年度)	○	2-10
	設置計画履行状況等調査の結果等について(平成28年度)	-	2-11
	設置計画履行状況等調査の結果について(平成29年度)	-	2-12
	福岡工業大学外部評価委員会議事録・資料(令和4年度)	-	2-13
	格付「A+」「AA-」の更新について(ニュースリリース)	○	2-14
	JABEE取得について(JABEE認定教育プログラム)	○	2-15
	事業報告書	○	2-16
	令和3年度 教育・研究活動報告書	○	2-17
	[大学]自己点検・評価/認証評価	○	2-18
	2022年度福岡工業大学外部評価委員会資料(令和5年2月)	-	2-19
第2回自己点検・評価委員会議事録・資料(令和4年5月)	-	2-20	
事務局AP報告会(令和4年度通期APレビュー報告)	-	2-21	
令和4年度教学特別予算実績報告会資料	-	2-22	
第7回自己点検・評価委員会議事録・資料(令和5年2月)	-	2-23	
福岡工業大学学生統合データベース管理運用規程	-	2-24	
3 教育研究組織	沿革	○	3-1
	学校法人福岡工業大学 組織図(2022年4月1日現在)	○	3-2
	教養力育成センターWebサイト	○	3-3
	教育施設一覧	○	3-4
	将来計画評議会<答申>における学部学科再編案の実現可能性について(報告)(平成27年3月)	-	3-5
	第7次マスタープラン重点施策および全体スケジュール(平成28年3月)3頁	-	3-6
	第9次中期経営計画「マスタープラン」(2022～2026) Vision Book	○	3-7
4 教育課程・学習成果	3つのポリシー(平成29年4月)冊子	-	4-1
	アドミッションポリシー(大学院)	○	4-2
	カリキュラム・ポリシー(大学院)	○	4-3
	ディプロマ・ポリシー(大学院)	○	4-4
	福岡工業大学大学院便覧	○	4-5
	ディプロマ・ポリシー(大学)	○	4-6
	カリキュラム・ポリシー(大学)	○	4-7

	資料の名称	ウェブ	資料番号
	[i-STEM教育プログラム] 高大連携の取組 授業振り返り実施 シラバス作成の手引き (令和4年度版) シラバスチェック結果 (教務課) 福岡工業大学AL型授業推進プログラムwebサイト 学習ポートフォリオシステム (FIT-AIM) の活用方法について (平成30年4月) 平成30年度第8回学部教授会議事録 平成30年度第10回研究科委員会 議事録・資料 平成30年度第3回全学教授会議事録・資料 アセスメントプラン (学修成果の評価・改善の方針) AL型授業推進プログラム中間事業報告書 (平成30年3月) 福岡工業大学「FD Annual Report (2021)」令和3年度「授業アンケート (期末)」の実施総括	○ - - ○ - - - - ○ - ○	4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17 4-18
5 学生の受け入れ	アドミッション・ポリシー (入学受入の基本方針) 大学 福岡工業大学 福岡工業大学短期大学部 入試ガイド2023 福岡工業大学大学院 2023年度入学試験実施要項 福岡工業大学 入学試験委員会規程 福岡工業大学 入学試験合格者選考規程 福岡工業大学 入学試験合格者選考細則 福岡工業大学大学院 入学者選考規程 福岡工業大学大学院 外国人留学生選考規程 福岡工業大学 収容定員関係学則変更認可申請書 (2014年3月) 教育環境追加設備のための経費支援の要望 (情報システム工学科) 2022 (令和4) 年度 第2回 部科長会資料 (2022年度入試・学生募集総括) 2022 (令和4) 年度 入学試験委員会議事録・資料 2022 (令和4) 年度 専攻主任会議事録・資料	○ ○ ○ - - - - - ○ - - - -	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13
6 教員・教員組織	福岡工業大学教員公募要項 求める教員像および教員組織の編成方針 福岡工業大学 教員資格審査基準 第6次中期財政計画 (令和4年3月) 学校法人福岡工業大学組織規則 福岡工業大学 教授会規程 福岡工業大学大学院 研究科委員会規程 福岡工業大学 教員選考委員会規程 福岡工業大学大学院 担当教員資格審査規程 福岡工業大学 昇格人事の選考に関する申し合わせ 福岡工業大学 昇格人事に関わる教育および研究業績等の審査基準申し合わせ 福岡工業大学「FD Annual Report」 本学におけるファカルティ・ディベロッパー (FDer) の定義と役割 授業公開の制度化に関する提案 (工学部) 「教育業績評価加点項目表」の教育改善への有効利用について 2022年度情報工学部教育業績賞受賞者報告会 (公開講義) を開催しました 2022 (令和4) 年度 研究科委員会議事録・資料 教員業績評価集計	- ○ - - - - - - - - - - ○ ○ - - - - -	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 6-16 6-17 6-18
7 学生支援	取得単位不足による「修学面談」実施について 令和4年度第2回部科長会資料 (令和4年5月) 1年生退学者 退学理由別推移 福岡工業大学 経済的事由による奨学生選考基準 福岡工業大学学業特別奨学生選考基準 福岡工業大学特技特別奨学生選考基準 私費外国人留学生に対する授業料減免措置 2022留学生オリエンテーション開催案内 学校法人福岡工業大学 障がい学生支援に関する基本方針 福岡工業大学学生課学生相談室「教職員のための障がい学生対応事例集」 学校法人福岡工業大学障がい学生支援に関する規程 学校法人福岡工業大学ハラスメント防止等に関する規程 福岡工業大学学生自治会サークル特別支援金支給規程 福岡工業大学学生表彰に関する取扱要領 福岡工業大学・短期大学部就職斡旋規程 2021年度 就職総括 CAREER GUIDE2022	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17

	資料の名称	ウェブ	資料番号
8 教育研究 等環境	「第Ⅲ期施設・設備整備計画」検討の前提確認と検討の進め方について	-	8-1
	第Ⅲ期施設・設備整備計画要旨	-	8-2
	令和4年度事業計画書	○	8-3
	キャンパスリニューアルについて (Campus Facility Report)	○	8-4
	ニューノーマル社会を見据えた福岡工業大学DX (FIT-DX) への取り組み	○	8-5
	アクティブ・ラーニング施設	○	8-6
	福岡工業大学附属図書館Webサイト	○	8-7
	附属図書館活動報告書 (2021年度)	-	8-8
	福岡工業大学情報セキュリティハンドブック (2020.2改訂)	-	8-9
	福岡工業大学 旅費規程 学会出張旅費細則	-	8-10
	福岡工業大学 旅費規程 調査活動旅費細則	-	8-11
	総合研究機構 研究支援制度 (概要)	-	8-12
	外部研究資金獲得者に対する研究報奨制度 (概要)	-	8-13
	学校法人福岡工業大学 学外研修規程	-	8-14
	学校法人福岡工業大学就業規則 専任教員担当授業時間に関する内規	-	8-15
	福岡工業大学学生授業サポート制度に関する内規	-	8-16
	情報基盤センター「Annual Report (年間活動報告書)」 (2021年度)	-	8-17
	総合研究機構 関連規程等 (冊子)	-	8-18
	2021年度研究倫理・コンプライアンス研修	-	8-19
	令和4年度 予算要求要領(施設・設備に関する意見・要望聴取)	-	8-20
	令和4年度 クラブ・サークル活動ヒアリングの実施報告	-	8-21
	キャンパス点検要領	-	8-22
	2021年度 総合研究機構活動報告	-	8-23
	令和元年～令和3年度教学要望予算配付一覧 (予算概況、予算措置案)	-	8-24
	総合研究機構共同利用機器アンケート・利用集計表	-	8-25
9 社会連 携・社会貢献	自治体・企業・教育機関等との連携協定一覧 (令和4年11月現在)	○	9-1
	社会連携室広報誌「Co-Creation」vol.6 (2021)	○	9-2
	モノづくりセンター活動報告書 (2021年度)	-	9-3
	エクステンションセンター 2022秋冬講座チラシ	○	9-4
	国際交流活動報告書 (2021年度)	-	9-5
	FIT ポイントリーフレット	○	9-6
	FIT Global Vision for 2026の制定について	○	9-7
10 大学運 営・財務 (1) 大学運 営	学校法人福岡工業大学職員任用規則	-	10-1
	学校法人福岡工業大学安全衛生委員会規程	-	10-2
	「令和4年度教学特別予算取扱要領」「令和4年度事務局予算取扱要領」	-	10-3
	第8次MP・第5次財政計画添付資料 (事務組織拡充の経緯)	-	10-4
	事務職員及び技術職員昇任審査要領	-	10-5
	事務職員等の昇格基準に関する内規	-	10-6
	学校法人福岡工業大学 人事評価制度マニュアル (事務職員) 第1版 (令和2年12月)	-	10-7
	新人事制度のコンセプト	-	10-8
	SDについての考え方と体系 (平成29年4月教授会資料)	-	10-9
	令和3年度 福岡工大の財政	-	10-10
	JCR格付審査要旨、R&I発行体ファイル (2023年1月)	-	10-11
10 大学運 営・財務 (2) 財務			

福岡工業大学
点検・評価報告書 2022

編集 福岡工業大学自己点検・評価委員会
発行 2023（令和5）年3月
福岡工業大学
〒811-0295 福岡市東区和白東3丁目30番1号
事務局 経営企画室
TEL : (092) 606-0618
FAX : (092) 606-8923
e-mail : kikaku@fit.ac.jp

FIT Fukuoka Institute of Technology
福岡工業大学